

令和8年度

愛媛県水防計画

愛媛県

目 次

第1章 総 則

第1節	目 的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任と義務	3
1	県 の 責 任	3
2	市 町 の 責 任	4
3	国土交通省の責任	4
4	下水道管理者の責任	5
5	海岸管理者の責任	5
6	気象庁の責任	5
7	地元住民の義務	5
8	水防協力団体の義務	5
第4節	津波における留意事項	6
第5節	安 全 配 慮	6

第2章 水 防 組 織

第1節	県の水防組織	7
1	水防本部の設置時期	7
2	水防本部の配置体制	7
(1)	準 備 配 置	7
(2)	非 常 配 置	7
3	水防本部の組織	7
(1)	水防本部の編成	7
(2)	各 班 の 任 務	8
(3)	水防下部組織及び任務	8
4	災害対策本部との関係	8
5	水防本部解散の時期	8
第2節	水防管理団体	10
1	水防管理団体	10
2	市町の水防組織	10
3	水 防 定 員	10

4	重要水防箇所等の状況	10
第3章	重要水防箇所	
	重要水防箇所総括表	12
第4章	予報及び警報	
第1節	気象通報	13
1	特別警報の種類と概要	13
2	危険警報の種類と概要	14
3	警報の種類と概要	14
4	注意報の種類と概要	14
5	気象情報	18
6	愛媛県の細分区域と対象市町	20
7	津波に関する警報・注意報、予報及び情報	21
第2節	洪水予報	27
1	洪水予報を行う河川	27
(1)	国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川	27
(2)	都道府県と気象庁が共同して行う洪水予報の指定河川	28
2	洪水予報の種類等と発表基準	29
第3節	水防警報	36
1	水防警報を行う河川	36
(1)	国土交通大臣の行う水防警報の指定河川	36
(2)	知事の行う水防警報の指定河川	37
2	水防警報発表の基準	40
(1)	水防警報発表の基準	40
(2)	発表の様式	42
(3)	水防警報伝達系統図	43
第4節	水位周知河川における水位到達情報	68
1	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川	68
(1)	国土交通大臣が指定する水位周知河川	68
(2)	知事が指定する水位周知河川	69
2	水位情報の通知及び周知の基準	71

(1) 種類及び発表基準	71
(2) 発表の様式	71
(3) 水位情報の通知及び周知の伝達系統図	71
3 洪水浸水想定区域図の指定	72

第5章 水防活動

第1節 予報及び警報に対する措置	75
1 河川課	75
2 地方局建設部及び土木事務所	75
3 水防管理団体	75
第2節 雨量の通報	77
1 特定観測及び通報	77
第3節 水位の通報及び公表	77
1 特定観測及び通報	77
2 特定水位観測所の公表	78
第4節 放流量の通報	78
1 県管理ダムの通報	78
2 国土交通省管理のダム	78
3 水資源機構管理のダム	79
第5節 潮位の通報	79
1 通報	79
2 報告事項	79
3 検潮儀設置箇所一覧表	79
4 高潮浸水想定区域図作成	79
第6節 水位等の情報提供	80
1 水位等の観測データの公表	80
2 危機管理型水位計による河川情報提供	80
3 河川監視カメラ及び簡易型カメラによる河川情報提供	80
4 河川情報アラームメールによる情報配信	80
第7節 水門等の操作	81
1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）	81
2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（津波・高潮）	81
第8節 河川、港湾の貯木対策	82

1	実施責任者	82
2	事前措置	82
3	事後措置	82
第9節	水防団（消防団）の出動	82
1	出動準備	82
2	出動	82
3	出動の要領	83
第10節	監視及び警戒	83
1	常時監視	83
2	非常警戒	83
第11節	水防作業	83
1	水防工法	83
2	水防作業上の心得	84
3	水防資器材の補充	84
4	水防作業の安全確保	84
第12節	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応	84
第13節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	85
1	氾濫等の通報	85
2	決壊・漏水等の通報	85
第14節	水防解除	86

第6章 水防施設

第1節	水防倉庫及び資器材	87
1	水防倉庫及び資器材の整備	87
(1)	県	87
(2)	水防管理団体	88
第2節	輸送の確保	88
第3節	通信連絡施設	89
1	県の通信施設	89
2	河川等情報システムの整備	89
3	災害時優先電話及び非常・緊急電報	90
(1)	災害時優先電話	90
(2)	電報の非常・緊急扱い	90

(3)	その他通信施設の使用	90
(4)	報道機関の活用	91
(5)	その他の非常連絡	91
第7章	協力及び応援	
第1節	河川管理者の協力	92
第2節	徳島県及び高知県との協定事項	93
第3節	応援及び相互協定	93
1	地元住民の応援	93
2	警察官の応援	93
3	隣接水防管理団体の応援及び相互協定	93
4	自衛隊の応援	93
第4節	ダム水防連絡協議会	94
第5節	大規模氾濫に関する減災対策協議会	94
第8章	水防費用と公用負担	
1	費用負担	97
2	公用負担	97
(1)	公用負担権限	97
(2)	公用負担権限証明書	97
(3)	公用負担の証票	98
3	損失補償	98
第9章	水防活動実施報告	
	水防活動実施報告書	99
第10章	水防訓練	
1	県	101
2	指定水防管理団体	101

第11章 水防管理団体の水防計画の基準

- 1 水防計画作成要領…………… 102
- 2 水防計画作成基準…………… 102
- 3 留意すべき事項…………… 102

第12章 水防協力団体

- 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供…………… 103
- 2 水防協力団体の業務…………… 103
- 3 水防協力団体と水防団等の連携…………… 103
- 4 水防協力団体の申請・指定及び運用…………… 103

資 料 編

第1	水 防 信 号	
	水防信号（愛媛県水防信号規則 昭和25年9月8日規則第57号）	105
第2	重要水防箇所一覧表	
	地方局建設部、土木事務所及び国土交通省重要水防箇所	106
第3	水防資器材保有状況一覧表	
	1 県	138
	2 水防管理団体	140
	3 各種水防資器材	151
第4	土木部関係地方機関人員、組織、自動車数状況	154
第5	雨量・水位観測所一覧表	
	1 特定雨量観測所	156
	2 一般雨量観測所	160
	3 特定水位観測所	170
	4 一般水位観測所	174
	5 危機管理型水位計	180
	6 河川監視カメラ	186
第6	水 防 工 法	
	1 水防工法の分類	188
	2 水 防 用 語	192
	3 水防工法の解説	194
第7	通信連絡施設	216
第8	洪水予報文例、洪水予報作業用紙	222
第9	水防警報、水防情報の発表様式	228
第10	水位周知河川の発表様式、伝達系統図	259
第11	水位の通報様式	285
第12	愛媛県警報等例文	286
第13	ダムの水防伝達系統図	287
第14	津波に関する水防警報に係る基本的な考え方	300
第15	水 防 法	304
第16	愛媛県水防協議会条例	337
第17	愛媛県水防協議会役員名簿	338
第18	関係機関電話番号一覧表	339

附 図

令和8年度愛媛県水防計画要覧図

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮等による水害を警戒防止するとともに、これによる被害を軽減するため、愛媛県管内の河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒通信及び連絡輸送、ダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な資器材及び施設の整備と運用について実施の大綱を定め、もって水防の万全を期するものとする。

第 2 節 用 語 の 定 義

愛媛県水防本部	県内における水防を総括するために設置される機関（以下「水防本部」という。）
統 監	愛媛県知事（以下「知事」という。）
副 統 監	愛媛県副知事
水 防 本 部 長	愛媛県土木部長
水 防 本 部 副 長	土木部各局長、土木部土木管理局技術監
班 長	土木部各課長、各室長
副 班 長	土木部各課主幹、各室主幹
水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市町又は水防事務組合若しくは水害予防組合（法第 2 条第 2 項）
指定水防管理団体	県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係にあるもので知事が指定したものをいう（法第 4 条）。
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。
消 防 機 関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
消 防 機 関 の 長	消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。
水 防 団	法第 6 条に規定する水防団をいう。
水 防 活 動	洪水、内水、津波又は高潮等の場合に、河川等の巡視をし、危険な場合には土のうを積んだり、シートを設置したりする。このような水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という。
水 防 協 力 団 体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格等関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項及び第4項)
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事が、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。
水位到達情報	水位周知河川では、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報をいう。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川及び海岸について、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。
水防警報河川	(1) 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて国土交通大臣が指定し公示した河川 (2) 前項以外の河川で洪水により国民経済上相当な損害を生ずるおそれがあると認めて都道府県知事が指定し公示した河川
水防団待機水位(通報水位)	各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項)
氾濫注意水位(警戒水位)	水防団が出動し警戒にあたる目安となる水位(法第12条第2項)
避難判断水位	市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位。水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する(法第13条第1項及び第2項)。
氾濫発生水位(氾濫開始水位)	洪水により相当の家屋浸水等が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高)をいう。市町長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもの(法第14条)。

高潮浸水想定区域 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定したもの(法第14条の3)。

『重要水防箇所』 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』 重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

第3節 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、法に次のとおり規定されている。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
- (2) 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- (3) 水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- (4) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2、下水道法第23条の2)
- (5) 水防協議会の設置(法第8条第1項)
- (6) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- (7) 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項)
- (8) 水位の通報及び公表(法第12条)
- (9) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)
- (10) 洪水予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防決壊等の通知の関係市町長への通知(法第13条の4)
- (11) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条、第14条の2及び第14条の3)
- (12) 大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- (13) 自水防管理者に対する水防に浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に屋いする水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

- (14) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川指定したときの公示（法第 16 条第 1 項及び第 3 項及び第 4 項）
- (15) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (16) 氾濫等の通報、決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条、法第 25 条の第 2 項）
- (17) 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- (18) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (19) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (20) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (21) 水防管理団体に対する勧告及び助言（法第 48 条）

2 市町の責任

市町はその区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防組織の確立（法第 3 条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (5) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (7) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (8) 堤防の決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）
- (9) 公用負担（法第 28 条）
- (10) 避難のための立退き指示（法第 29 条）
- (11) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (12) 水防計画の作成、都道府県知事に届け出（法第 33 条）
- (13) 水防協議会の設置（法第 34 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法 13 条の 4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関

する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

- (9) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項）
- (10) 重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (11) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (12) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (13) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 下水道管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
- (2) 氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

5 海岸管理者の責任

- (1) 氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

6 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）
- (3) 高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

7 地元住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない(法第 24 条)。

8 水防協力団体の義務

- (1) 決壊等の通知（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (5) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第二章 水 防 組 織

第1節 県 の 水 防 組 織

1 水防本部の設置時期

法第10条の規定により、松山地方気象台長から気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあるとの通知、又は、松山地方気象台長と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長、大洲河川国道事務所長の共同による洪水予報等の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると知事が認めたときは、県において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする（水防体制フロー P8参照）。

また、水防本部が設置されるまでの間で、水防に関し警戒及び活動を行う必要があると土木部長が認めたときは、準備配置をとり水防活動の体制を整えるものとする。

なお、準備配置をとるまでの間は、河川課においてその業務を処理する。

河川課長は、気象情報により判断し、各課(室)長に指示し各課(室)員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

2 水防本部の配置体制

(1) 準備配置

松山地方気象台長より気象情報の通知を受けてから水防本部が設置されるまで、又は、水防本部解散後引き続き水防に関し警戒及び活動を行う必要がある場合の体制をいう。

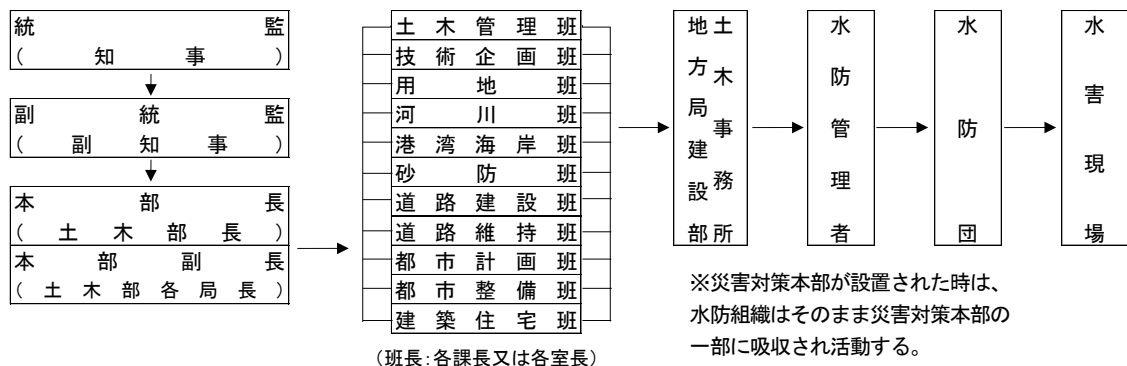
(2) 非常配置

水防本部設置後の体制をいう。

3 水防本部の組織

(1) 水防本部の編成

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の統括処理にあたり本部を県庁(土木部内)におく。



統監不在のときは副統監、本部長がそれぞれ代行する。

本部長、本部副長、各班長が不在のときは、下位のものがそれぞれ代行する。

(2) 各班の任務

水防本部各班長は気象情報に注意し、水防本部等の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。水防本部各班は、各関係課(室)員の内、水防事務に必要な人員をもって充て、有事の場合は本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

土木管理班 技術企画班 用地班	部内の連絡調整に関する事。各班相互の協力に関する事。 庁舎管理に関する事。 各班の応援に関する事。
河川班	河川施設の水防に関する事。 水位、雨量等観測資料の収集連絡に関する事。 被害状況の収集に関する事。 水防警報の受報発報に関する事。 水防活動の状況把握に関する事。 水防資器材調達供給に関する事。 防災通信回線に関する事。 上下水道施設の水防に関する事。 他の班に属さないこと。
港湾海岸班	港湾、海岸施設の水防に関する事。 貯木、廃船に関する事。 潮位、風向き、風速、高波の資料収集連絡に関する事。 災害輸送用船舶の確保に関する事。
砂防班	砂防施設、地すべり地域における水防に関する事。
道路建設班 道路維持班	道路、橋梁の水防に関する事。 水防時における通行路線の決定、交通状況の調査及び関係機関への連絡に関する事。 応援資器材の運搬に関する事。
都市計画班 都市整備班 建築住宅班	都市計画並びに宅地造成に係る水防に関する事。 都市施設（上下水道除く）の水防に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。

(3) 水防下部組織及び任務

地方局建設部及び土木事務所においては、それぞれの地域の特性、規模及び実情に応じた水防体制を編成しておくこと。県に水防本部が設置された場合は、これに準じ県水防計画の定めるところにより管内の水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう指導するとともに、気象状況、水防活動等について水防本部に連絡すること。

4 災害対策本部との関係

災害対応については、愛媛県災害対策本部要綱に基づき、災害警戒本部と災害対策本部の2段階の体制をとることとなっており、災害警戒本部が設置されたときには、水防本部は災害警戒本部と連携し水防体制をとることとなるが、災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

5 水防本部解散の時期

気象状況により判断し、統監が解散を命じたとき。

第2節 水防管理団体

1 水防管理団体

法第2条に定める県内の水防管理団体は20団体(20市町)であり、すべて法第4条の規定に基づき知事が指定する指定水防管理団体である。

2 市町の水防組織

- (1) 市町の水防組織は、市町水防計画で定めなければならない。
- (2) 第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努めなければならない。
 - ① 待 機 水防団の足留めを行う体制
 - ② 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
 - ③ 出 動 水防団が出動する体制
 - ④ 解 除 水防活動の終了

3 水 防 定 員

水防定員については、指定水防管理団体の水防団員定員基準条例（昭和25年9月8日条例第45号）で次のとおり定められている。

- (1) 指定水防管理団体の水防定員は、特に重要な河川・海岸は堤防の長さ20mにつき1人の基準とする。その他の河川・海岸は50mにつき1人の基準とする。
- (2) 非指定水防管理団体の水防定員は前項に準ずる。

4 重要水防箇所等の状況

指定水防管理団体の重要水防箇所等の状況は次表（次ページ）のとおりである。

参考

『重要水防箇所』 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』 重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

指定水防管理団体

水防管理団体名	重要水防箇所延長(m)		水防倉庫棟数		水防活動可能人員		
		特に危険な箇所延長(m)	兼用	専用	消防団員	その他	計
四国中央市	3,130	0	2	12	1,090	553	1,643
新居浜市	629	0	5	3	665	1,592	2,257
西条市	32,417	1,345	0	16	1,380	966	2,346
今治市	8,554	0	13	2	1,978	1,307	3,285
上島町	0	0	9	0	332	106	438
松山市	17,820	5,034	11	14	2,521	893	3,414
東温市	4,810	0	1	2	577	353	930
久万高原町	0	0	46	0	551	42	593
伊予市	750	200	2	2	751	350	1,101
松前町	7,784	2,586	1	0	305	165	470
砥部町	1,900	1,100	2	5	296	233	529
大洲市	31,465	1,285	6	11	1,247	145	1,392
内子町	80	0	1	2	714	20	734
八幡浜市	8,560	250	2	1	683	80	763
伊方町	0	0	3	0	453	93	546
西予市	14,765	0	5	2	1,582	112	1,694
宇和島市	15,575	50	0	6	1,843	238	2,081
鬼北町	300	0	0	1	362	122	484
松野町	100	0	1	0	146	60	206
愛南町	6,167	0	10	2	880	416	1,296
合計	154,806	11,850	120	81	18,356	7,846	26,202

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所総括表

地方局建設部 土木事務所名	河川・ 海岸の 別	重要水防箇所			
				特に危険な箇所	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
東予地方局 四国中央土木事務所	河川	15	3,130	0	0
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 建設部	河川	42	32,091	6	1,240
	海岸	0	0	0	0
東予地方局 今治土木事務所	河川	18	8,204	0	0
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 建設部	河川	37	17,916	6	505
	海岸	4	2,208	0	0
国土交通省 松山河川国道事務所	河川	64	25,875	25	8,059
	海岸	0	0	0	0
中予地方局 久万高原土木事務所	河川	0	0	0	0
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 大洲土木事務所	河川	6	2,896	0	0
	海岸	0	0	0	0
国土交通省 大洲河川国道事務所	河川	92	28,812	4	1,285
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 八幡浜土木事務所	河川	12	8,560	1	250
	海岸	0	0	0	0
南予地方局 西予土木事務所	河川	14	14,420	0	0
	海岸	3	345	0	0
南予地方局 建設部	河川	15	15,550	0	0
	海岸	1	170	0	0
南予地方局 愛南土木事務所	河川	2	660	0	0
	海岸	5	5,507	0	0
国土交通省関係計	河川	156	54,687	29	9,344
	海岸	0	0	0	0
	計	156	54,687	29	9,344
県関係計	河川	161	103,427	13	1,995
	海岸	13	8,230	0	0
	計	174	111,657	13	1,995
総計	河川	317	158,114	42	11,339
	海岸	13	8,230	0	0
	計	330	166,344	42	11,339

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報

松山地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び愛媛県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

松山地方気象台が発表する気象警報・注意報等のうち、水防上必要なものは次のとおりである。

1 特別警報の種類と概要（基準値は別表1に示す）

特別警報の種類	概 要
レベル5大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
レベル5氾濫特別警報	洪水予報対象河川の氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
レベル5土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
レベル5高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。（なお、「大津波警報」の名称で発表される。）

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

※特別警報の発表例文は「資料編第12 愛媛県地方気象警報等例文」P286参照。

2 危険警報の種類と概要（基準値は別表1に示す）

危険警報の種類	概 要
レベル4大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表される。
レベル4氾濫危険警報	洪水予報対象河川の氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表される。
レベル4土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表される。
レベル4高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表される。

3 警報の種類と概要（基準値は別表1に示す）

警報の種類	概 要
レベル3大雨警報	大雨による重大な浸水害等が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表される。
レベル3氾濫警報	洪水予報対象河川の氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表される。
レベル3土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表される。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル3高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表される。
津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

4 注意報の種類と概要（基準値は別表1に示す）

注意報の種類	概 要
レベル2大雨注意報	大雨による浸水害等が起こるおそれのある場合に発表される。
レベル2氾濫注意報	洪水予報対象河川の氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表される。
レベル2土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表される。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。
 ※特別警報の発表例文は「資料編第12 愛媛県地方気象警報等例文」P286 参照。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧 (別表1)

一次細分区域		中予	東予		南予	
市町村等をまとめた地域		—	東予東部	東予西部	南予北部	南予南部
特別警報	レベル5 大雨	以下の①または②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数がレベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数がレベル5 大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現				
	レベル5 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合				
	暴風	中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合				
	暴風雪	中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合				
	波浪	中心気圧930hPa以下または最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				
	レベル5 高潮	水位（高潮予報区間に限る）または潮位がレベル5 高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合				
	津波	区域内で21ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合				
危険警報	レベル4 大雨	以下の①または②が予想される場合 ①表面雨量指数が対象格子においてレベル4 大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が対象河川の格子においてレベル4 大雨危険警報の基準値に到達すること				
	レベル4 土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)				
	レベル4 高潮	水位（高潮予報区間に限る）または潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合				

		(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)		
警 報	レベル3大雨	表面雨量指数または流域雨量指数がレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)		
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s	陸上 20m/s ^{※1} 伊予灘 25m/s, 宇和海 25m/s	陸上 20m/s 海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s ^{※1} 伊予灘 25m/s, 宇和海 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ 10cm 山地 12時間降雪の深さ 30cm		
	波浪(有義波高)	3.0m	伊予灘 4.0m, 宇和海 4.0m	4.0m
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)または潮位がレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)		
	津波	区域内で23ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合		
注 意 報	レベル2大雨	表面雨量指数または流域雨量指数がレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合		
	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s	陸上 12m/s ^{※2} 伊予灘 15m/s, 宇和海 15m/s	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s ^{※2} 伊予灘 15m/s, 宇和海 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地 12時間降雪の深さ 5cm 山地 12時間降雪の深さ 15cm		
	波浪(有義波高)	1.5m	伊予灘 2.0m, 宇和海 2.0m	2.0m
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)または潮位がレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)		
	津波	区域内で21ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合		

※1 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は25m/sを目安とする。

※2 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東～南西)は15m/sを目安とする。

※警報・注意報の具体的な数値は、愛媛県における過去の災害の規模と気象資料から、各種警報・注意報を発表する際の基準として定めたものである。

※警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除されて、新たな警報・注意報に切

り替えられる。

※気象等警報・注意報の伝達系統は P27、発表例は「資料編第 12 愛媛県地方気象警報等例文」P290 参照。

※有義波高：ある地点で一定時間（例えば 20 分間）に観測される波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高。

※レベル 4 高潮危険警報において八幡浜市、伊方町には、伊予灘側及び宇和海側の基準を設定している。

【大雨警報、注意報等の基準の解説】

表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報・大雨注意報の判断基準に用いている。

流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報・注意報の判断基準に用いている。

【大雨警報等を補足する情報】

気象庁は、特別警報、危険警報、警報、注意報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクル及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示する情報
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・危険警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛媛県中予など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛媛県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(3) 愛媛県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の4つである。

ア. 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせる分析）された場合に、気象庁から「愛媛県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ. 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「愛媛県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ. 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「愛媛県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛媛県中予など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛媛県中予など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(4) 全般気象解説情報、四国地方気象解説情報、愛媛県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(5) 土砂災害警戒情報

市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、愛媛県と松山地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

(6) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

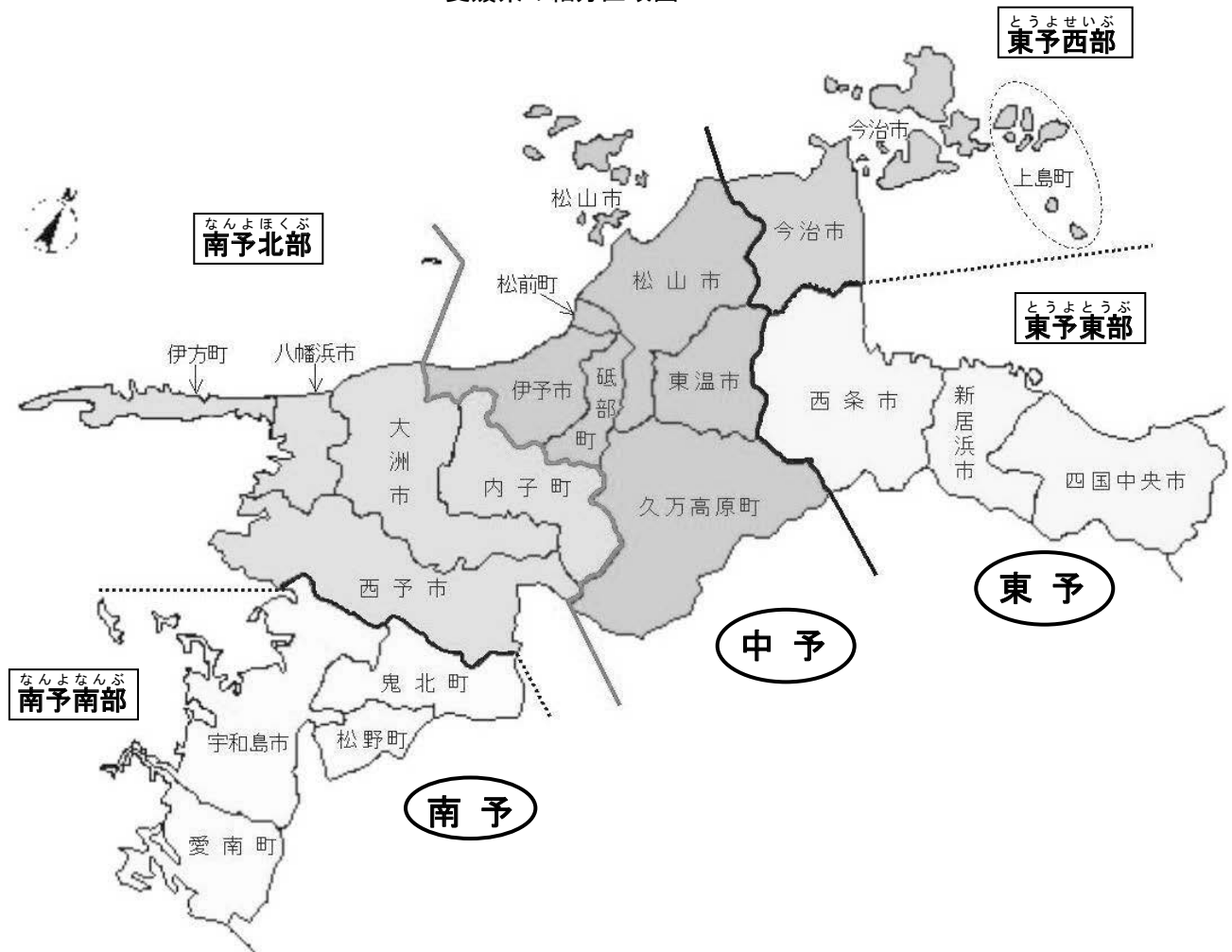
少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説したりするためのもの。

6 愛媛県の細分区域と対象市町

愛媛県の細分区域表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町等）
とうよ 東予	とうよとうぶ 東予東部	にい はまし さいじょうし しこくちゅうおうし 新居浜市、西条市、四国中央市
	とうよせいぶ 東予西部	いまばりし おちぐんかみじまちょう 今治市、越智郡上島町
ちゅうよ 中予	—	まつやまし どうおんし いよし かみうけなぐんく まこうげんちょう 松山市、東温市、伊予市、上浮穴郡久万高原町、 いよぐんまさきちょう いよぐんとべちょう 伊予郡松前町、伊予郡砥部町
なんよ 南予	なんよほくぶ 南予北部	おおずし せいよし やわははまし きたぐんうちこちょう にしうわぐんいかたちょう 大洲市、西予市、八幡浜市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町
	なんよなんぶ 南予南部	うわじまし きたうわぐんまつのちょう きたうわぐんきほくちょう みなみうわぐんあいなんちょう 宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町

愛媛県の細分区域図



7 津波に関する警報・注意報、予報及び情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 表中の「予想高さ」は、「予想される津波の最大波の高さ」をいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、前項(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3)

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値(注)とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値(注)とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値(注)とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

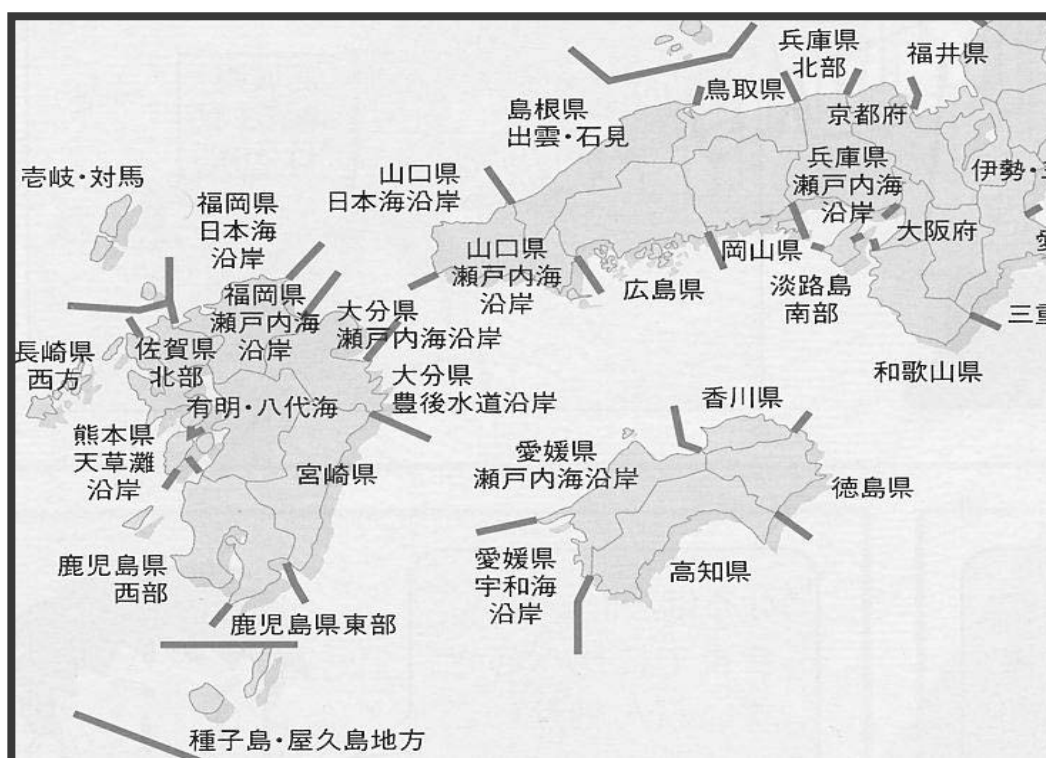
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

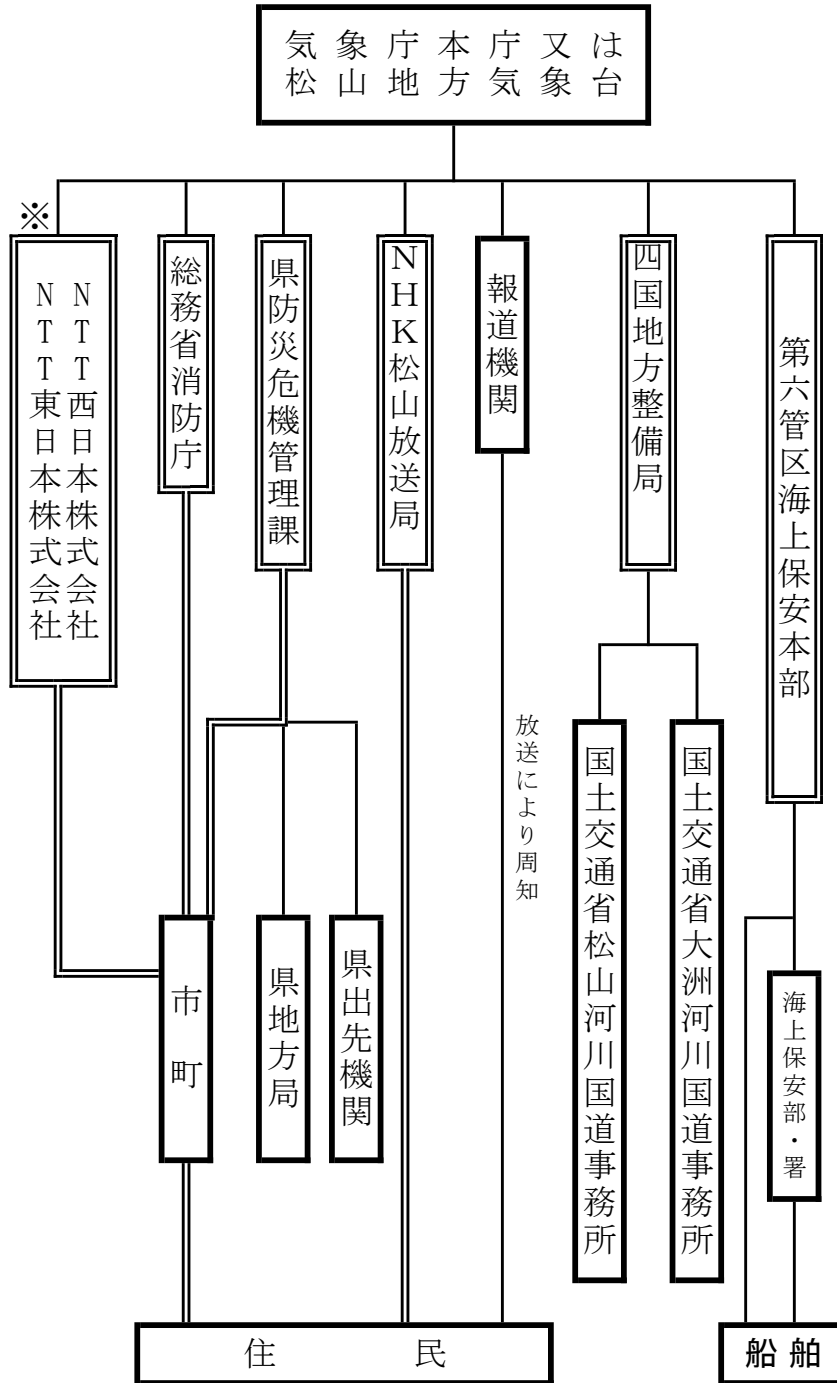
	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 津波の予報の伝達については「大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」P26 参照

津波予報区



特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）



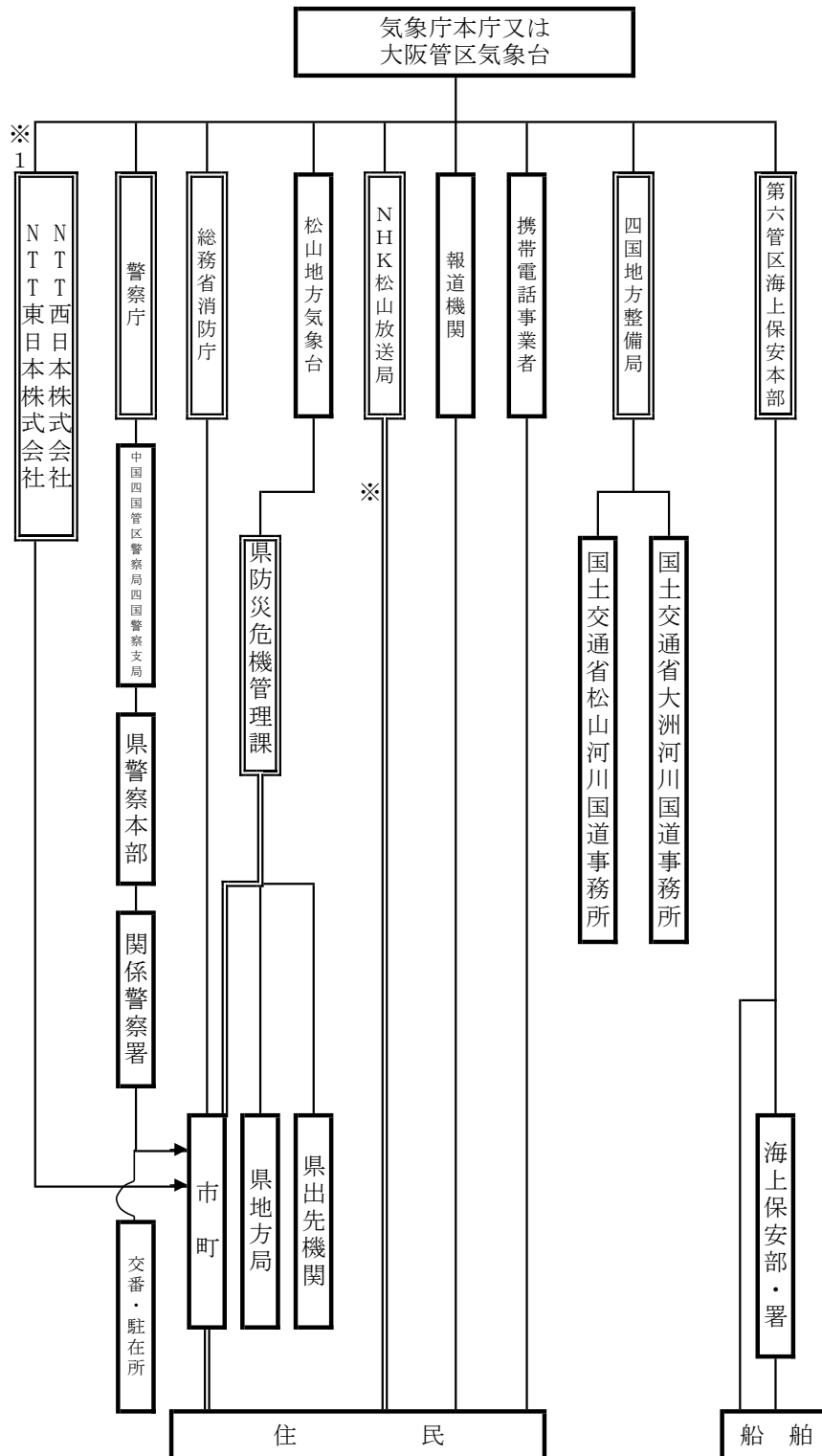
※印は警報のみ。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって

通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図
(松山地方気象台)



※1：大津波警報・津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知措置が義務づけられている伝達経路。

注) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第2節 洪水予報

1 洪水予報を行う河川

(1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川

イ 洪水予報を行う河川とその区域

河川名	区 域	延長
重信川	左岸 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先 右岸 愛媛県東温市見奈良柳原25番地先 から海まで	17,160m
石手川	左岸 愛媛県松山市朝生田町四丁目995番2地先 右岸 愛媛県松山市和泉北一丁目1096番地先 から重信川の合流点まで	3,300m
肱川	左岸 愛媛県大洲市柚木字尾坂358番の1地先 右岸 愛媛県大洲市柚木字富士897番の1地先 から海まで	20,200m
矢落川	左岸 愛媛県大洲市新谷甲394番地の9地先 右岸 愛媛県大洲市新谷甲343番地の2地先 から肱川の合流点まで	2,600m

ロ 洪水予報の対象とする基準水位観測所及び洪水予報の通知

※ 番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	氾濫発生 水位 (m)	洪水予報の通知		
								発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	重信川	出 合	2.00	3.00	4.60	5.10	6.69	国土交通省 松 山 河川国道 事務所長	県河川課長	洪水予警報等 作成システム (E-mail)、多重 回線(FAX)又 は専用電話
2	石手川	湯 渡	4.00	4.90	5.30	6.10	6.84	〃	〃	〃
3	肱 川	大洲第二	2.80	3.80	5.40	7.10	7.17	国土交通省 大 洲 河川国道 事務所長	〃	〃
4	矢落川									

氾濫危険水位：洪水により氾濫の起こるおそれのある水位

氾濫危険水位 7.10m

対象地区

肱 川：大洲市柚木地区～河口

矢落川：肱川合流点～新谷地区（2.6km）まで

ハ 洪水予報の通知を受けた知事の水防管理者への通知

河川名	通知にかかる事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長、松山市長、東温市長、伊予市長、松前町長及び砥部町長	FAX及びE-mail
石手川			
肱川	"	南予地方局大洲土木事務所長、大洲市長	"
矢落川			

(2) 都道府県と気象庁が共同して行う洪水予報の指定河川

イ 洪水予報を行う河川とその区域

番号	水系名	河川名	区 域	延長
1	重信川	石手川	左岸 愛媛県松山市高野町(市之井手橋)から 松山市朝生田町四丁目995番2地先まで 右岸 愛媛県松山市溝辺町(市之井手橋)から 松山市和泉北一丁目1096番地先まで	5,850m
2	肱川	肱川 (菅田～鹿野川)	左岸 大洲市肱川町宇和川760番4地先(鹿野川大橋上流60メートル)から 大洲市柚木字尾阪358番1地先(富士橋下流30メートル)まで 右岸 大洲市肱川町山鳥坂282番1地先(鹿野川大橋上流60メートル)から 大洲市柚木字富士897番1地先(富士橋下流80メートル)まで	20,700m

ロ 洪水予報の対象とする基準水位観測所及び洪水予報の通知

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (危険水位) (m)	氾濫発生 水位 (m)	洪水予報の通知		
								発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	石手川	湯渡	4.00	4.90	5.30	6.10	6.84	県河川課長	下表、ハ	E-mail、FAX 又は専用電話
2	肱川 (菅田～鹿野川)	大川	3.30	4.50	5.20	6.45	7.64	"	"	"

※ 氾濫危険水位：洪水により氾濫の起こるおそれのある水位

ハ 洪水予報の通知の受報担当関係者

		受報関係担当者
1	石手川	中予地方局建設部長、松山市長、県警本部警備課長、NHK松山放送局報道課長、南海放送報道部長、テレビ愛媛、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV協議会、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長、(一財)河川情報センター高松センター所長
2	肱川 (菅田～鹿野川)	南予地方局大洲土木事務所長、大洲市長、県警本部警備課長以下、前項に同じ。

2 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の名称等とそれぞれの発表基準は、以下を基本とする。洪水予報を行う観測所を「基準観測所」と呼び、流量を基準に洪水予報を行っている場合は「水位」を「流量」に読み替えるものとする。

なお、臨時の洪水予報については、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、すでに発表されているレベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する場合や、洪水予報を行う支援システム等に障害が生じた際の緊急措置での発表する場合など、以下の表の記載のない洪水予報を行う場合とする。

名称	情報名	状況 ^{注1}	発表基準
レベル5 氾濫発生 情報	「レベル5 氾濫発生情報」	「レベル5 氾濫特別警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったとき^{注2}など） ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
レベル4 氾濫危険 警報	「レベル4 氾濫危険警報」	「レベル4 氾濫危険警報（発表）」 又は 「レベル4 氾濫危険警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき^{注3} ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル3 氾濫警報	「レベル3 氾濫警報」	「レベル3 氾濫警報（発表）」 又は 「レベル3 氾濫警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき^{注3} ・レベル4 氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル2 氾濫注意 報	「レベル2 氾濫注意報」	「レベル2 氾濫注意報（発表）」 又は 「レベル2 氾濫注意報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	「レベル2 氾濫注意報（警報解除）」	「レベル2 氾濫注意報（警報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・レベル3 氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
—	「レベル2 氾濫注意報解除」	「レベル2 氾濫注意報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：状況については、XML形式において、発表状況を示すものとして情報名を記載する。ただし、レベル5 氾濫発生情報を発表する場合は「レベル5 氾濫特別警報」を記載し、洪水予報を行っていない状態から「レベル2 氾濫注意報」を発表する場合、「レベル2 氾濫注意報」を発表している状態又は洪水予報を発表していない状態から「レベル3 氾濫警報」を

発表する場合及び「レベル2 氾濫注意報」を発表している状態、「レベル3 氾濫警報」を発表している状態又は洪水予報を発表していない状態から「レベル4 氾濫危険警報」を発表する場合は、その情報名に「(発表)」を付記して記載する。

注2：堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫が切迫・発生していると河川管理者からの通報があった場合には、都道府県及び気象庁の双方の担当官署の間で協議し「レベル5 氾濫発生情報」を発表する。なお、予報区域内で例外的な対応する区域においてはこの限りではない。

注3：長時間先では水位予測の不確実性が高まることを考慮し、4 時間先以降（重信川水系は 3 時間先以降）に氾濫危険水位到達を予測した場合の「レベル3 氾濫警報」の発表、3 時間先（重信川水系は 2 時間先）までに氾濫発生水位への到達を予測した場合の「レベル4 氾濫危険警報」の発表の運用は、予め都道府県及び気象庁の双方の担当官署の間で認識共有を図るものとする。

注4：水位に関わらず、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、都道府県及び気象庁の双方の担当官署の間で協議し、この表によらずに洪水予報（共同・指定河川）（臨時の洪水予報）を発表することができる。

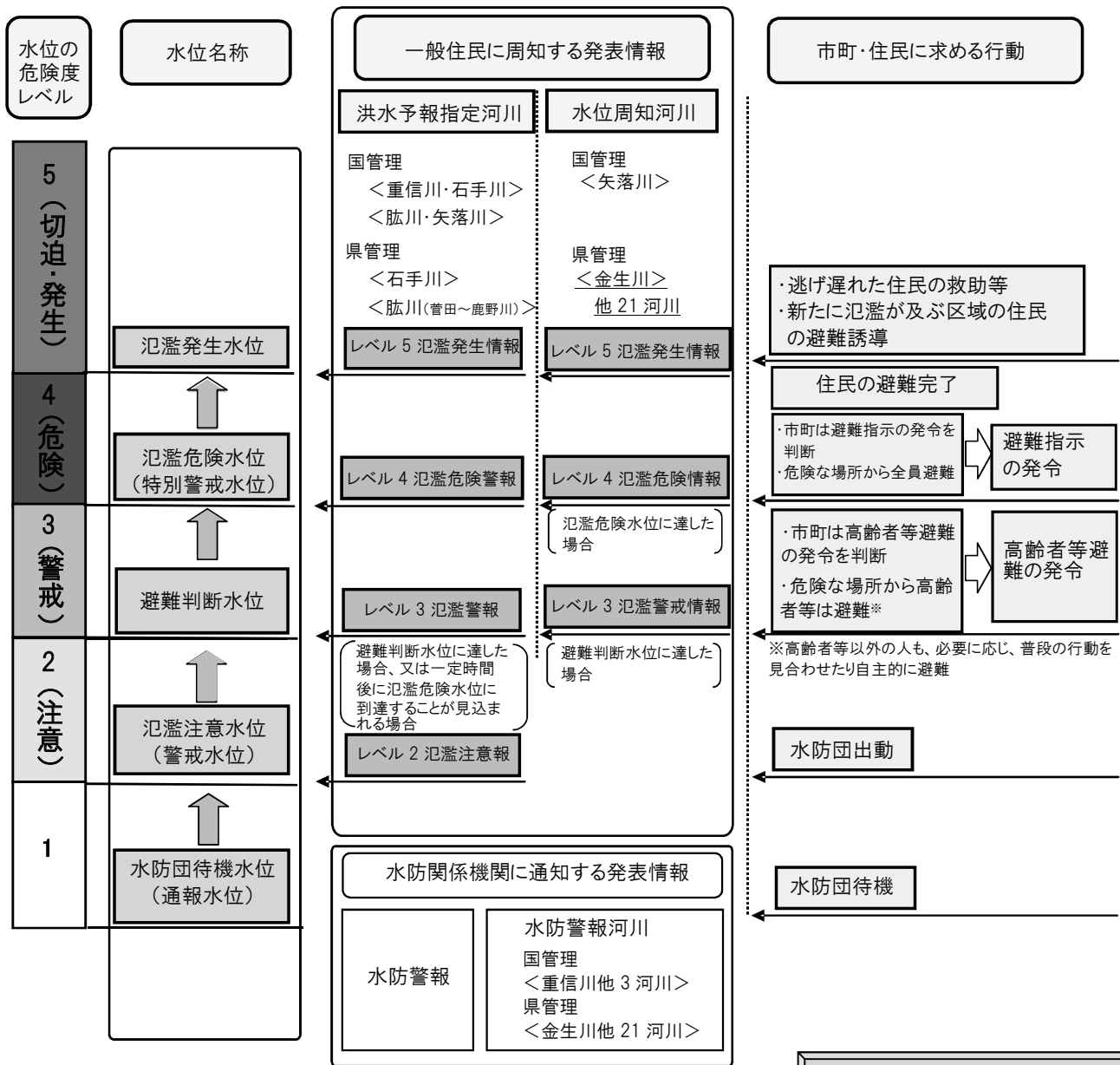
注5：この表に掲げる基準等は標準的なものであり、具体的な基準等は都道府県及び気象庁の双方で協議して定めるものとする。なお、洪水予報（共同・指定河川）の発表は、水防法第十条及び第十一条に定められる洪水予報等の通知であるとともに、気象業務法第十三条に定められる一般の利用に適合する洪水の予報及び警報等と一体的に運用することに留意し、原則、基準等に則した運用を行うこと。

注6：気象業務法第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定に基づき気象庁が単独で行う一般の利用に適合する洪水予報の発表基準については、洪水予報の発表基準が用いられる。

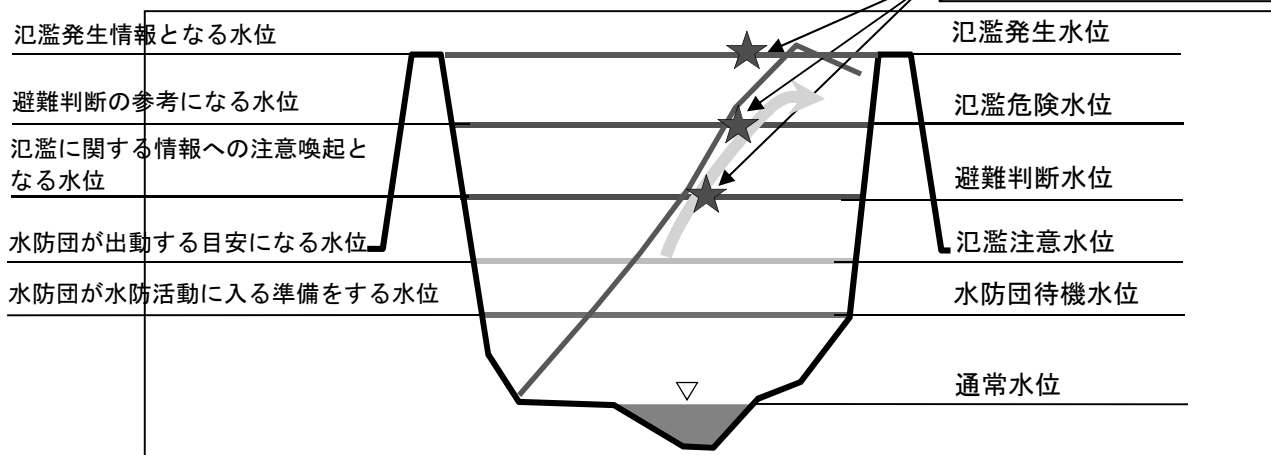
注7：PDF 形式においては、レベル5 氾濫発生情報の情報名に「レベル5 氾濫特別警報」を付記し、XML 形式においては、レベル5 氾濫発生情報の情報名を「レベル5 氾濫特別警報」として記載する。

(参考)

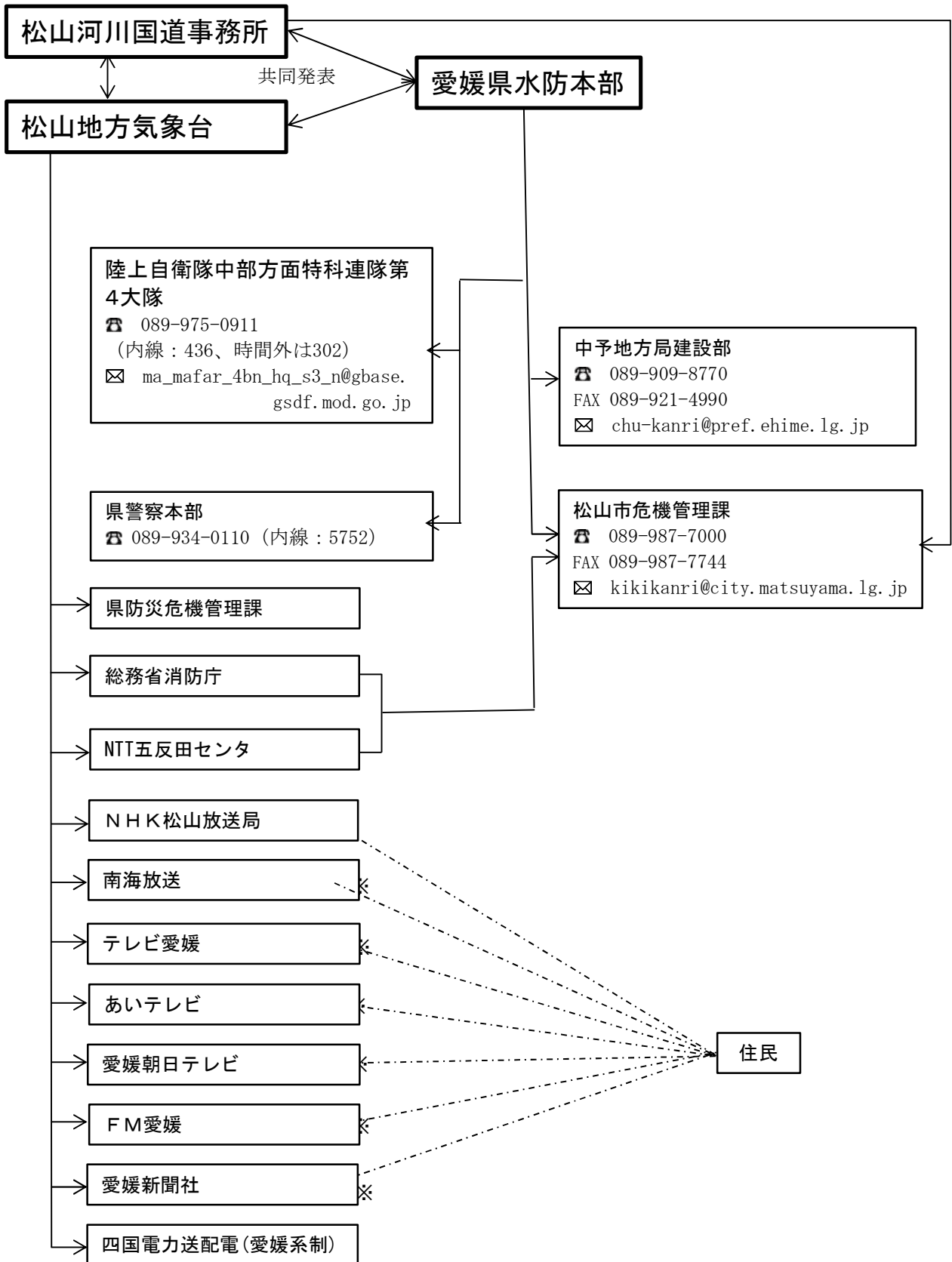
水位情報の概念



基準水位観測所での水位

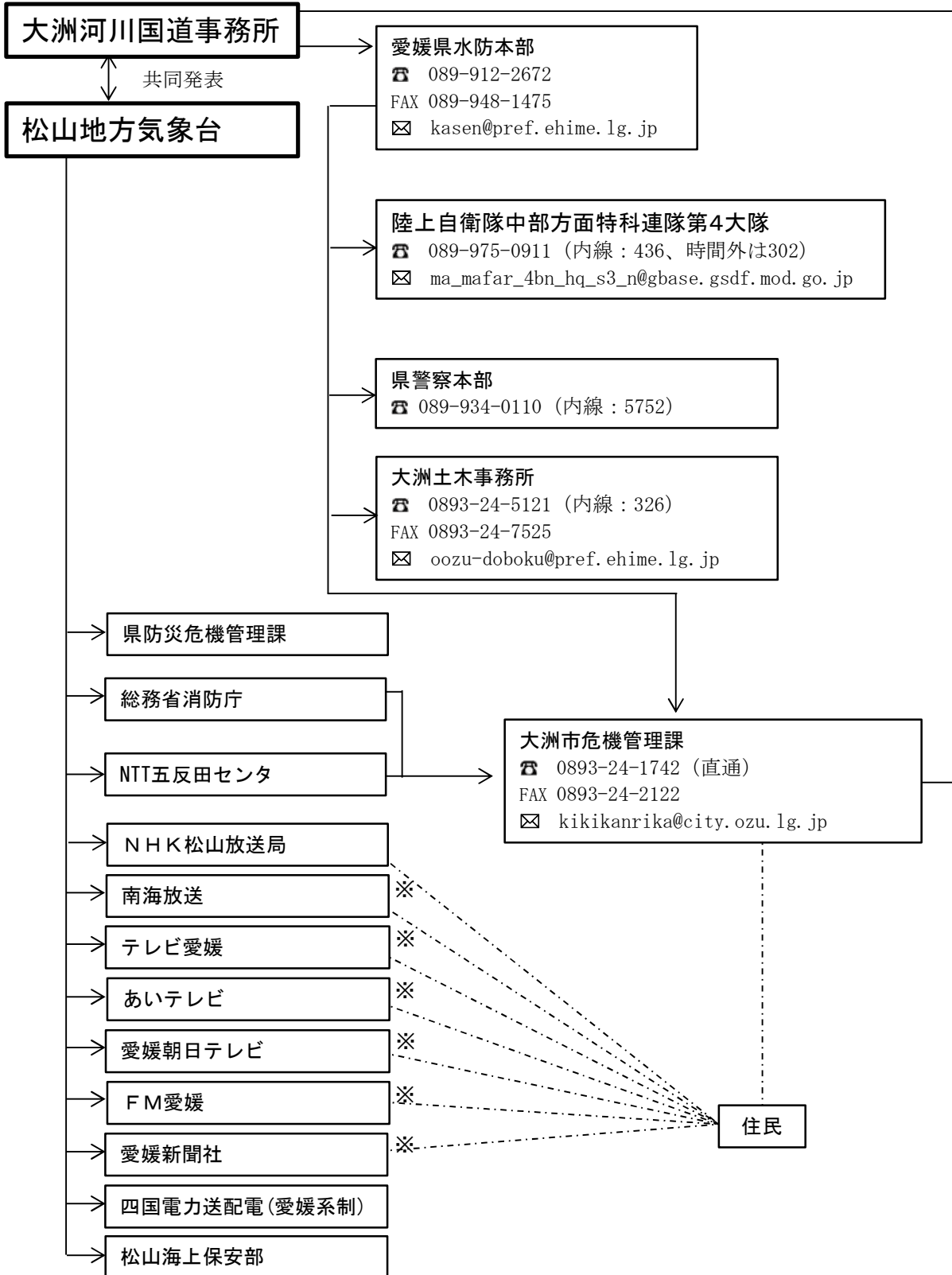


国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県、松山地方気象台が共同して行う**石手川の洪水予報**伝達系統図（湯渡水位観測所）



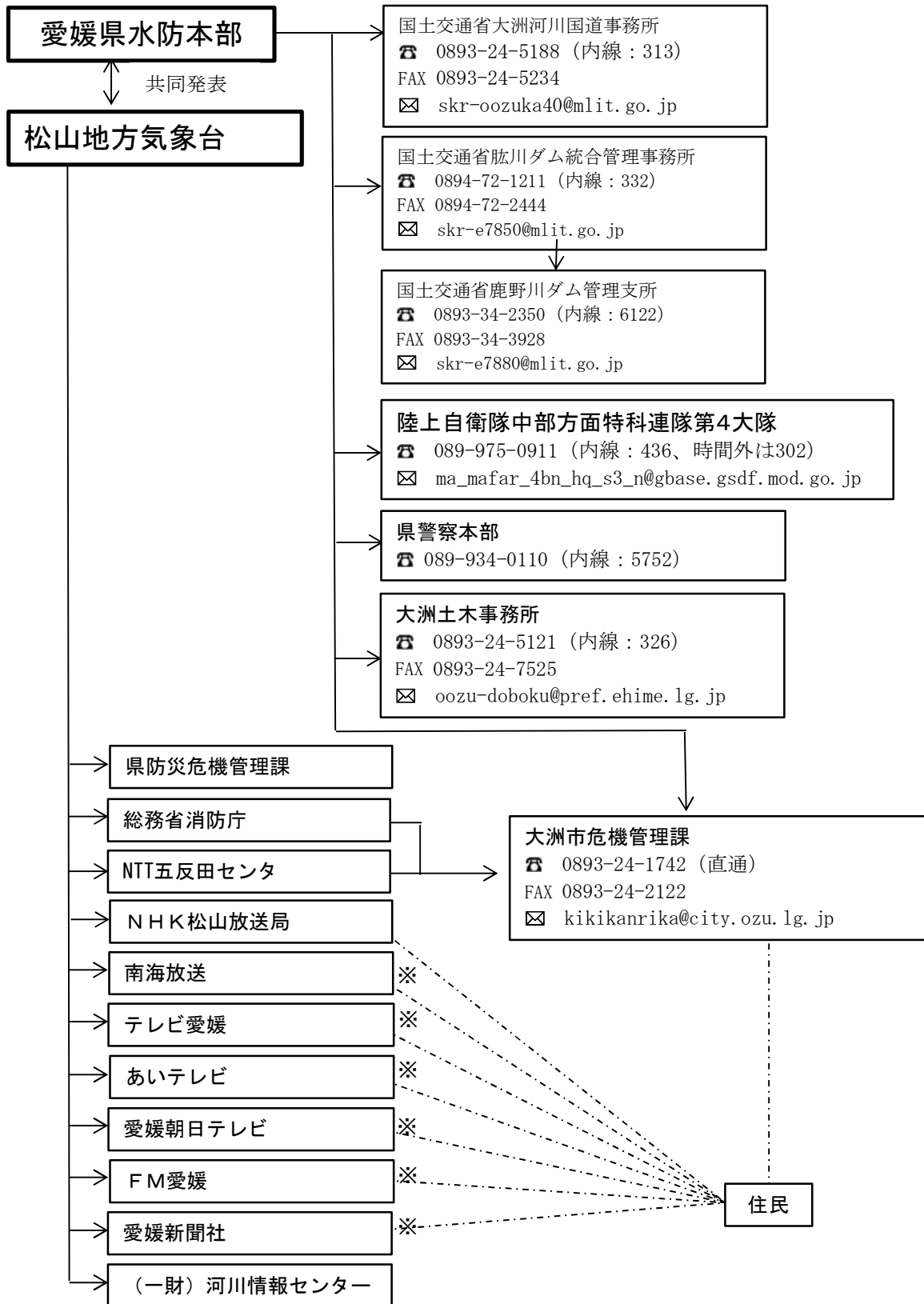
※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ別途気象庁システムにより配信している

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所と松山地方気象台が
共同して行う**肱川の洪水予報**伝達系統図（大洲第二水位観測所）



※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している

愛媛県と松山地方気象台が共同して行う
肱川（菅田～鹿野川）の洪水予報伝達系統図（大川水位観測所）



※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している

第3節 水 防 警 報

1 水防警報を行う河川

(1) 国土交通大臣の行う水防警報の指定河川

イ 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
1	重 信 川	幹 川	左 岸	自 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160
		重信川	右 岸	自 愛媛県東温市見奈良柳原25番地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160
		支 川	左 岸	自 愛媛県松山市朝生田町四丁目995番2地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
		石手川	右 岸	自 愛媛県松山市和泉北一丁目1096番地先 (和泉大橋 上流約250m) 至 幹川合流点(本川合流点)	3,300
2	肱 川	幹 川	左 岸	自 愛媛県大洲市柚木字尾坂358番の1地先(富士橋) 至 海(河口)	20,200
		肱 川	右 岸	自 愛媛県大洲市柚木字富士897番の1地先(富士橋) 至 海(河口)	20,200
		支 川	左 岸	自 愛媛県大洲市新谷字山口乙1598番の1地先(新谷) 至 幹川合流点(本川合流点)	4,200
		矢落川	右 岸	自 愛媛県大洲市新谷字定行丙27番の1地先(新谷) 至 幹川合流点(本川合流点)	4,200

(注) ()内書きは警報の通知を行う場合の呼称である。

ロ 水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

番号	河川名	基準水位 観 測 所	水防団待機水 位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	水防警報の通知		
					発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	重信川	出 合	2.00	3.00	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	洪水予警報等作成 システム(E-mail)、多 重回線(FAX)又は専 用電話
2	石手川	湯 渡	4.00	4.90	国土交通省 松山河川国道 事務所長	〃	〃
3	肱 川	大洲第二	2.80	3.80	国土交通省 大洲河川国道 事務所長	〃	〃
4	矢落川	新 谷	1.50	2.20	国土交通省 大洲河川国道 事務所長	〃	〃

(注) 上記連絡方法の他に(一財)河川情報センターのシステムを利用して情報を得ることもできる。

ハ 国土交通大臣が行う水防警報の警報事項の通知を受けた知事が行う水防関係機関への通知

番号	河川名	警報事項の通知	
		発報担当者	受報関係担当者
1	重信川	県河川課長	中予地方局建設部長、松山市長、東温市長、伊予市長、松前町長、砥部町長。県警本部警備課長、松山地方気象台、NHK松山放送局報道課長、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV協議会及び陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長。
2	石手川		
3	肱川	〃	南予地方局大洲土木事務所長、大洲市長。県警本部警備課長以下前項に同じ。
4	矢落川		

(2) 知事が行う水防警報の指定河川

法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した河川以外で相当な損害を生ずるおそれのあるもので、知事が指定した河川は次のとおりである。

イ 知事が水防警報を行う河川とその区域

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)	関係水防管理団体
1	金生川	左岸	自 四国中央市金田町半田(飼谷橋上流130m) 至 海(西新橋)	5,750	四国中央市
		右岸	自 四国中央市金田町半田(飼谷橋上流130m) 至 海(西新橋)	5,750	
2	関川	左岸	自 四国中央市土居町上野(熊谷橋) 至 海(河口)	7,770	四国中央市
		右岸	自 四国中央市土居町上野(熊谷橋) 至 海(河口)	8,140	
3	国領川	左岸	自 新居浜市角野新田町三丁目(新田橋) 至 新居浜市新須賀町四丁目(新高橋)	6,700	新居浜市
		右岸	自 新居浜市角野新田町三丁目(新田橋) 至 新居浜市南小松原町(新高橋)	6,700	
4	渦井川	左岸	自 新居浜市大生院1435番4地先 至 海(河口)	8,400	新居浜市 西条市
		右岸	自 新居浜市萩生2960番5地先 至 海(河口)	8,400	
5	加茂川	左岸	自 西条市中野字釜之口甲1304番3地先 至 海(河口)	4,900	西条市
		右岸	自 西条市福武字八堂乙2番1地先 至 海(河口)	4,700	
6	中山川	左岸	自 西条市丹原町来見(乗越橋) 至 海(河口)	13,500	西条市
		右岸	自 西条市丹原町湯谷口(乗越橋) 至 海(河口)	14,500	
7	蒼社川	左岸	自 今治市玉川町法界寺(永代橋上流300m) 至 海(河口)	7,300	今治市
		右岸	自 今治市玉川町中村(永代橋上流300m) 至 海(河口)	7,300	
8	立岩川	左岸	自 松山市猿川甲877番4地先 至 海(河口)	8,100	松山市
		右岸	自 松山市猿川甲932番1地先 至 海(河口)	8,100	
9	石手川	左岸	自 松山市高野町(市之井手橋) 至 松山市朝生田町四丁目995番2地先	5,850	松山市
		右岸	自 松山市溝辺町(市之井手橋) 至 松山市和泉北一丁目1096番地先	5,850	

番号	河川名	左右岸	区 域	延長(m)	関係水防管理団体
10	小野川	左岸	自 松山市北梅本町甲3172番地先 至 松山市市坪北一丁目(石手川合流点)	12,700	松山市
		右岸	自 松山市北梅本町甲3164番2地先 至 松山市和泉北四丁目(石手川合流点)	12,700	
11	大谷川	左岸	自 伊予市上三谷乙38番3地先 至 海(河口)	8,000	松前町 伊予市
		右岸	自 伊予市上三谷甲4026番地先 至 海(河口)	8,000	
12	久万川	左岸	自 上浮穴郡久万高原町東明神甲2078番8地先(唐子川合流点) 至 上浮穴郡久万高原町上黒岩2908番地先(仁淀川合流点)	19,930	久万高原町
		右岸	自 上浮穴郡久万高原町東明神甲2397番4地先(唐子川合流点) 至 上浮穴郡久万高原町中黒岩2156番1地先(仁淀川合流点)	19,930	
13	小田川	左岸	自 喜多郡内子町知清(知清橋上流350m) 至 喜多郡内子町宿間甲881番3地先	820	内子町
		右岸	自 喜多郡内子町内子(知清橋上流350m) 至 喜多郡内子町大久喜甲29番1地先	820	
14	肱川 (菅田~鹿野川)	左岸	自 大洲市肱川町宇和川760番4地先(鹿野川大橋上流60m) 至 大洲市柚木字尾坂358番の1地先(富士橋下流30m)	20,700	大洲市
		右岸	自 大洲市肱川町山島坂282番地先(鹿野川大橋上流60m) 至 大洲市柚木字富士897番の1地先(富士橋下流80m)	20,700	
15	喜木川	左岸	自 八幡浜市日土町(出石川合流点) 至 海(河口)	6,000	八幡浜市
		右岸	自 八幡浜市日土町(出石川合流点) 至 海(河口)	6,000	
16	千丈川	左岸	自 八幡浜市郷(新開橋上流240m) 至 海(沖の橋)	4,680	八幡浜市
		右岸	自 八幡浜市郷(新開橋上流240m) 至 海(沖の橋)	4,680	
17	肱川 (野村)	左岸	自 西予市野村町野村字チガノ8号3番地先(新天神橋上流500m) 至 西予市野村町蔵良126番地先(権現橋下流500m)	4,800	西予市
		右岸	自 西予市野村町野村字芒駄場7号432番地先(新天神橋上流500m) 至 西予市野村町阿下5号597番地先(権現橋下流500m)	4,800	
18	肱川 (宇和)	左岸	自 西予市宇和町大江(大江橋) 至 西予市宇和町皆田(皆田橋)	10,000	西予市
		右岸	自 西予市宇和町大江(大江橋) 至 西予市宇和町皆田(下宇和橋)	9,000	
19	立間川	左岸	自 宇和島市吉田町立間(雪森橋上流70m) 至 海(長栄橋)	3,400	宇和島市
		右岸	自 宇和島市吉田町立間(雪森橋上流70m) 至 海(長栄橋)	3,400	
20	須賀川	左岸	自 宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m) 至 海(河口)	3,950	宇和島市
		右岸	自 宇和島市柿原(須賀川ダム下流90m) 至 海(河口)	3,950	
21	来村川	左岸	自 宇和島市祝森字松平甲2226番地先 至 海(河口)	9,114	宇和島市
		右岸	自 宇和島市祝森字松平甲2226番地先 至 海(河口)	9,114	
22	岩松川	左岸	自 宇和島市津島町山財5439番地先(御代の川合流点) 至 宇和島市津島町岩松甲1476番2地先(津島大橋)	6,000	宇和島市
		右岸	自 宇和島市津島町山財444番地先(御代の川合流点) 至 宇和島市津島町高田丙160番3地先(津島大橋)	6,000	
23	三間川	左岸	自 宇和島市三間町則67番1地先(西谷橋) 至 北宇和郡鬼北町大字出目226番地先	18,200	宇和島市 鬼北町
		右岸	自 宇和島市三間町則496番地先(西谷橋) 至 北宇和郡鬼北町大字出目2710番1地先	18,200	
24	広見川	左岸	自 北宇和郡鬼北町大字小倉464番3地先(轟橋上流50m) 至 北宇和郡松野町大字蔵生1504番2地先(真土橋下流1100m)	18,850	鬼北町 松野町
		右岸	自 北宇和郡鬼北町大字広見1038番地先(轟橋上流100m) 至 北宇和郡松野町大字蔵生3番2地先(真土橋下流860m)	18,850	
25	僧都川	左岸	自 南宇和郡愛南町緑甲1005番2地先(大道橋) 至 海(河口)	6,311	愛南町
		右岸	自 南宇和郡愛南町緑乙3553番3地先(大道橋) 至 海(河口)	6,311	

ロ 知事の行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	水 防 警 報 の 通 知		
					発報担当者	受 報 担 当 関 係 者	連絡方法
1	金生川	かみかみねざゝおぼし 上金沢橋	2.00	2.50	県河川課長	東予地方局四国中央土木事務所長、 四国中央市長、県警本部警備課長、 松山地方気象台長、NHK松山放送 局報道課長、南海放送報道部長、テ レビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレ ビ報道部長、愛媛県CATV協議会、 陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大 隊長、(一財)河川情報センター高松セ ンター所長。	FAX 及び E-mail
2	関川	てんのうぼし 天王橋	1.30	1.70	〃	東予地方局四国中央土木事務所長、 四国中央市長、県警本部警備課長以 下前項に同じ。	〃
3	国領川	しろした 城下	1.60	2.00	〃	東予地方局建設部長、新居浜市長、 県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
4	渦井川 (新居浜市)	いづみぼし 飯積橋	1.70	2.10	〃	東予地方局建設部長、新居浜市長、 県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
	渦井川 (西条市)	いづみぼし 飯積橋	1.70	2.50	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
5	加茂川	ながせ 長瀬	3.00	3.80	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
6	中山川	たのうわがた 田野上方	1.00	1.50	〃	東予地方局建設部長、西条市長、県 警本部警備課長、以下前項に同じ。	〃
7	蒼社川	かたやま 片山	2.10	2.40	〃	東予地方局今治土木事務所長、今治 市長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
8	立岩川	たていそがわ 立岩川	1.50	1.80	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
9	石手川	ゆわたり 湯渡	4.00	4.90	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
10	小野川	せいのおぼし 精農橋	1.40	2.30	〃	中予地方局建設部長、松山市長、県 警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
11	大谷川	しもみたに 下三谷	1.00	1.20	〃	中予地方局建設部長、松前町長、伊 予市長、県警本部警備課長以下前項 に同じ。	〃
12	久万川	くま 久万	2.30	2.60	〃	中予地方局久万高原土木事務所長、 久万高原町長、県警本部警備課長以 下前項に同じ。	〃
13	小田川	うちこ 内子	2.50	3.00	〃	南予地方局大洲土木事務所長、内子 町長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
14	肱川 (菅田～鹿野川)	おおかわ 大川	3.30	4.50	〃	南予地方局大洲土木事務所長、大洲 市長、県警本部警備課長以下前項に 同じ。	〃
15	喜木川	ひづち 日土	1.60	2.10	〃	南予地方局八幡浜土木事務所長、八 幡浜市長、県警本部警備課長以下前 項に同じ。	〃

番号	河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫 注意水位 (警戒水位) (m)	水防警報の通知		
					発報担当者	受報担当関係者	連絡方法
16	千丈川	やわたはま 八幡浜	1.50	2.00	〃	南予地方局八幡浜土木事務所長、八幡浜市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
17	肱川 (野村)	あらせ 荒瀬	3.10	4.40	〃	南予地方局西予土木事務所長、西予市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
18	肱川 (宇和)	じんりょう 神領	2.50	3.00	〃	南予地方局西予土木事務所長、西予市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
19	立間川	たちま 立間	1.40	1.97	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
20	須賀川	わらい 和霊	2.00	2.50	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
21	来村川	よしまつ 寄松	1.51	2.02	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
22	岩松川	いわが 岩渕	2.13	2.94	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
23	三間川	つきみべし 月見橋	1.80	2.00	〃	南予地方局建設部長、宇和島市長、鬼北町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
24	広見川	おぐわ 小倉	4.10	4.80	〃	南予地方局建設部長、鬼北町長、松野町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃
25	僧都川	みしょう 御荘	2.00	2.20	〃	南予地方局愛南土木事務所長、愛南町長、県警本部警備課長以下前項に同じ。	〃

2 水防警報発表の基準

(1) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めるとき。

イ 国土交通大臣の指定河川（重信川、支川石手川、肱川、支川矢落川）

……国土交通省松山河川国道事務所長又は大洲河川国道事務所長が発表する。

河川名	基準水位 観測所	待機	準備	出動	解除
重信川	出合	氾濫注意水位 以上に達すると 思われるとき	水位2.0mに達しな お上昇のおそれ があるとき	水位3.0mに達しな お上昇のおそれ があるとき	水防作業を必要と しなくなったとき
支川石手川	湯渡	〃	〃 4.0m 〃	〃 4.9m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達システムにより「情報」を提供する。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
肱川	大洲第二	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.8mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位3.8mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
支川矢落川	新谷	〃	〃 1.5m 〃	〃 2.2m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達システムにより「情報」を提供する。

ロ 知事の指定河川

(金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、石手川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、来村川、岩松川、三間川、広見川、僧都川) ……知事が発表する。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
金生川	上金沢橋	水防団待機水位(通報水位)以上に達すると思われるとき	水位2.0mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位2.5mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
関川	天王橋	〃	〃 1.3m 〃	〃 1.7m 〃	〃
国領川	城下	〃	〃 1.6m 〃	〃 2.0m 〃	〃
渦井川 (新居浜市)	飯積橋	〃	〃 1.7m 〃	〃 2.1m 〃	〃
渦井川 (西条市)	飯積橋	〃	〃 1.7m 〃	〃 2.5m 〃	〃
加茂川	長瀬	〃	〃 3.0m 〃	〃 3.8m 〃	〃
中山川	田野上方	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.5m 〃	〃
蒼社川	片山	〃	〃 2.1m 〃	〃 2.4m 〃	〃
立岩川	立岩川	〃	〃 1.5m 〃	〃 1.8m 〃	〃
石手川	湯渡	〃	〃 4.0m 〃	〃 4.9m 〃	〃
小野川	精農橋	〃	〃 1.4m 〃	〃 2.3m 〃	〃
大谷川	下三谷	〃	〃 1.0m 〃	〃 1.2m 〃	〃
久万川	久万	〃	〃 2.3m 〃	〃 2.6m 〃	〃
小田川	内子	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.0m 〃	〃
肱川 (菅田～鹿野川)	大川	〃	〃 3.3m 〃	〃 4.5m 〃	〃
喜木川	日土	〃	〃 1.6m 〃	〃 2.1m 〃	〃
千丈川	八幡浜	〃	〃 1.5m 〃	〃 2.0m 〃	〃
肱川 (野村)	荒瀬	〃	〃 3.1m 〃	〃 4.4m 〃	〃
肱川 (宇和)	神領	〃	〃 2.5m 〃	〃 3.0m 〃	〃
立間川	立間	〃	〃 1.4m 〃	〃 1.97m 〃	〃
須賀川	和霊	〃	〃 2.0m 〃	〃 2.5m 〃	〃
来村川	寄松	〃	〃 1.51m 〃	〃 2.02m 〃	〃
岩松川	岩渕	〃	〃 2.13m 〃	〃 2.94m 〃	〃
三間川	月見橋	〃	〃 1.8m 〃	〃 2.0m 〃	〃
広見川	小倉	〃	〃 4.1m 〃	〃 4.8m 〃	〃
僧都川	御荘	〃	〃 2.0m 〃	〃 2.2m 〃	〃

上記の他、必要に応じて水防警報伝達システムにより「情報」を提供する。

(2) 発表の様式

イ 国土交通大臣の指定河川

(注) 水防警報、水防情報の発表様式は、資料編第9 水防警報、水防情報の発表様式 P229～P233 参照

ロ 知事の指定河川

(注) 水防警報の発表様式は、資料編第9 水防警報、水防情報の発表様式 P234～P257 参照

(3) 水防警報伝達系統図

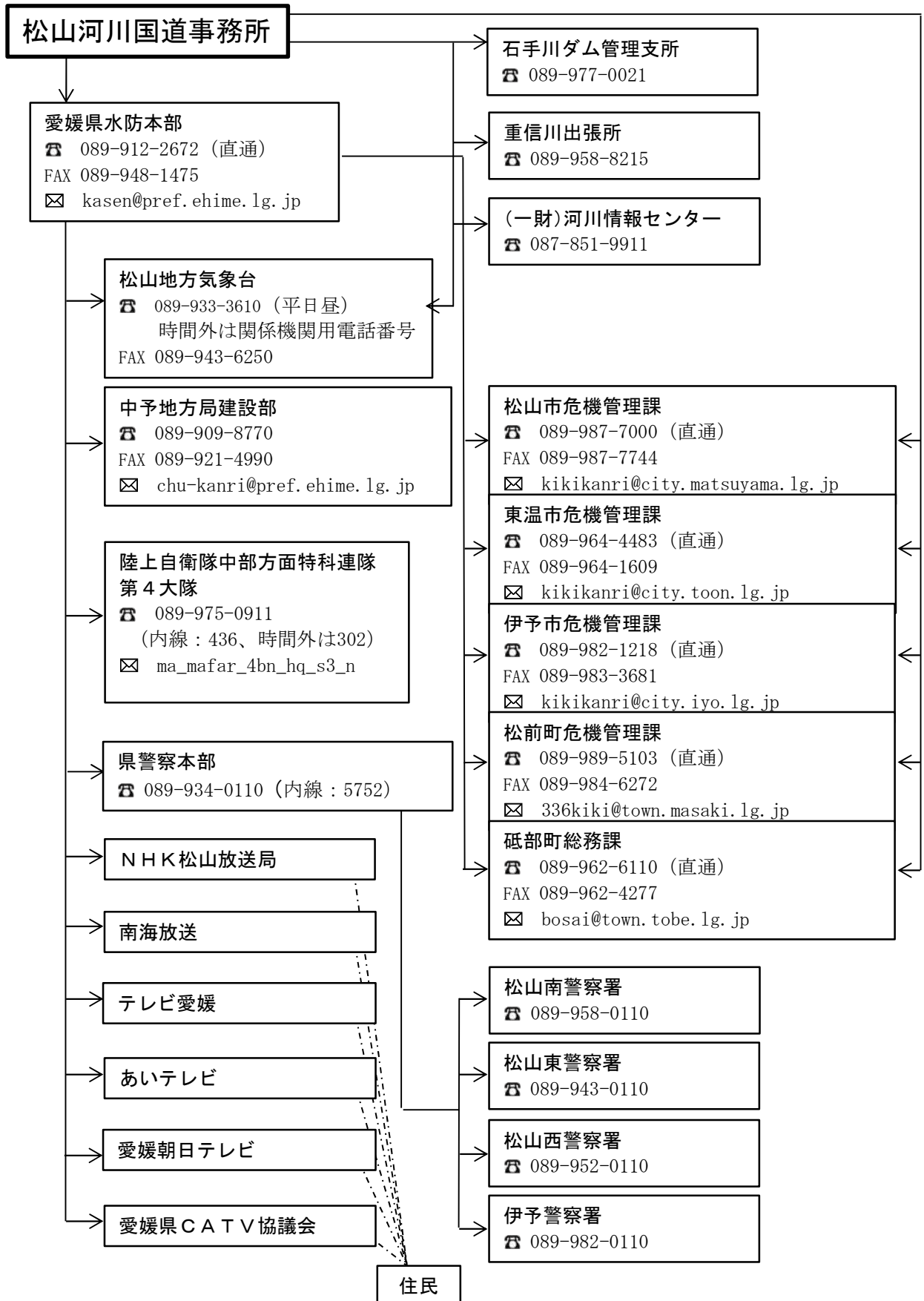
イ 国土交通大臣の指定河川

重信川、石手川、肱川及び矢落川における水防警報伝達系統は、水防警報伝達系統図 P41～P43 参照

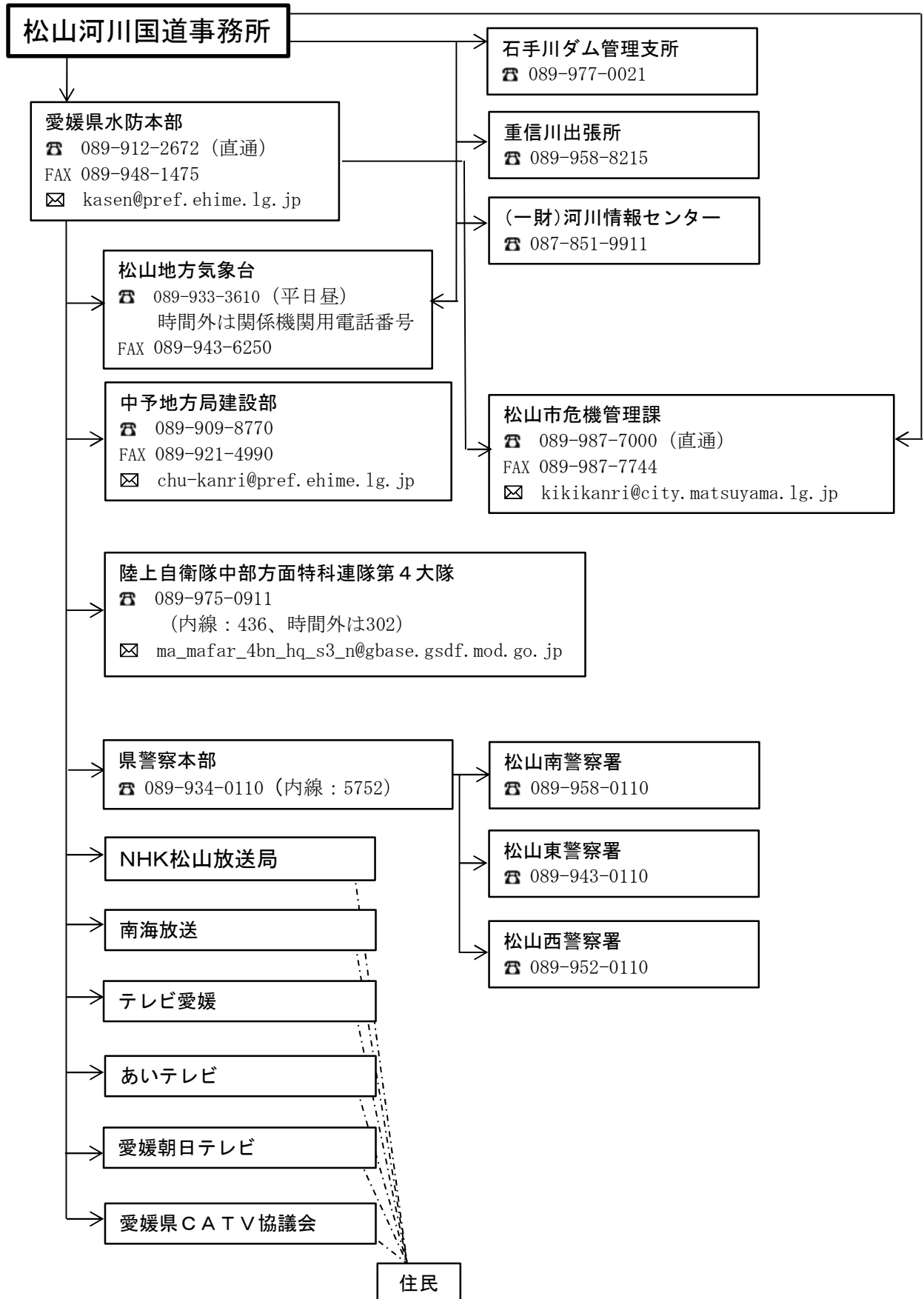
ロ 知事の指定河川

金生川（四国中央市）、関川（四国中央市）、国領川（新居浜市）、渦井川（新居浜市、西条市）加茂川（西条市）、中山川（西条市）、蒼社川（今治市）、立岩川、石手川、小野川（松山市）、大谷川（松前町、伊予市）久万川（久万高原町）、小田川（内子町）、肱川（大洲市、西予市）、喜木川、千丈川（八幡浜市）、立間川、須賀川、来村川、岩松川（宇和島市）、三間川（宇和島市、鬼北町）、広見川（鬼北町、松野町）及び僧都川（愛南町）における水防警報伝達系統は、水防警報伝達系統図 P44～P64 参照

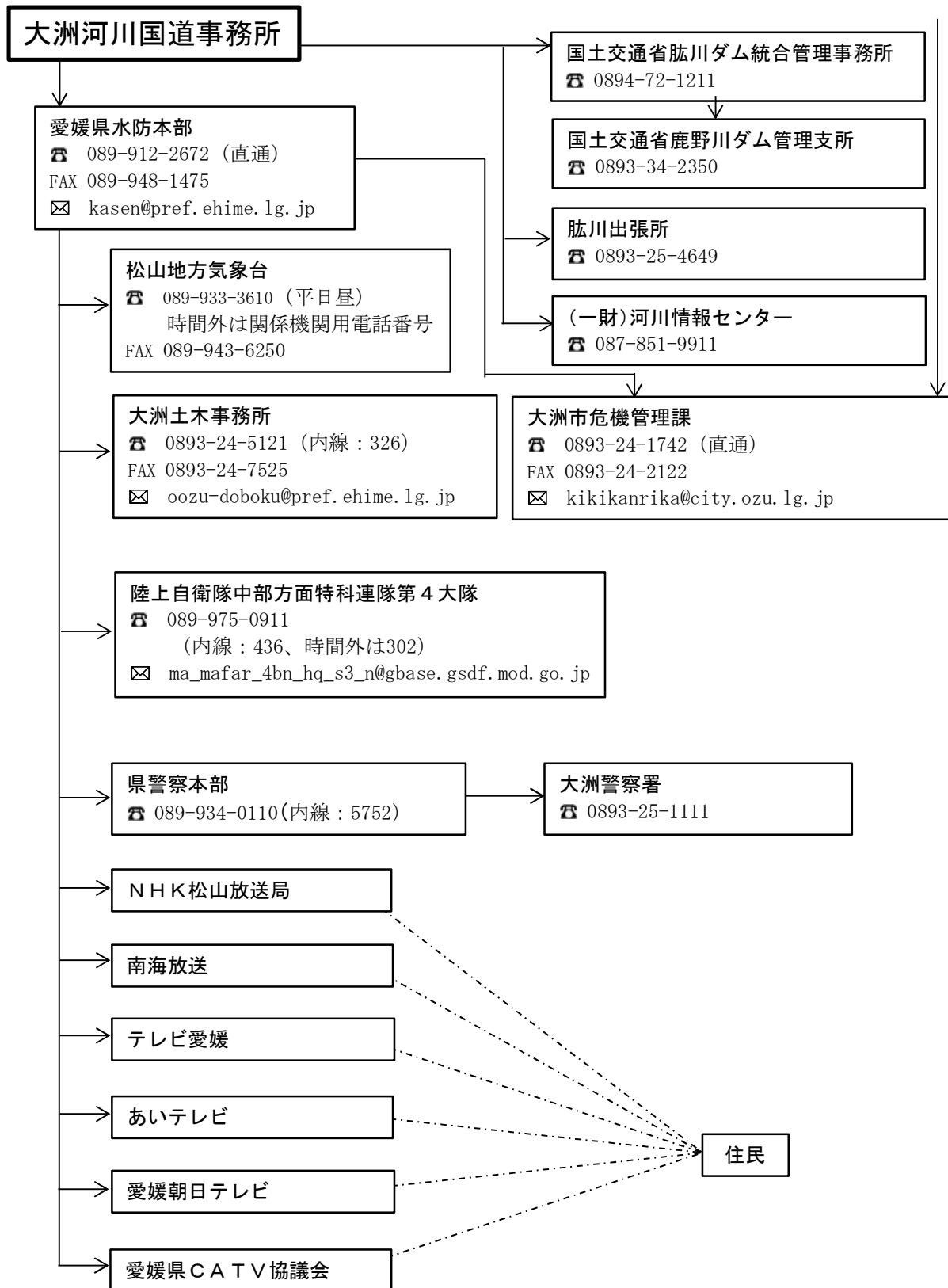
国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
重信川の水防警報伝達系統図（重信川：出合水位観測所）



国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う
石手川の水防警報伝達系統図（石手川：湯渡水位観測所）

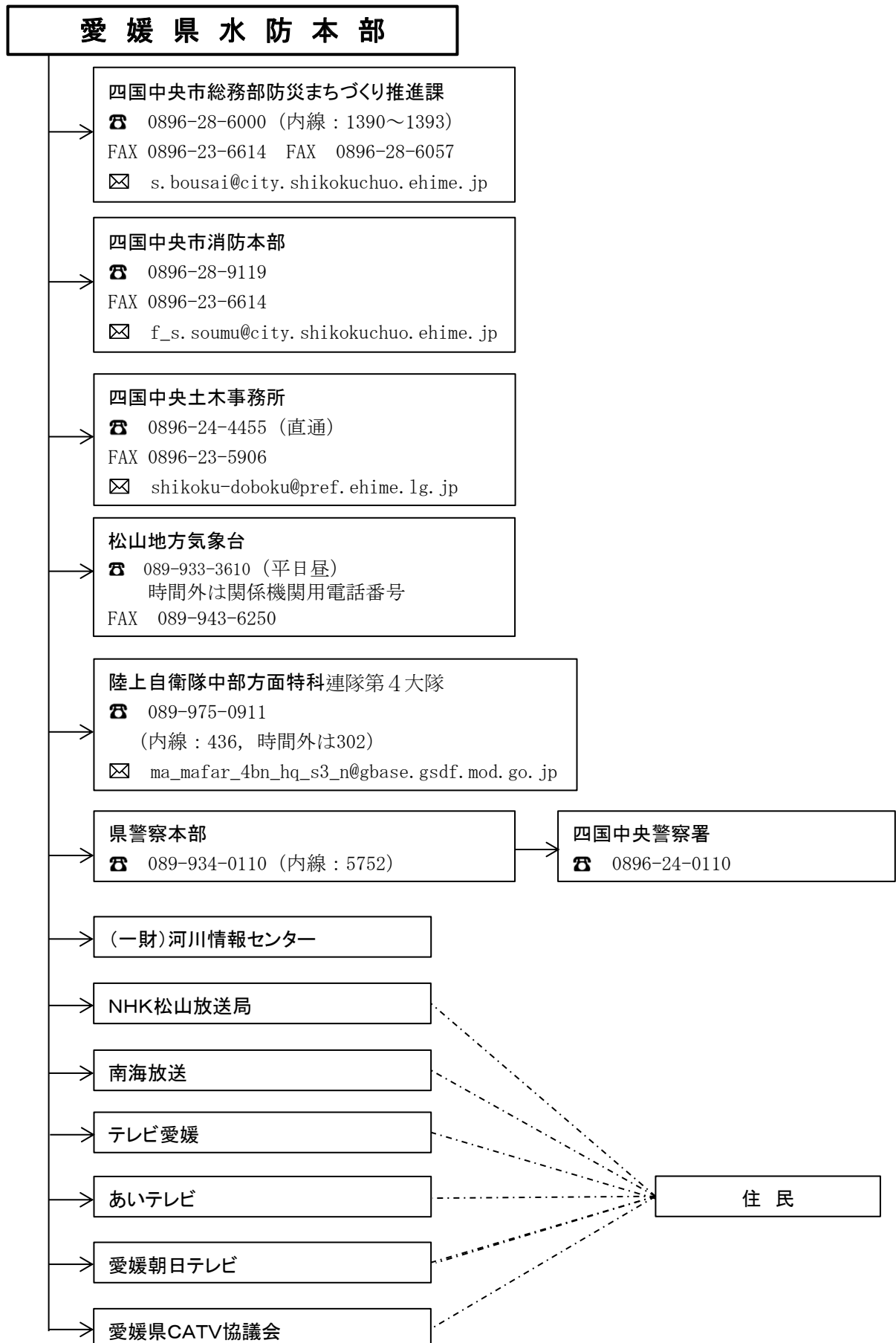


国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所の行う
肱川及び矢落川の水防警報伝達系統図 (大洲第二水位観測所)



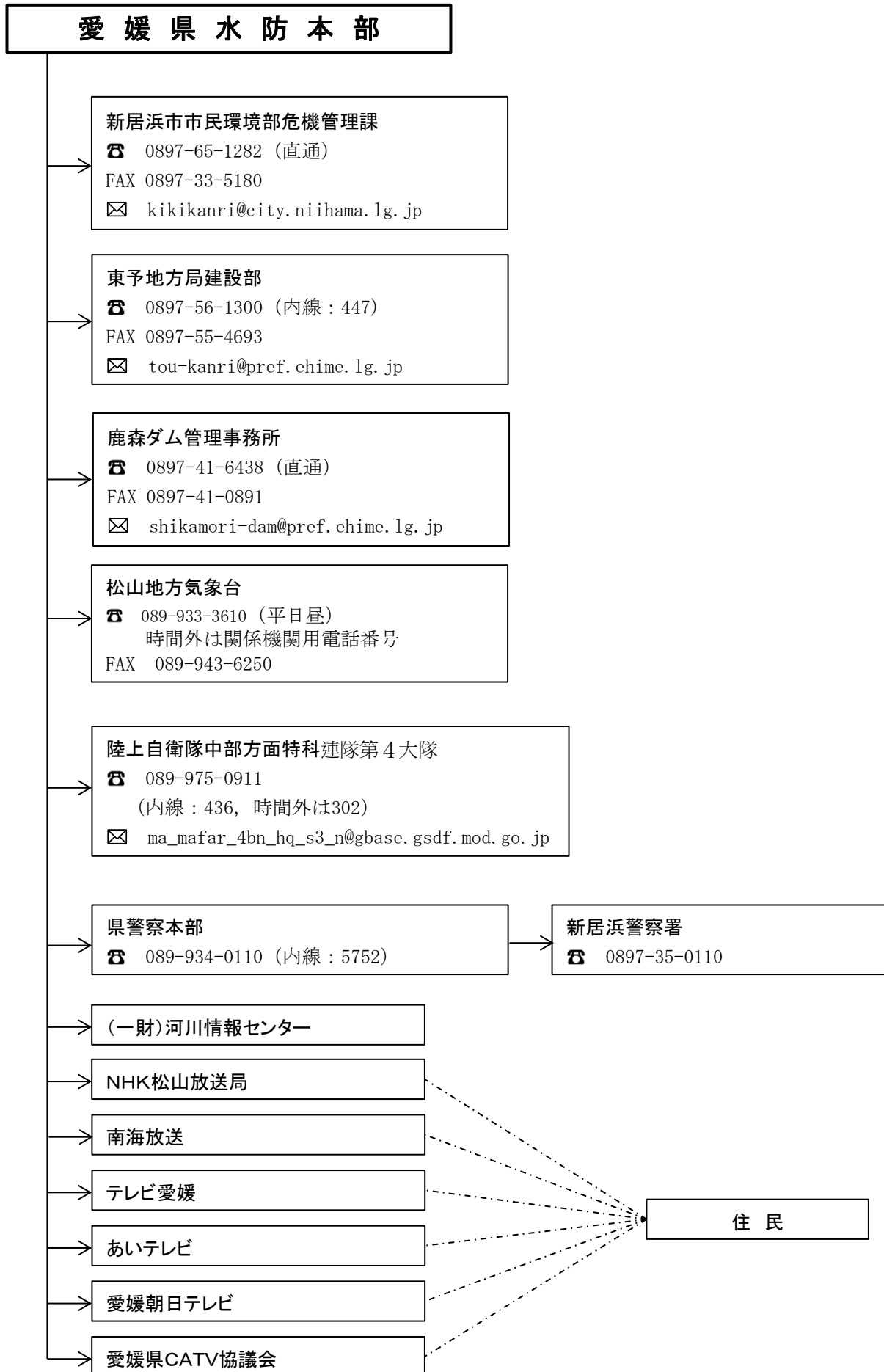
金生川及び関川の水防警報伝達系統図

(金生川:上金沢橋水位観測所、関川:天王橋水位観測所)



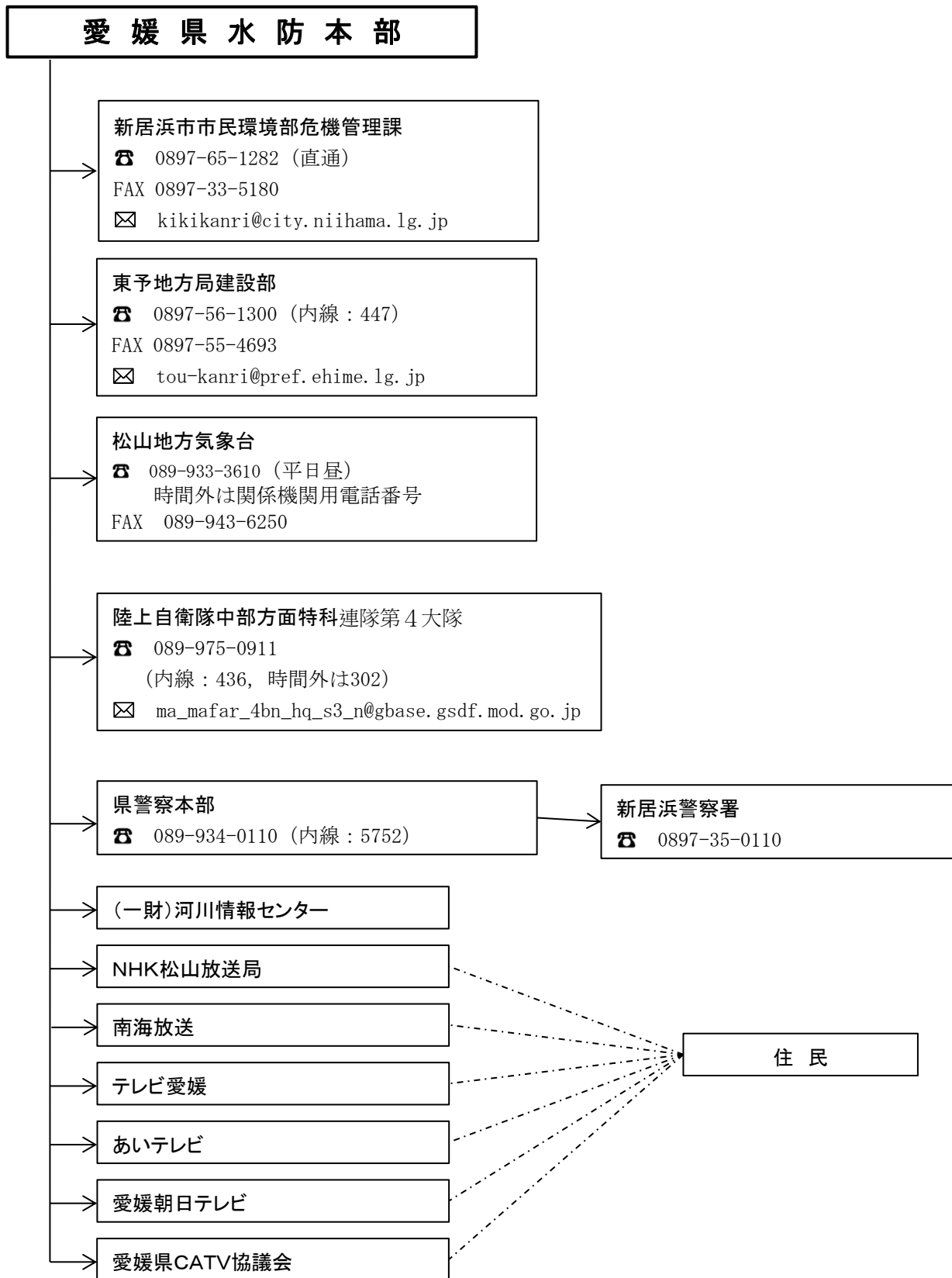
国領川の水防警報伝達系統図

(城下水位観測所)



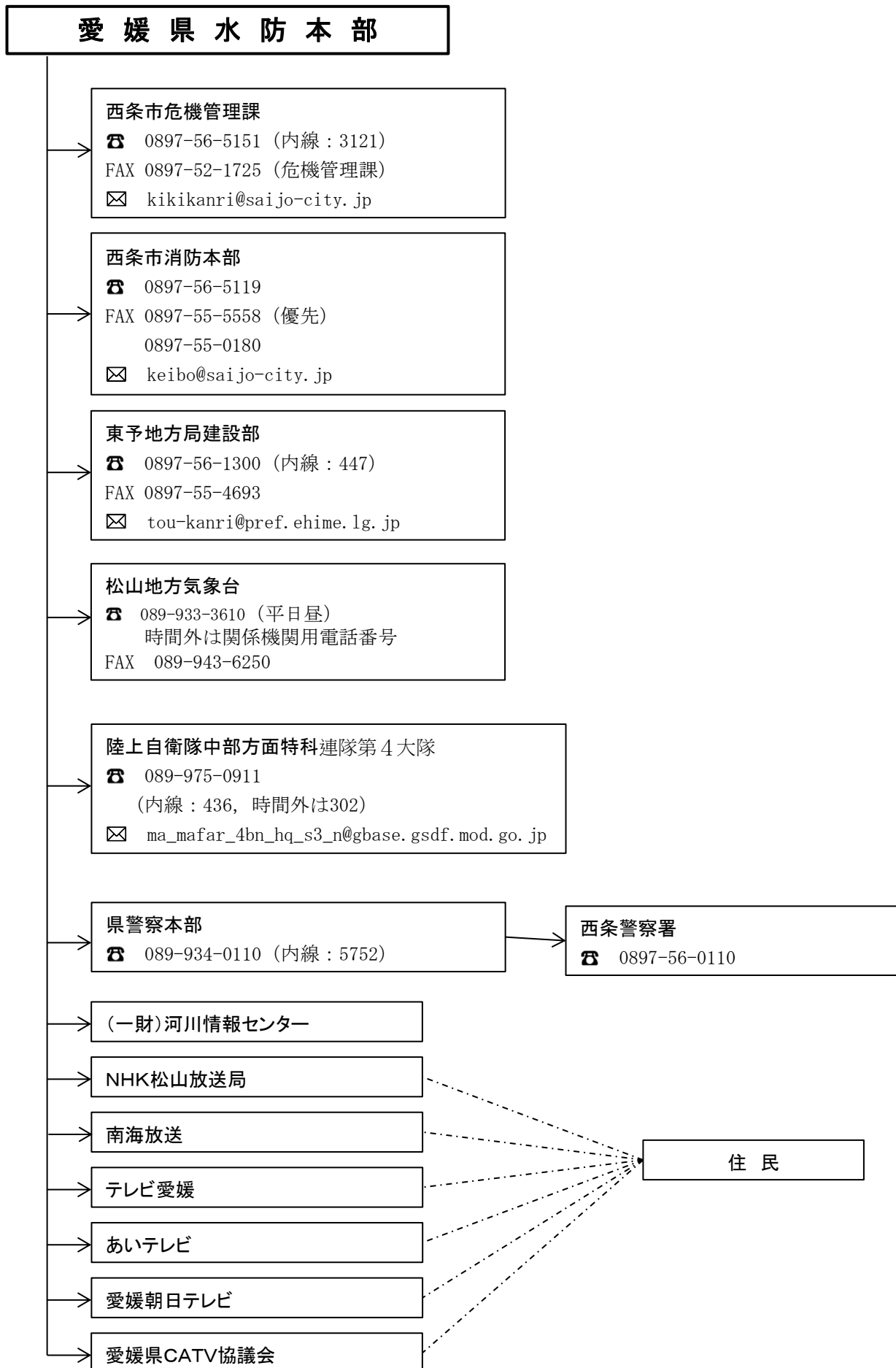
渦井川の水防警報の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(新居浜市)



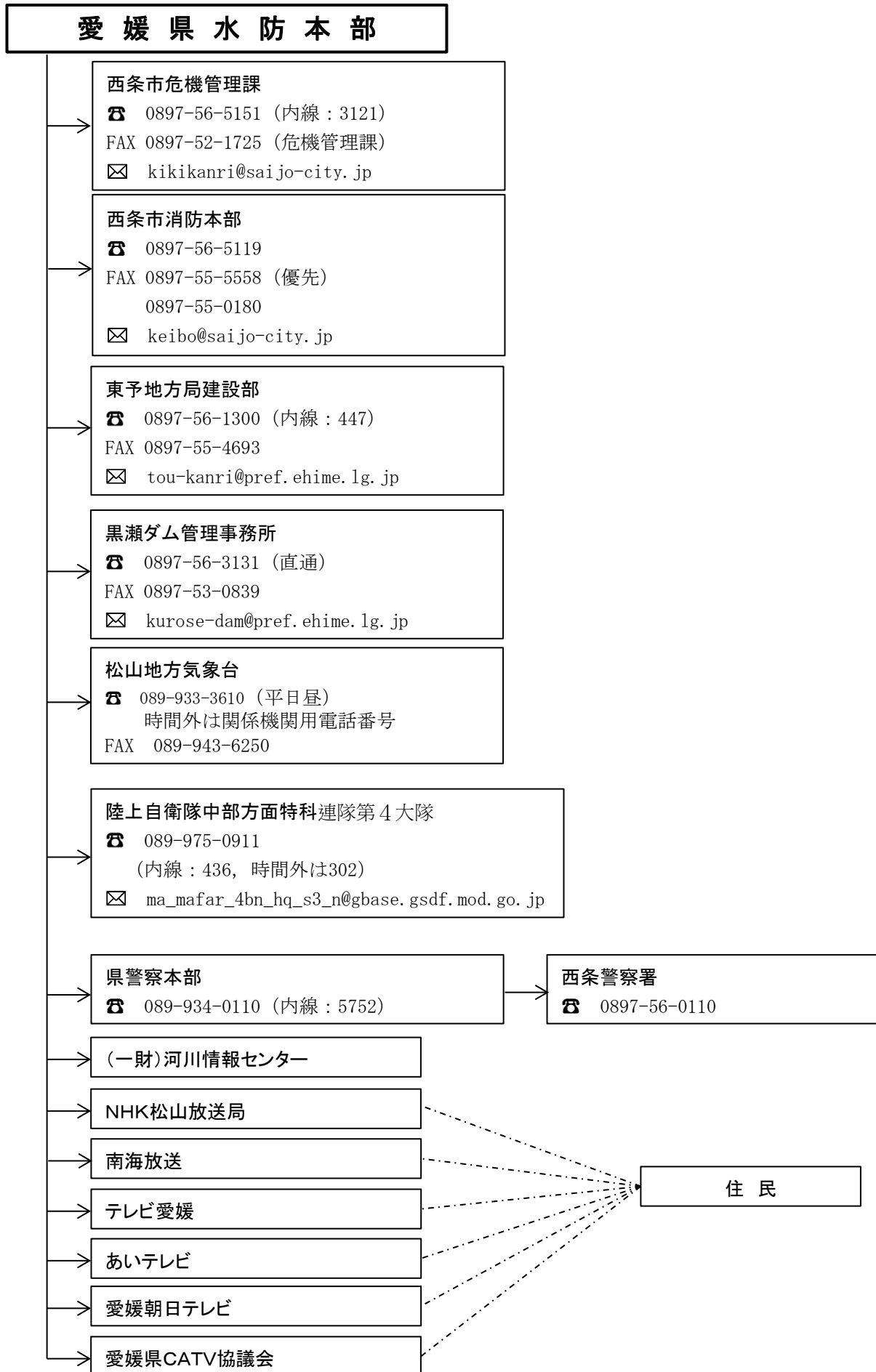
渦井川の水防警報の伝達系統図

(飯積橋水位観測所)(西条市)



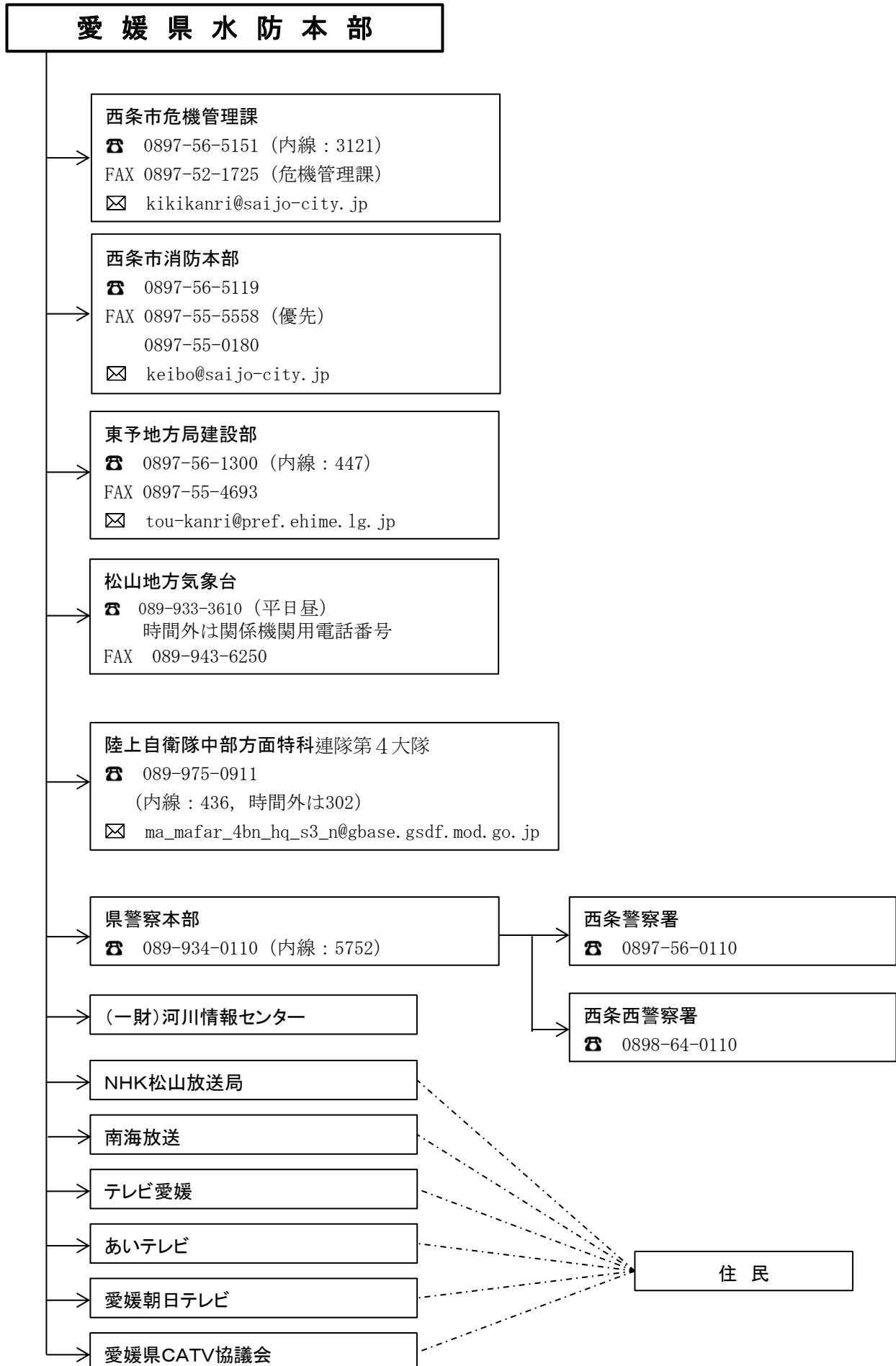
加茂川の水防警報の伝達系統図

(長瀬水位観測所)



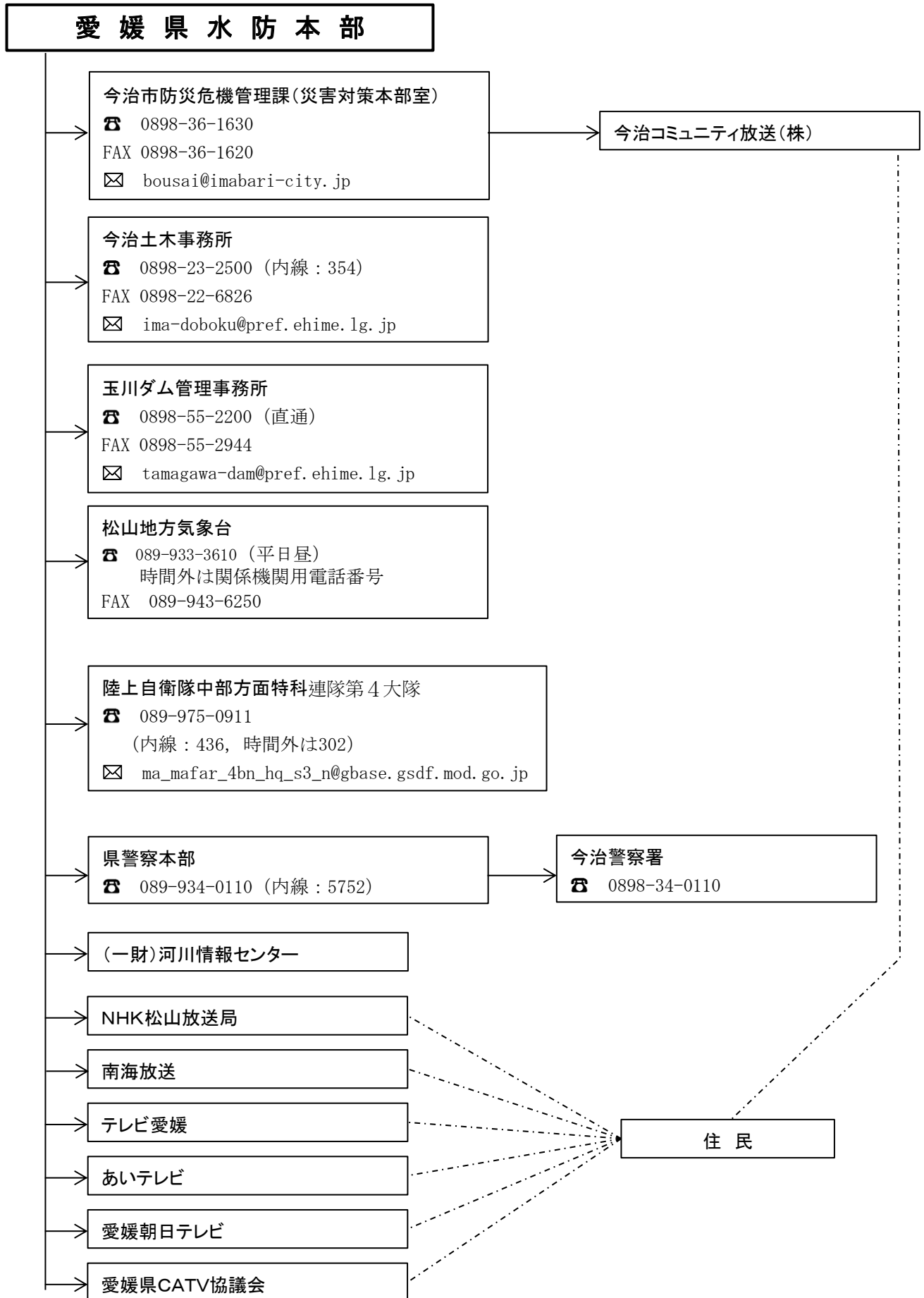
中山川の水防警報伝達系統図

(田野上方水位観測所)



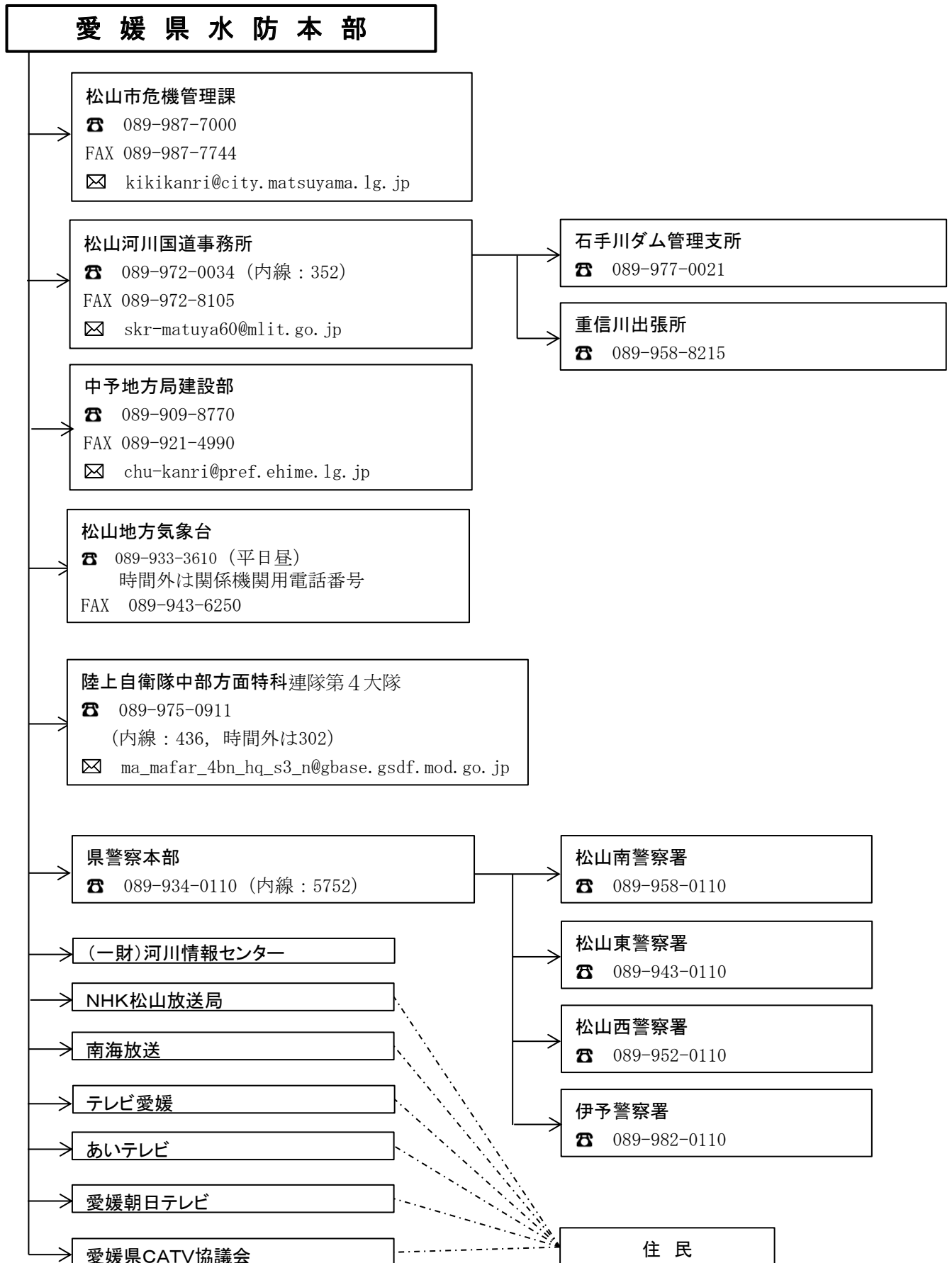
蒼社川の水防警報伝達系統図

(片山水位観測所)



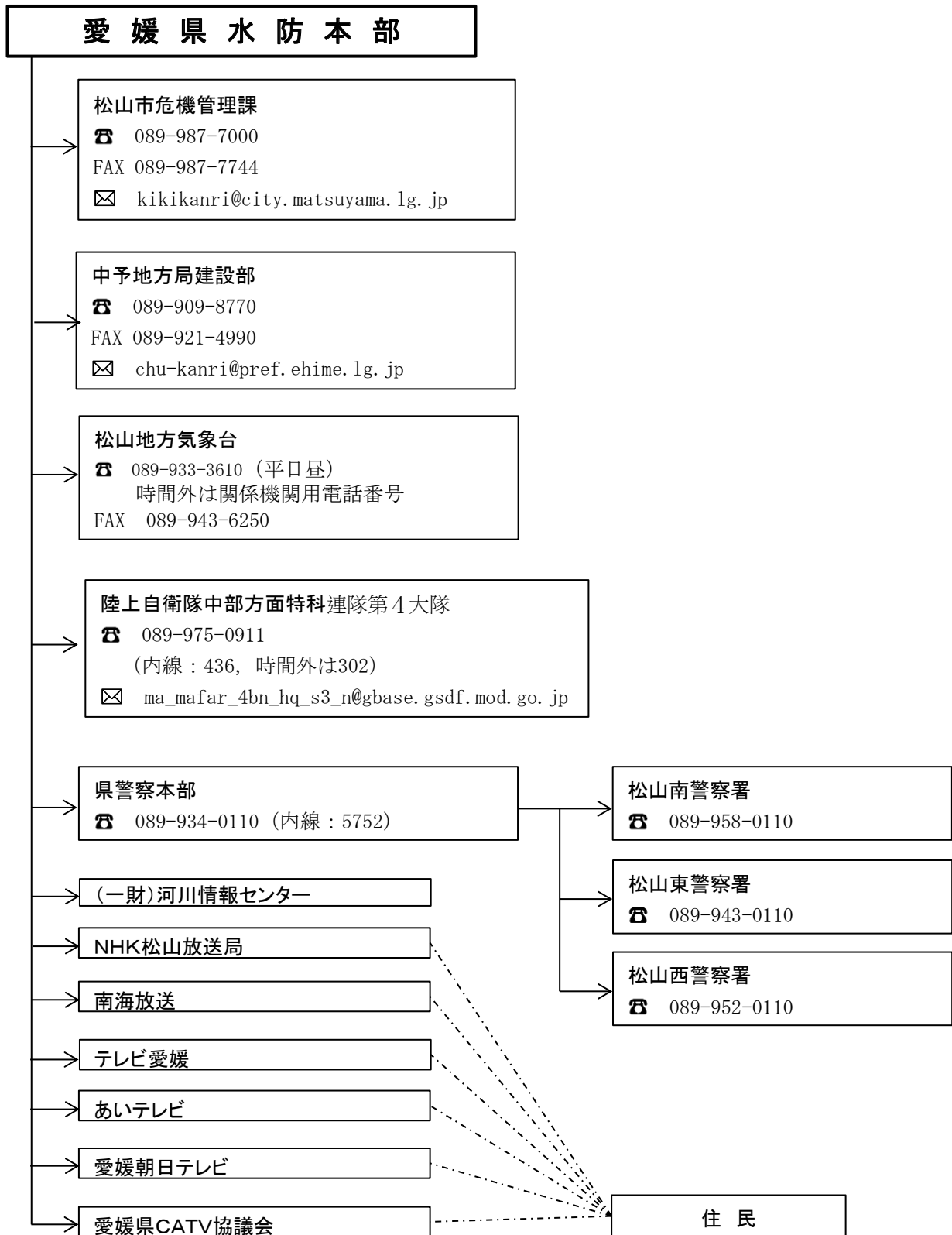
石手川の水防警報伝達系統図

(湯渡水位観測所)



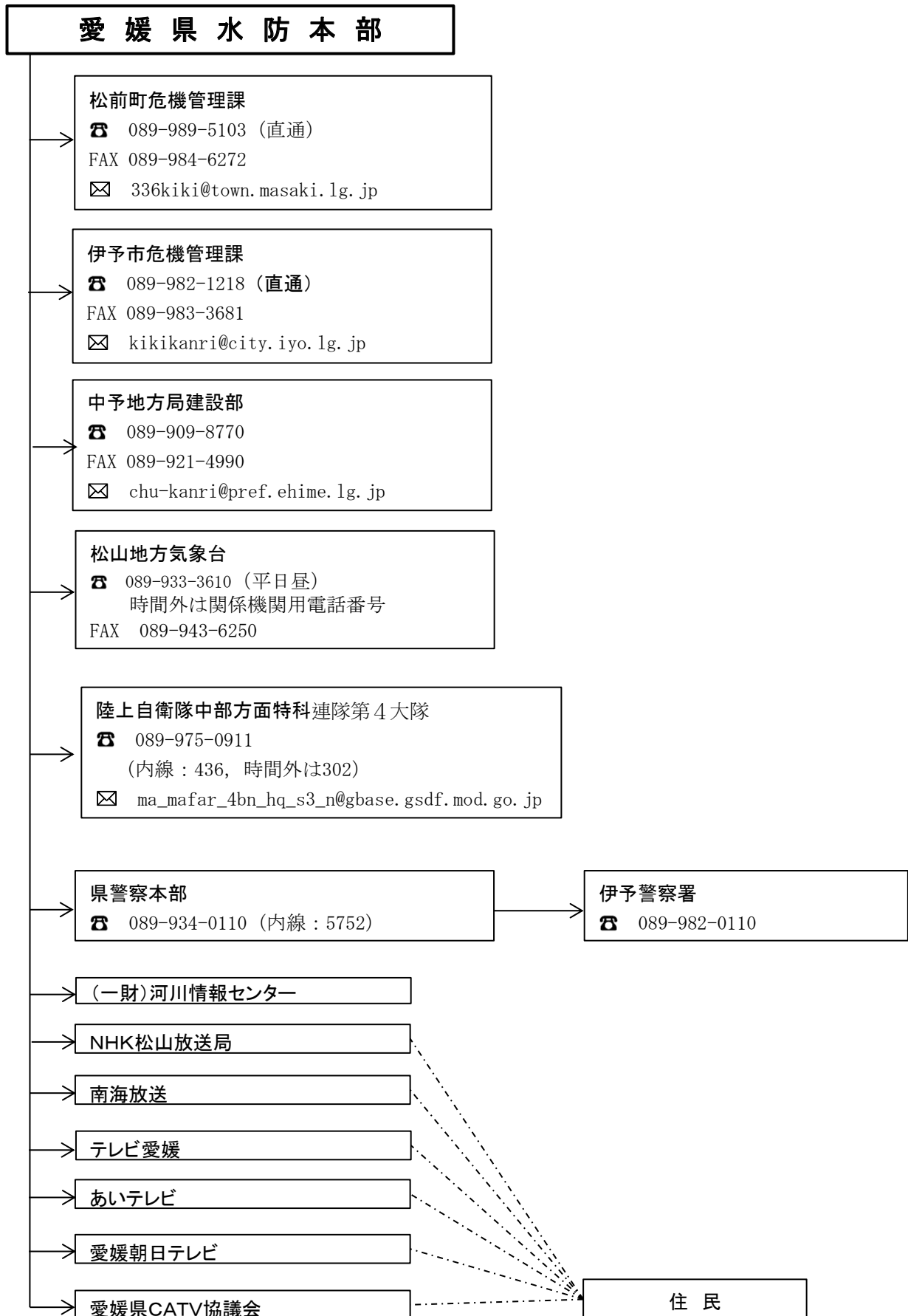
立岩川及び小野川の水防警報伝達系統図

(立岩川:立岩川水位観測所、小野川:精農橋水位観測所)



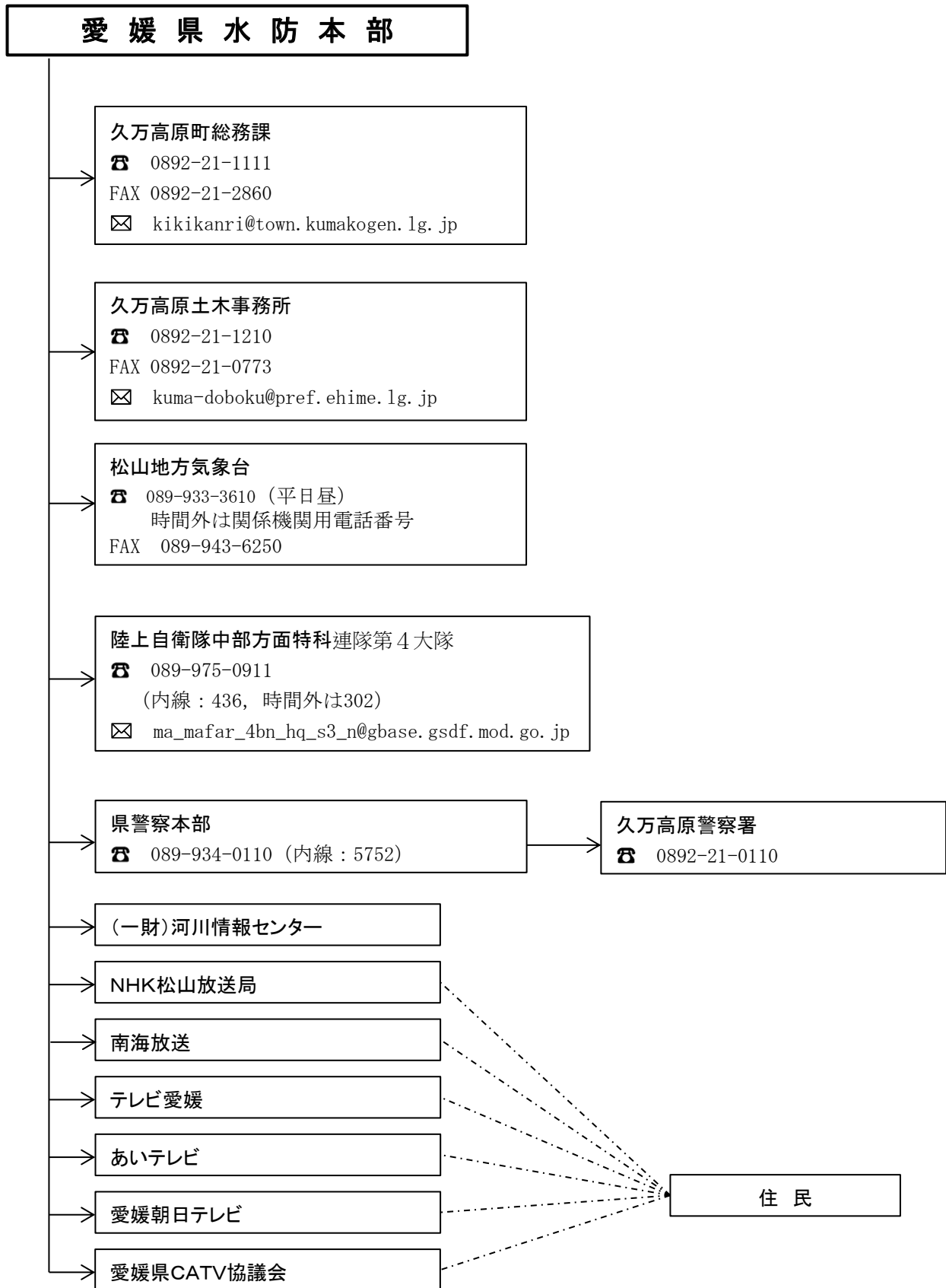
大谷川の水防警報伝達系統図

(下三谷水位観測所)



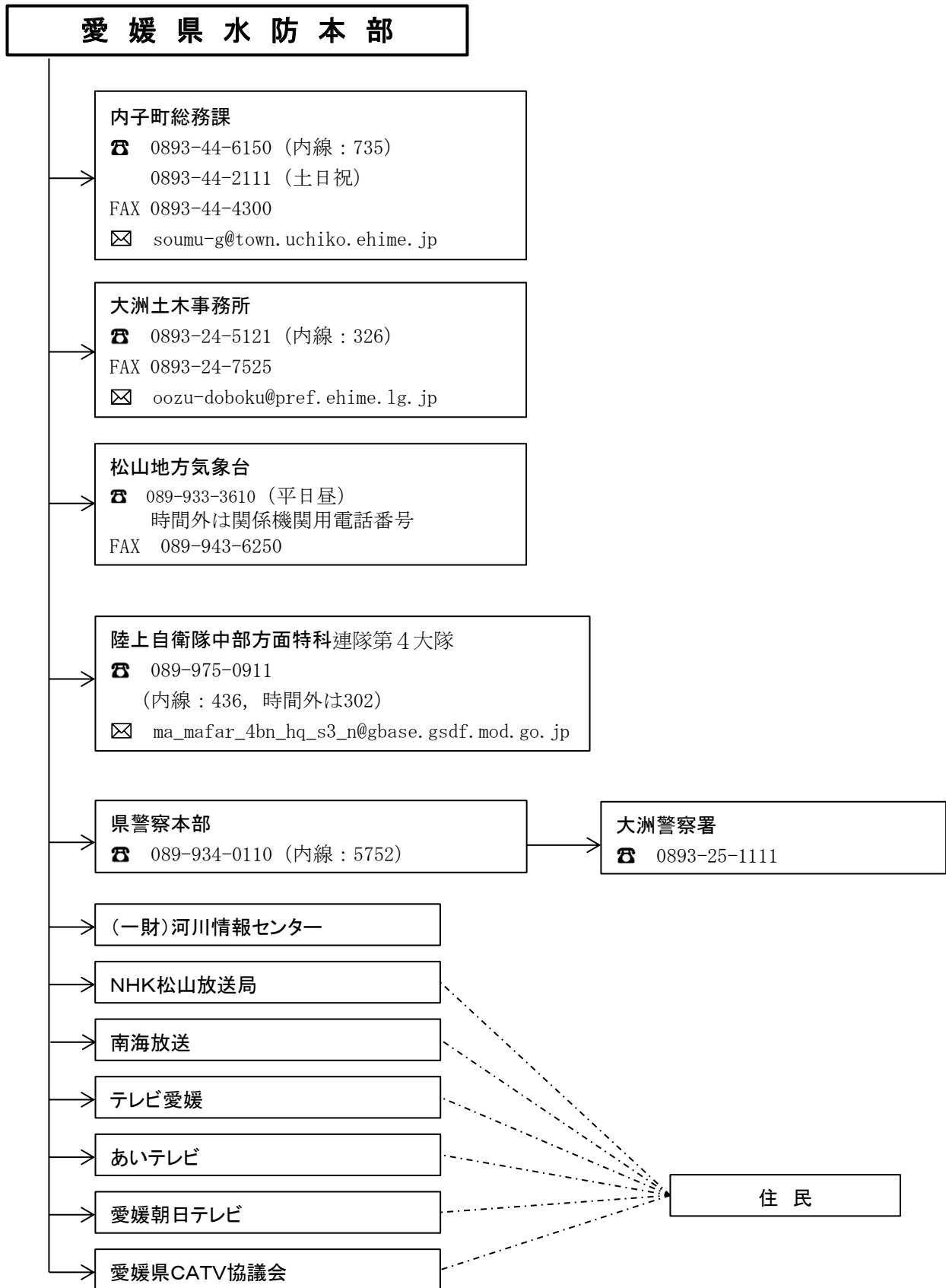
久万川の水防警報伝達系統図

(久万水位観測所)



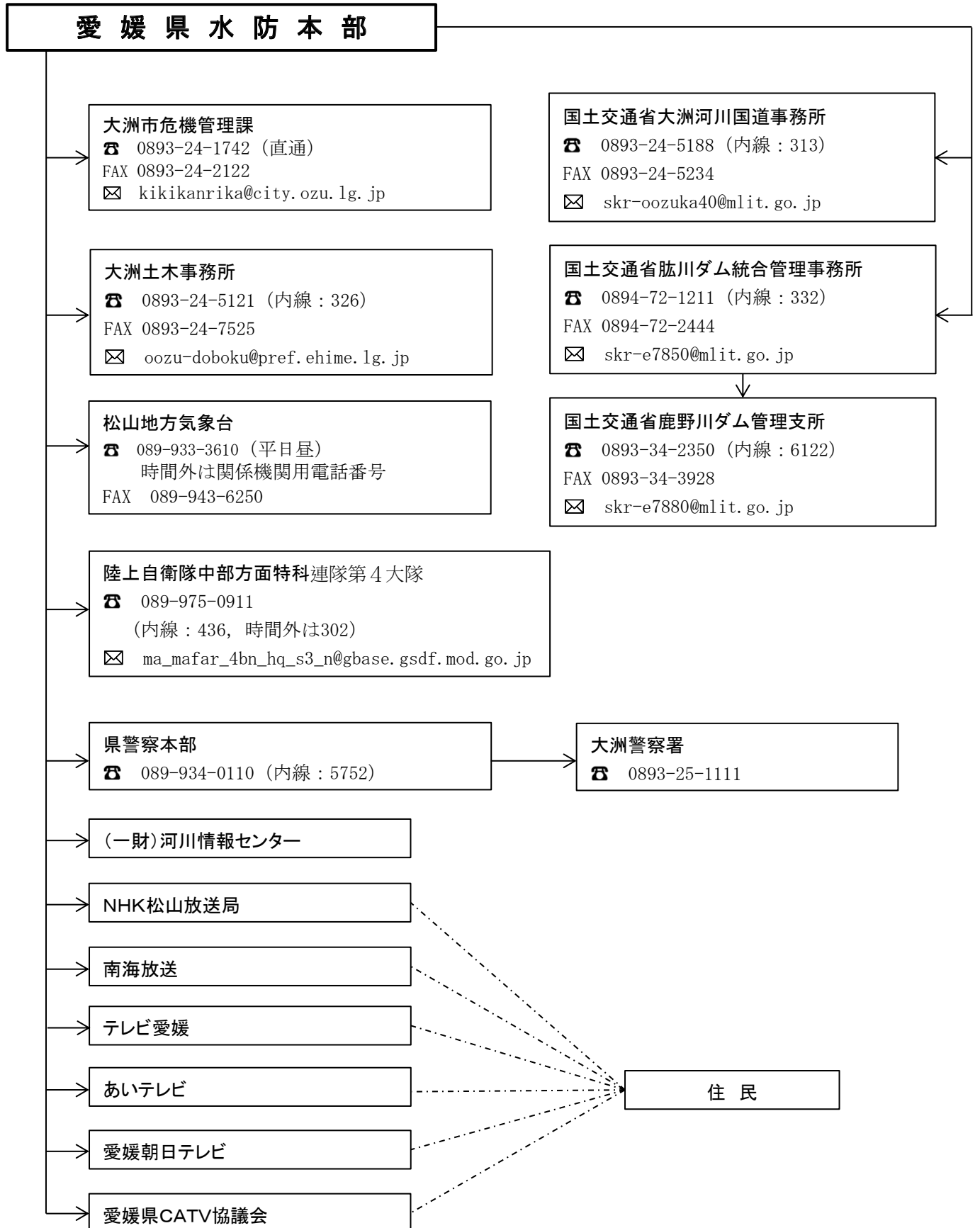
小田川の水防警報伝達系統図

(内子水位観測所)



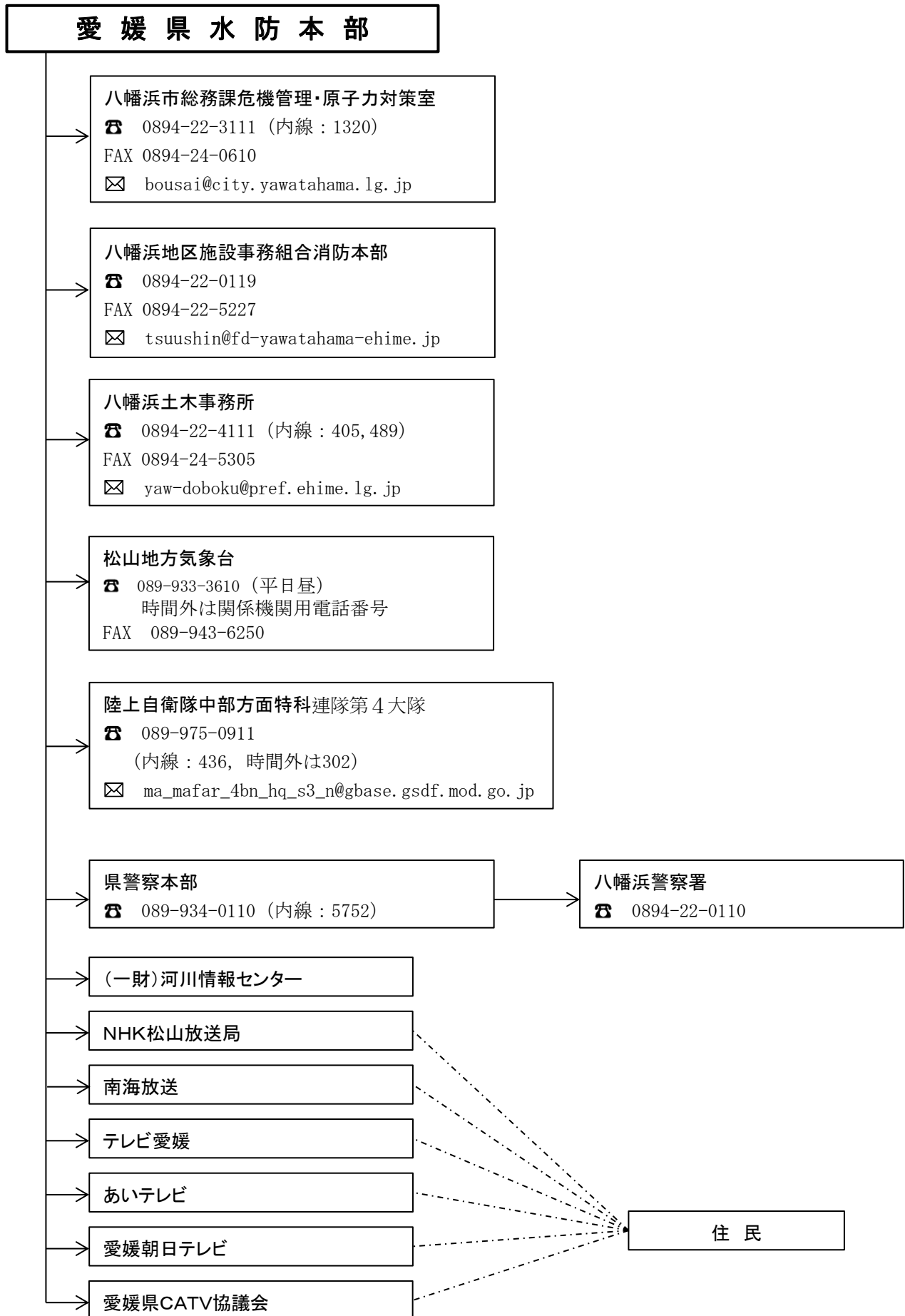
肱川の水防警報伝達系統図

(大川水位観測所)



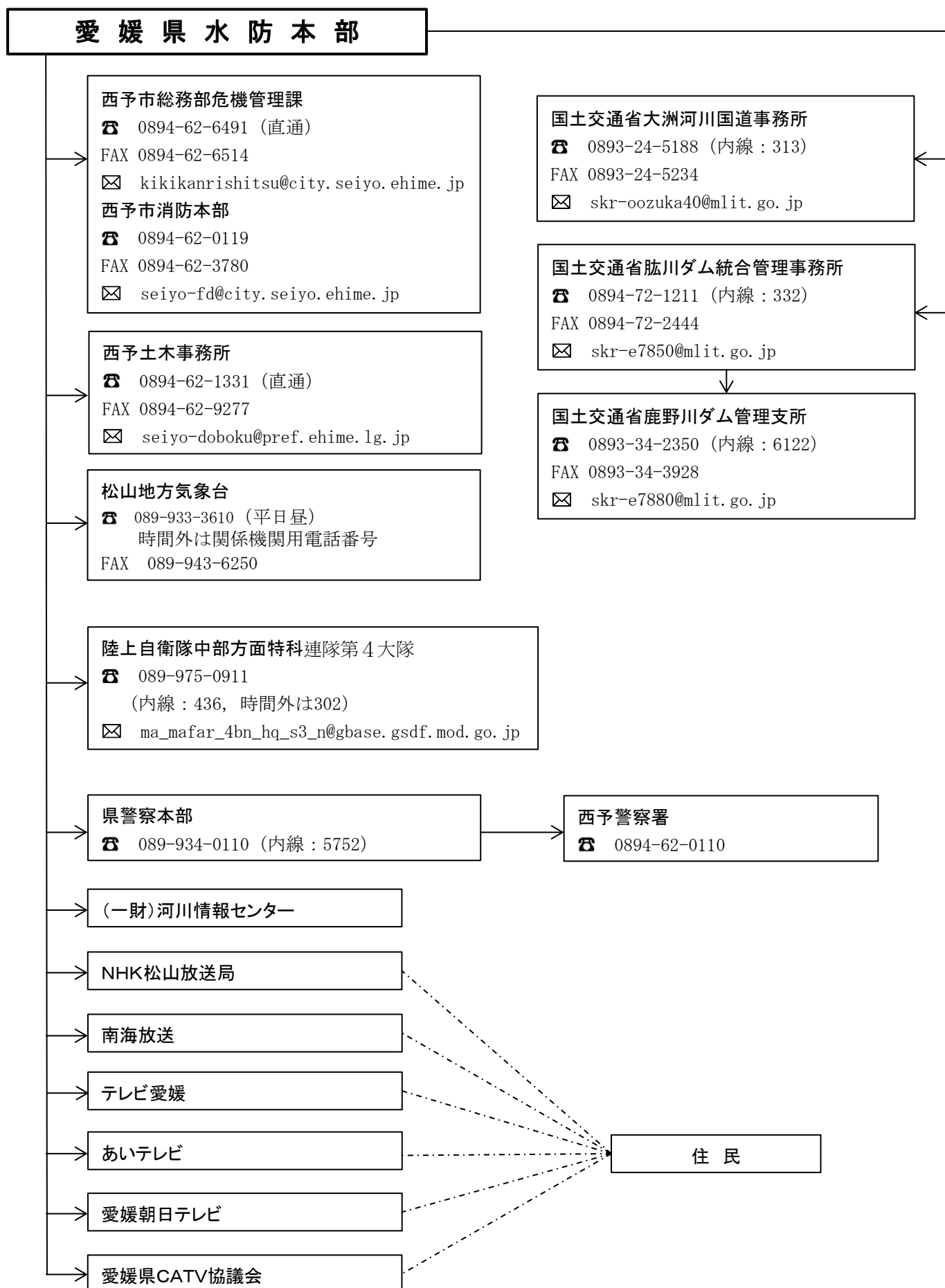
喜木川及び千丈川の水防警報伝達系統図

(喜木川:日土水位観測所, 千丈川:八幡浜水位観測所)



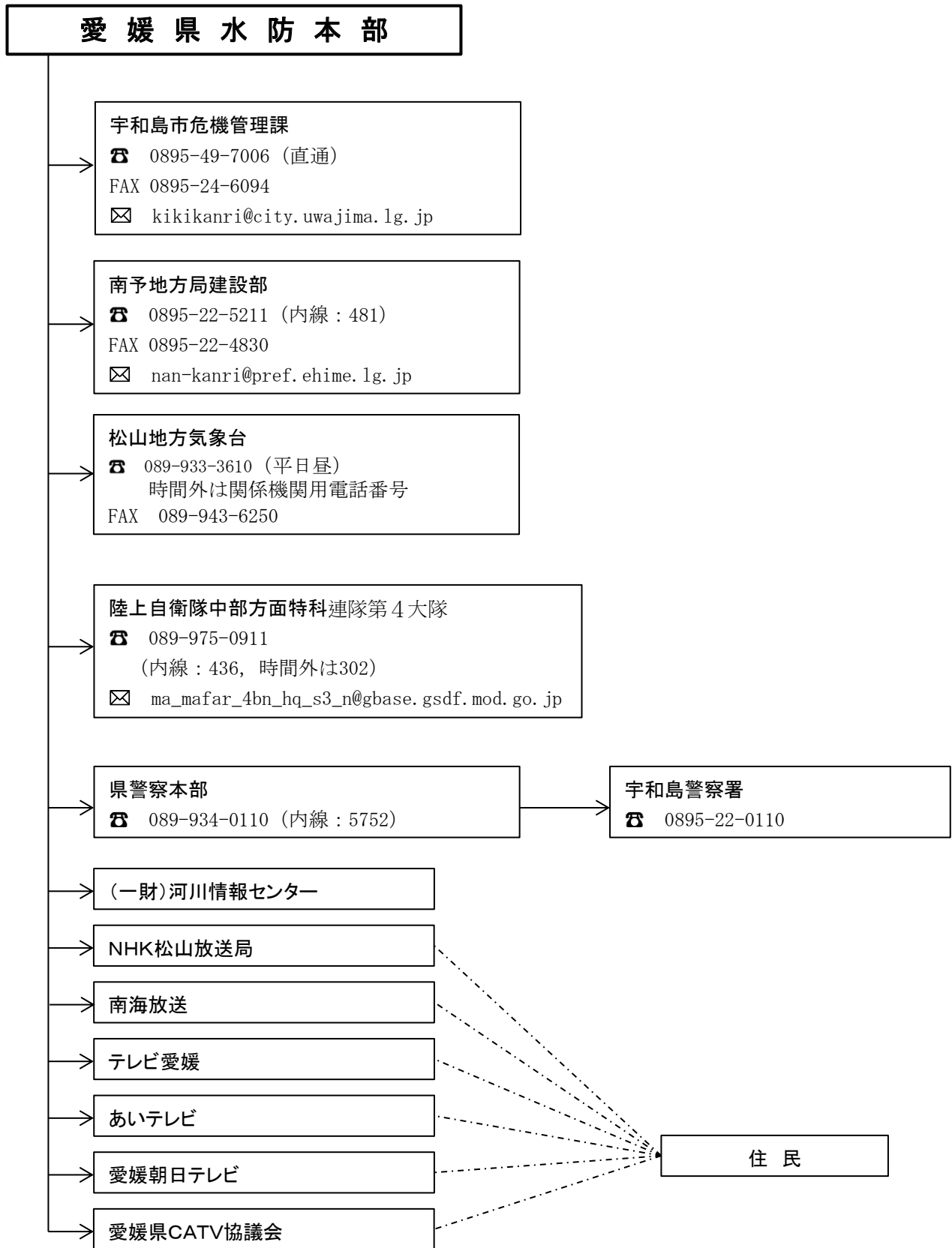
肱川の水防警報伝達系統図

(荒瀬水位観測所) (神領水位観測所)



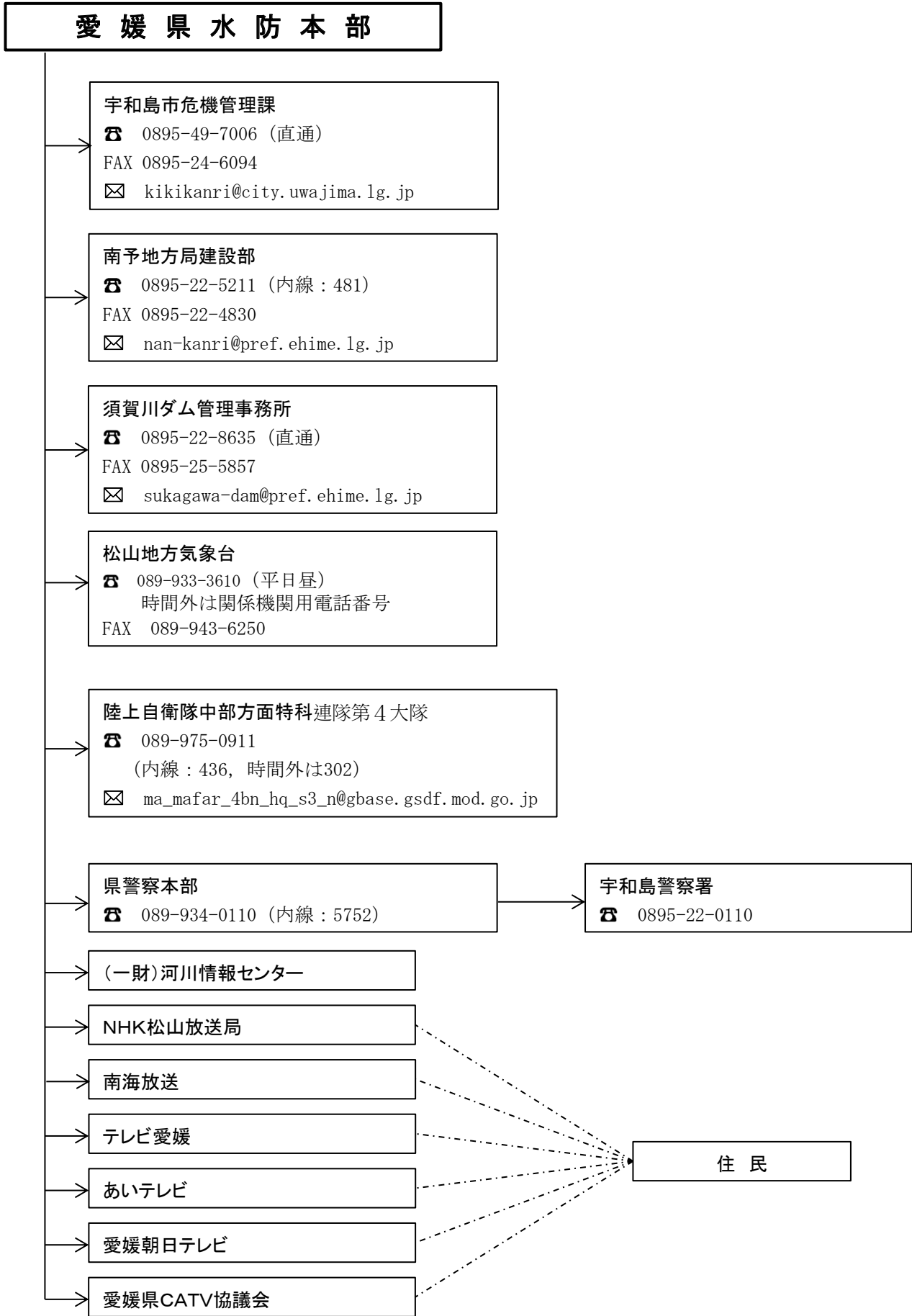
立間川の水防警報伝達系統図

(立間水位観測所)



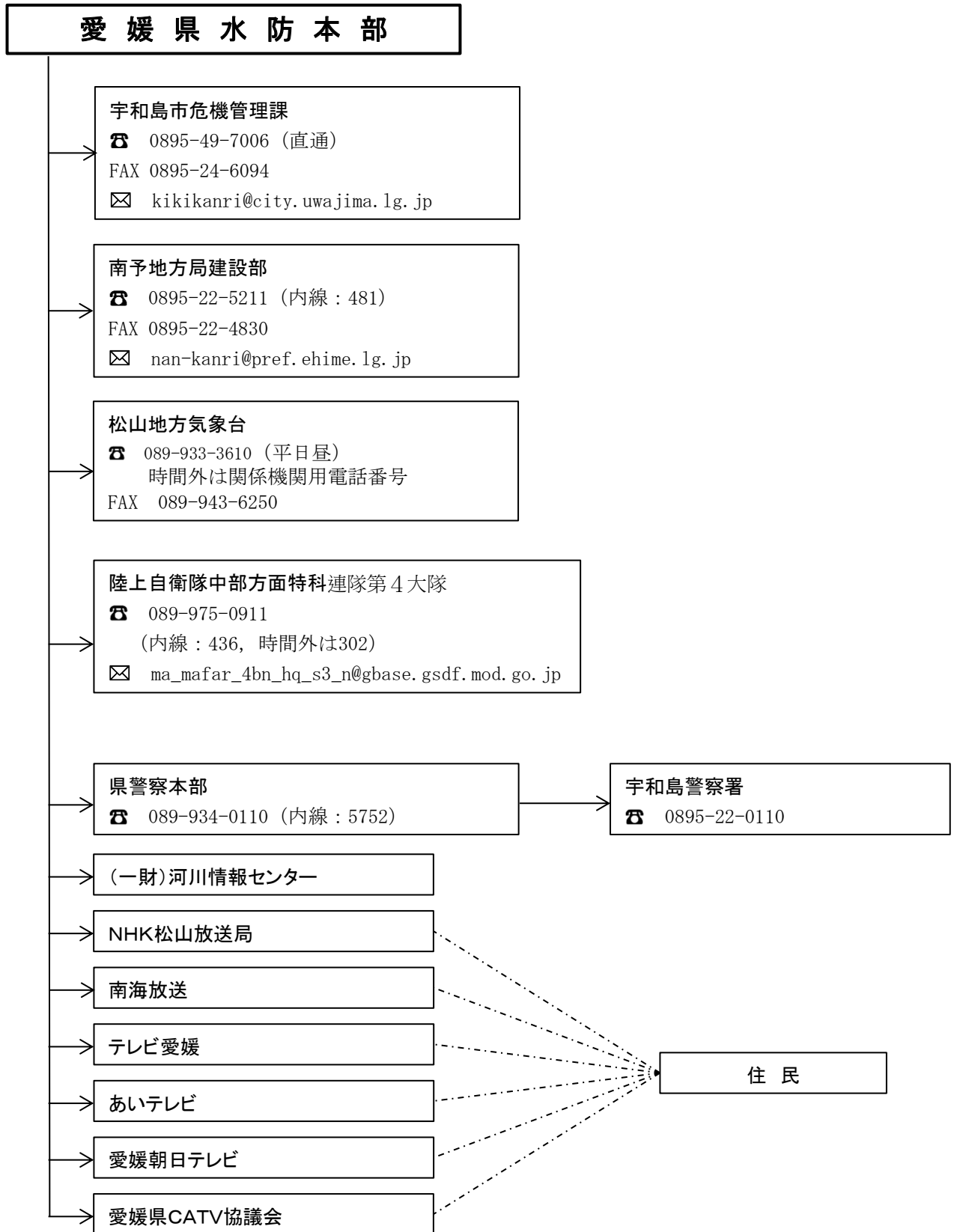
須賀川の水防警報伝達系統図

(和霊水位観測所)



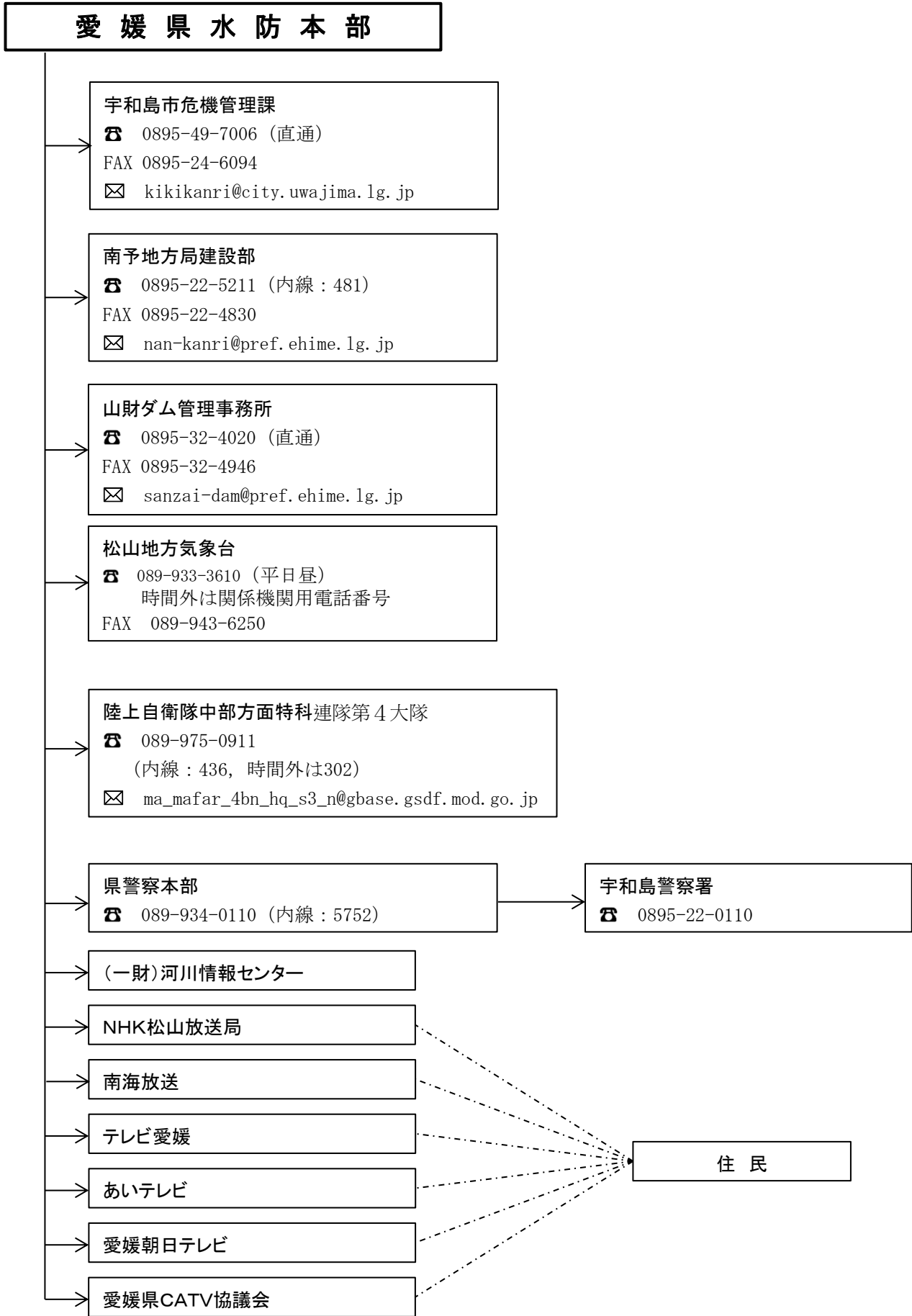
来村川の水防警報伝達系統図

(寄松水位観測所)



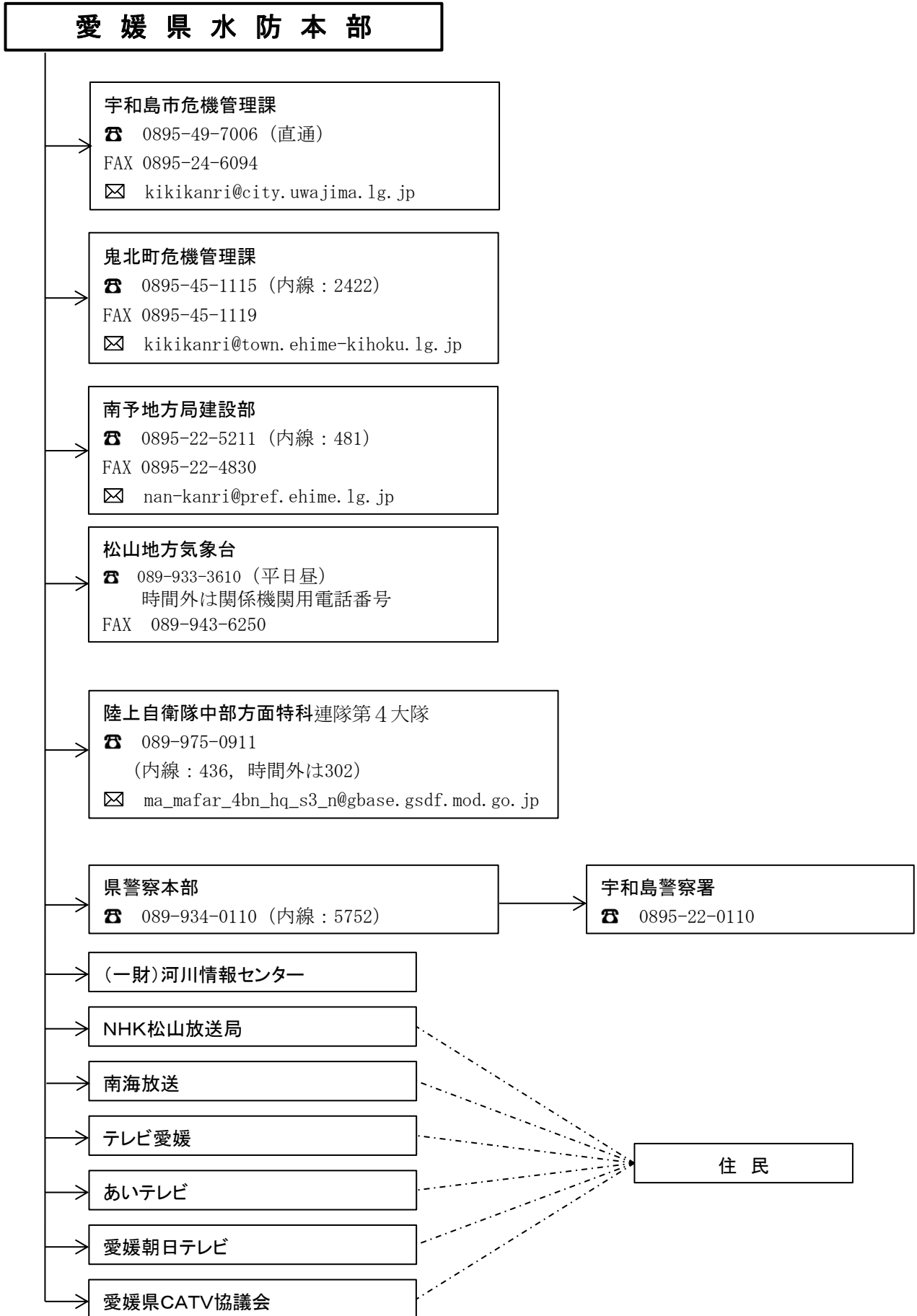
岩松川の水防警報伝達系統図

(岩渕水位観測所)



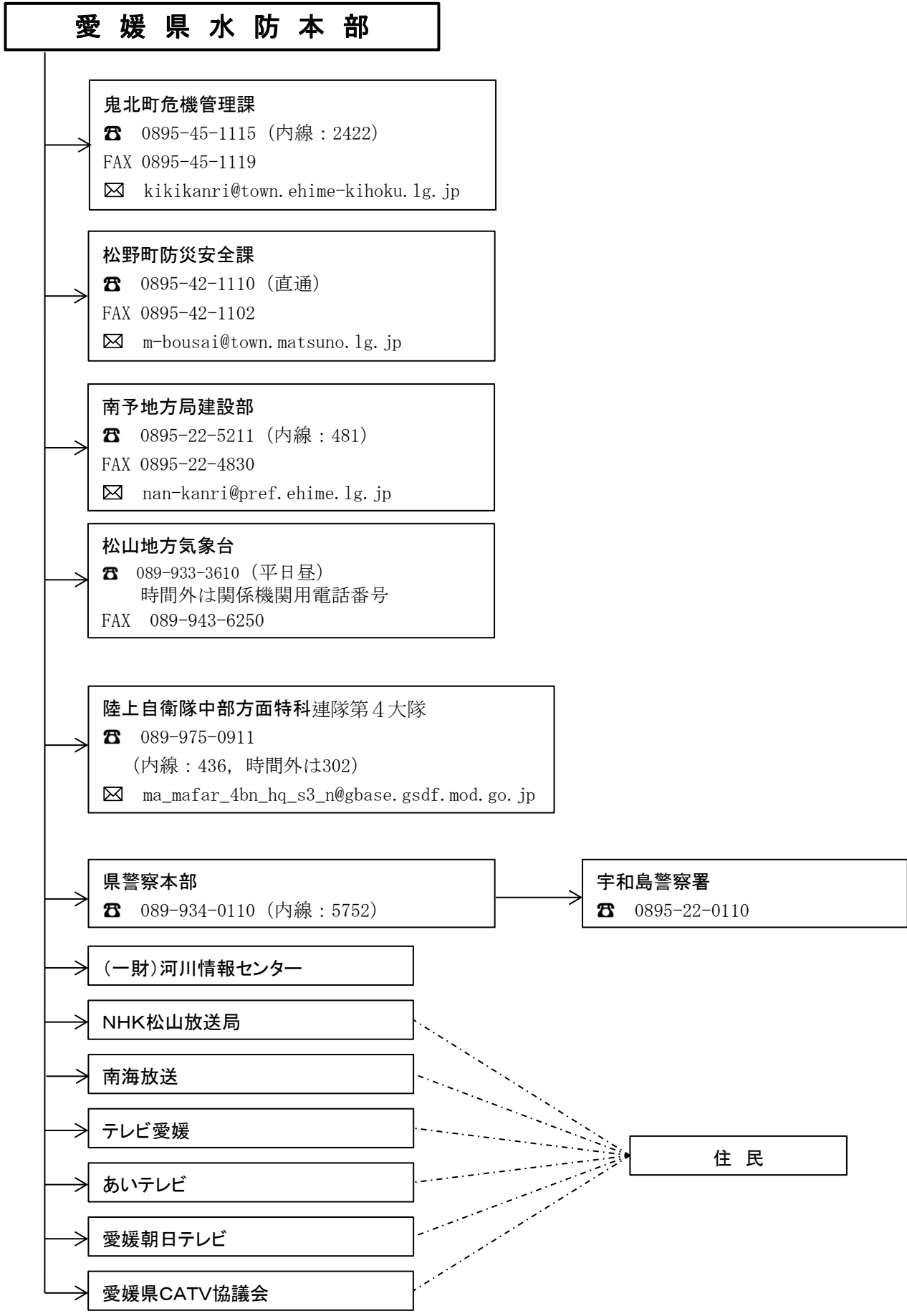
三間川の水防警報伝達系統図

(月見橋水位観測所)



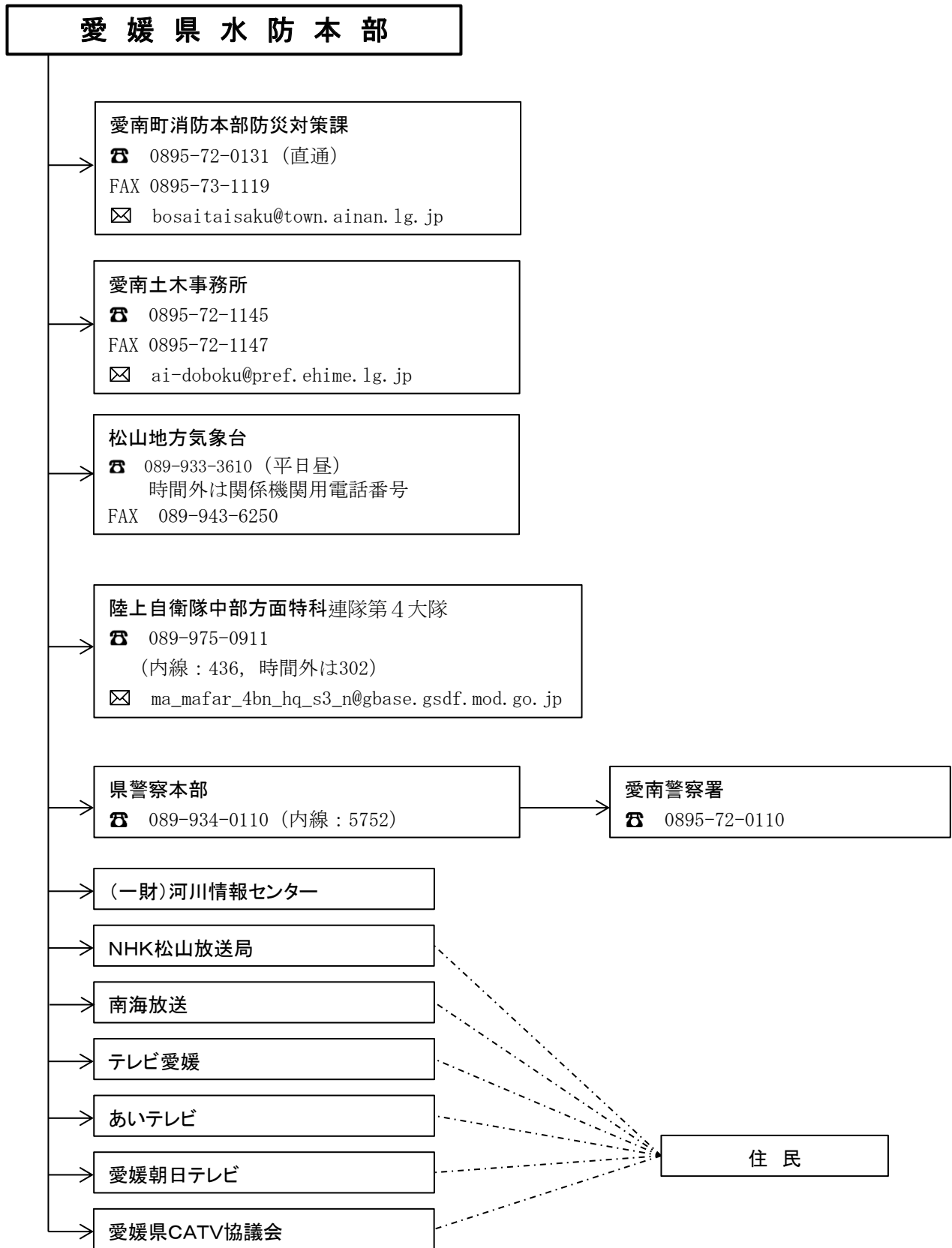
広見川の水防警報伝達系統図

(小倉水位観測所)



僧都川の水防警報伝達系統図

(御荘水位観測所)



第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知を行う河川

水防法第13条の規定により国土交通大臣及び知事が指定した河川(以下「水位周知河川」という。)について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定されている洪水特別警戒水位)及び避難判断水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 国土交通大臣が指定する水位周知河川

イ 国土交通大臣が指定する水位周知河川の区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)	
1	肱川	矢落川	左岸	自 愛媛県大洲市新谷字山口乙1598番の1地先 (金乃比羅橋 下流約100m)	1,600	
				至 愛媛県大洲市新谷甲394番地の9地先 (稲田橋 下流約250m)		
			右岸	自 愛媛県大洲市新谷字定行丙27番の1地先 (金乃比羅橋 下流約100m)		1,600
				至 愛媛県大洲市新谷甲394番地の2地先 (稲田橋 下流約250m)		

ロ 国土交通大臣が指定する水位周知河川の基準観測所

番号	河川名	基準水位 観測所	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位) (m)	氾濫発生 水位 (m)	水位情報の通知及び周知		
						発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	矢落川	新 谷	2.65	3.15	4.25	国土交通省 大洲河川国 道事務所長	県河川課長	洪水予警報等作成システム(E-mail)、多重 回線(FAX)又は専用 電話

(2) 知事が指定する水位周知河川

イ 知事が指定する水位周知河川の区域

番号	水系名	河川名	左右岸	区 域	延長(m)
1	金生川	金生川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	5,750 5,750
2	関川	関川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	7,770 8,140
3	国領川	国領川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,700 6,700
4	渦井川	渦井川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,400 8,400
5	加茂川	加茂川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,900 4,700
6	中山川	中山川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	13,500 14,500
7	蒼社川	蒼社川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	7,300 7,300
8	立岩川	立岩川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,100 8,100
9	重信川	小野川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	12,700 12,700
10	大谷川	大谷川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	8,000 8,000
11	仁淀川	久万川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	19,930 19,930
12	肱川	小田川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	820 820
13	喜木川	喜木川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,000 6,000
14	千丈川	千丈川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,680 4,680
15	肱川	肱川 (野村)	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	4,800 4,800
16	肱川	肱川 (宇和)	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	10,000 9,000
17	立間川	立間川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	3,400 3,400
18	須賀川	須賀川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	3,950 3,950
19	来村川	来村川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	9,114 9,114
20	岩松川	岩松川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,000 6,000
21	渡川	三間川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	18,200 18,200
22	渡川	広見川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	18,850 18,850
23	僧都川	僧都川	左岸 右岸	水防警報河川と同じ	6,311 6,311

ロ 知事が指定する水位周知河川の基準観測所

番号	河川名	基準水位 観測所	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (洪水特別警戒水位) (m)	氾濫発生 水位 (m)	水位情報の通知及び周知		
						発報担当者	受報担当者	連絡方法
1	金生川	上金沢橋	3.40	3.70	4.37	県河川課長	水防警報と同じ (県防災危機管理課含む)	FAX及びE-mail
2	関川	天王橋	2.20	2.30	4.08	〃	〃	〃
3	国領川	城下	2.30	2.60	3.18	〃	〃	〃
4	渦井川 (新居浜市)	飯積橋	2.40	2.70	3.30	〃	〃	〃
	渦井川 (西条市)	飯積橋	2.70	2.90	4.20	〃	〃	〃
5	加茂川	長瀬	4.30	5.10	6.61	〃	〃	〃
6	中山川	田野上方	2.00	2.20	2.62	〃	〃	〃
7	蒼社川	片山	2.60	2.85	3.10	〃	〃	〃
8	立岩川	立岩川	2.10	2.40	2.95	〃	〃	〃
9	小野川	精農橋	2.50	2.80	3.51	〃	〃	〃
10	大谷川	下三谷	1.40	1.70	2.71	〃	〃	〃
11	久万川	久万	2.60	2.90	3.31	〃	〃	〃
12	小田川	内子	3.50	3.90	4.17	〃	〃	〃
13	喜木川	日土	2.20	2.70	3.29	〃	〃	〃
14	千丈川	八幡浜	2.30	2.80	3.23	〃	〃	〃
15	肱川 (野村)	荒瀬	4.50	5.70	7.08	〃	〃	〃
16	肱川 (宇和)	神領	3.30	3.50	4.30	〃	〃	〃
17	立間川	立間	2.16	2.39	2.90	〃	〃	〃
18	須賀川	和霊	3.30	3.54	5.17	〃	〃	〃
19	来村川	寄松	2.33	2.53	2.77	〃	〃	〃
20	岩松川	岩渕	3.21	3.47	4.93	〃	〃	〃
21	三間川	月見橋	2.20	2.45	2.88	〃	〃	〃
22	広見川	小倉	5.40	5.70	6.10	〃	〃	〃
23	僧都川	御荘	2.35	2.45	3.60	〃	〃	〃

2 水位情報の通知及び周知の基準

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位、氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）、氾濫発生水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

避難判断水位への到達情報（レベル3氾濫警戒情報）、レベル5氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
レベル3氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※1氾濫の発生は巡視や河川監視カメラ等により確認 ※2肱川（野村）については、野村ダムの放流量による氾濫発生情報を既に発表している場合は、氾濫発生水位到達による発表は行わない。

(2) 発表の様式

イ 国土交通大臣の指定河川

（注）矢落川の発表様式は、資料編第10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P262～P263 参照

ロ 知事の指定河川

（注）金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川（野村、宇和）、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、来村川、岩松川、三間川、広見川、僧都川の発表様式は、資料編第10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P264～P265 参照
 水位の概念 P31 参照

(3) 水位情報の通知及び周知の伝達系統図

イ 国土交通大臣の指定河川

（注）矢落川の伝達系統図は、資料編第10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P267 参照

ロ 知事の指定河川

（注）金生川、関川、国領川、渦井川、加茂川、中山川、蒼社川、立岩川、小野川、大谷川、久万川、小田川、肱川（野村、宇和）、喜木川、千丈川、立間川、須賀川、来村川、岩松川、三間川、広見川、僧都川の伝達系統図は資料編第10 水位周知河川の発表様式、伝達系統図 P266、P268～P288 参照

3 洪水浸水想定区域図の指定

公開 HP: <https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/kouzui-sinsuisouteikuikizu-itiran.html>

(水防法第14条第2項1号 等) ※水位周知河川等関係 等

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
1	金生川	金生川	四国中央市	H28.5	H28.5.13	○	○
2	関川	関川	四国中央市	H28.5	H28.5.13	○	○
3	国領川	国領川	新居浜市	H28.5	H28.5.13	○	○
4	渦井川	渦井川	新居浜市 西条市	R2.6	R2.6.5	○	○
5	加茂川	加茂川	西条市	H28.5	H28.5.13	○	○
6	中山川	中山川	西条市	H28.5	H28.5.13	○	○
7	蒼社川	蒼社川	今治市	H28.5	H28.5.13	○	○
8	立岩川	立岩川	松山市	R2.6	R2.6.5	○	○
9	重信川	石手川	松山市	H29.1	H29.1.27	○	○
10	重信川	小野川	松山市	R2.6	R2.6.5	○	○
11	大谷川	大谷川	松前町 伊予市	R2.6	R2.6.5	○	○
12	仁淀川	久万川	久万高原町	R2.6	R2.6.5	○	○
13	肱川	小田川	内子町	H30.6	H30.6.22	○	○
14	肱川	肱川 (菅田～鹿野川)	大洲市	R元.5	R元.5.17	○	○
15	喜木川	喜木川	八幡浜市	R2.6	R2.6.5	○	○
16	千丈川	千丈川	八幡浜市	H28.5	H28.5.13	○	○
17	肱川	肱川 (野村)	西予市	R元.5	R元.5.17	○	○
18	肱川	肱川 (宇和)	西予市	H28.5	H28.5.13	○	○
19	立間川	立間川	宇和島市	R2.6	R3.7.26	○	○
20	須賀川	須賀川	宇和島市	H28.5	H28.5.13	○	○
21	来村川	来村川	宇和島市	R5.5	R5.5.30	○	○
22	岩松川	岩松川	宇和島市	R2.6	R2.6.5	○	○
23	渡川	三間川	宇和島市 鬼北町	R2.6	R2.6.5	○	○
24	渡川	広見川	鬼北町 松野町	R2.6	R2.6.5	○	○
25	僧都川	僧都川	愛南町	R元.5	R元.5.17	○	○

(水防法第14条第2項2号) ※特定都市河川関係

番号	水系	河川名	関係市町	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
						計画規模	想定最大
1	肱川	都谷川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
2	肱川	古川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
3	肱川	野田川	大洲市	R5.5.30	R5.5.30	○	○
4	中川	中川・猿子川	今治市	R7.5.30	R7.5.30	○	○

(水防法第14条第2項3号) ※その他の河川

関係市町	水系	河川名	浸水想定 区域 公表	浸水想定 区域 指定年月 日	対象降雨	
					計画規模	想定最大
四国中央市	三谷川	三谷川 他 15河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
四国中央市	金生川	横川川 他 12河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
四国中央市	面白川	面白川 他 32河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
新居浜市	東川	東川 他 5河川	R5.5.30	R5.5.30	—	○
新居浜市	又野川	又野川 他 4河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
新居浜市	国領川	市場川 他 9河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
西条市	崩口川	崩口川 他 16河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
西条市	渦井川	室川 他 4河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
西条市	中山川	小松川 他 25河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
今治市	浅川	浅川 他 13河川	R5.5.30	R5.5.30	—	○
今治市	種革	種川 他 9河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
今治市	品部川	品部川 他 45河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
上島町	長江川	長江川 他 4河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
松山市	重信川	内川 他 16河川	R5.5.30	R5.5.30	—	○
松山市	河野川	河野川 他 11河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
松山市	石風呂川	石風呂川 他 23河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
東温市	重信川	表川 他 7河川	R5.5.30	R5.5.30	—	○
東温市	重信川	成谷川 他 14河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
伊予市	国近川	国近川 他 4河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
伊予市	天神川	天神川 他 26河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
伊予市	豊田川	豊田川 他 19河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○

関係市町	水系	河川名	浸水想定区域 公表	浸水想定区域 指定年月日	対象降雨	
					計画規模	想定最大
砥部町	重信川	砥部川 他 5河川	R5.5.30	R5.5.30	—	○
砥部町	肱川	玉谷川 他 16河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
砥部町	重信川	万年川 他 13河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
久万高原町	仁淀川	仁淀川 他 30河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
大洲市	肱川	大和川 他 54河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
大洲市	肱川	立石川 他 23河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
大洲市	横松郷川	横松郷川 他 1河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
内子町	肱川	御祓川 他 17河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
内子町	肱川	中山川 他 29河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
八幡浜市	喜木川	新川 他 7河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
八幡浜市	千丈川	五反田川 他 6河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
八幡浜市	川上大川	川上大川 他 6河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
伊方町	伊方新川	伊方新川 他 7河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
西予市	肱川	鳥越川 他 94河川	R6.5.28	R6.5.28	—	○
西予市	肱川	野井川 他 108河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
宇和島市	来村川	内平川 他 4河川	R5.5.30	R5.5.30	○	○
宇和島市	鶴間川	鶴間川 他 68河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
宇和島市	岩松川	増穂川 他 14河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
鬼北町	渡川	戸石川 他 13河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
鬼北町	渡川	日向谷川 他 10河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
松野町	渡川	国木川 他 35河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○
愛南町	僧都川	和口川 他 12河川	R7.5.30	R7.5.30	—	○
愛南町	松田川	増田川 他 11河川	R8.3.31	R8.3.31	—	○

第5章 水 防 活 動

第1節 予報及び警報に対する措置

1 河 川 課

河川課は、松山地方气象台、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所及び大洲河川国道事務所から水防に関する通知を受けたときは、速やかに関係する地方局建設部、土木事務所及びダム管理事務所に通知する。

勤務時間外にあっては、河川課長(課長不在の場合は主幹(事務)、主幹(技術)の順)は、水防当番班長に指示をする等適切な処置をとる。

また、河川課は、関係地方局建設部、土木事務所及びダム管理事務所から受けた、雨量、水位、水防管理団体による水防活動等に関する報告をとりまとめ、状況把握に努めるものとする。

2 地方局建設部及び土木事務所

(1) 地方局建設部及び土木事務所は、河川課から水防に関する通報伝達又は気象注意報等の伝達を受け、必要と認めるときは、関係の水防管理団体に通知し、又関係水防管理団体の情報把握に努めるとともに雨量、水位、流量、潮位の各観測所にも通知を行い、それぞれの観測を強化し、雨量、水位、流量、潮位の観測資料を収集し河川課に報告するものとし、必要に応じ管内関係機関に關係事項を伝達するものとする。

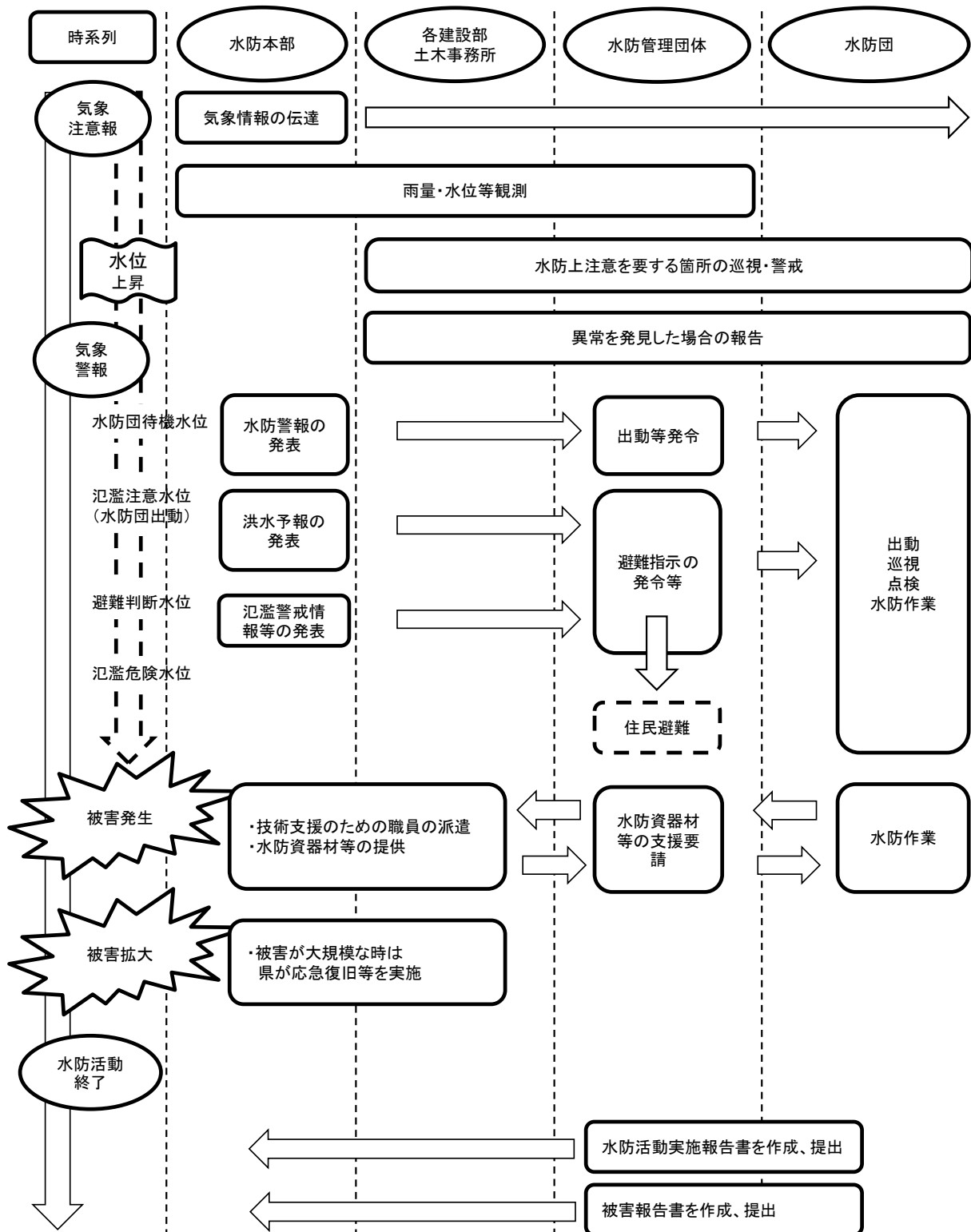
(2) 地方局建設部及び土木事務所は、水防管理団体から水防活動についての通報伝達を受けたときは、河川課に報告するものとする。

3 水防管理団体

水防管理団体は、地方局建設部又は土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、市町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに地方局建設部又は土木事務所に通知するものとする。

- (1) 水防団(消防団)が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異常を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合。
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。
- (7) 氾濫の発生を確認したとき。

水防活動



第2節 雨量の通報

1 特定観測及び通報

河川課(水防本部)は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、地方局建設部、土木事務所及びダム管理事務所と緊密な連絡をとり、管下特定観測所の雨量について監視を強化させるとともに、必要と認めるときは観測値を報告させる。

また、一般観測所についても、水防本部の指示によって観測値を報告させるものとする。

◎雨量観測所

観測者		種別	観測所数(箇所)	備考
県関係	(特定雨量観測所)	テレメーター	31	
	(一般雨量観測所)	テレメーター	27	
		自記	1	公営企業局所管
	計		59	
その他	気象台	テレメーター	22	
	国土交通省	テレメーター	53	
	水資源機構	テレメーター	5	
	JR四国	テレメーター	21	
	計		101	
合計			160	

(注)雨量観測所については、資料編第5 雨量、水位観測所一覧表 P159～P172 参照

第3節 水位の通報及び公表

1 特定観測及び通報

地方局建設部長及び土木事務所長は、河川の増水があると認めるときは、特定水位観測所について監視を強化させるとともに、次のとおり水位観測を実施し関係水防管理団体及び河川課に通報を行なわなければならない。ただし、特定水位観測所のうち水防警報河川(水位周知河川)の基準水位観測所については、(1)～(5)の通報は省略することとし、その他の特定水位観測所についても、水位が河川等情報システム等で関係水防管理団体及び河川課で把握できる場合は、以下の(3)～(5)の通報は省略することができるものとする。

また、一般観測所については、必要に応じ河川課の指示によって観測値を報告させるものとする。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)に達したときの時刻
- (2) 氾濫注意水位(警戒水位)に達したときの時刻
- (3) 氾濫注意水位(警戒水位)を超えたときは同水位に復するまで毎時ごとの水位、ただし、水位の急上昇のときは随時の水位
- (4) 減水後、氾濫注意水位(警戒水位)に復したときの時刻
- (5) 減水後、水防団待機水位(通報水位)に復したときの時刻

(注)水位の通報様式については、資料編第11 水位の通報様式 P286 参照

◎水位観測所

観測者		種別	観測所数(箇所)	備考
県関係	(特定水位観測所)	テレメーター	28 (35)	(35箇所の内7箇所は国が所管)
	(一般水位観測所)	テレメーター	12	
		普通	11	
	計		51 (58)	(58箇所の内7箇所は国が所管)
その他	国土交通省	テレメーター	24	
		自記	1	
	水資源機構	テレメーター	4	
	計		29	
合計			80 (87)	

(注) 水位観測所については、資料編第5 雨量、水位観測所一覧表 P173～P182 参照

2 特定水位観測所の公表

法第12条第2項の規定に基づき、特定水位観測所の量水標管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、インターネット等を利用してその状況を公表するものとする。

なお、欠測等により水位の通報及び公表が出来ない場合は、早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に周知するものとする。

第4節 放流量の通報

1 県管理ダム

ダム管理事務所長は、放流の種類、放流量及び放流開始時刻について河川課に通報するものとする。

(注) 鹿森ダム、玉川ダム、黒瀬ダム、須賀川ダム、山財ダム及び台ダム水防伝達系統は、資料編第13 ダムの水防伝達系統図 P291～P296 参照

2 国土交通省管理のダム（柳瀬ダム、石手川ダム、野村ダム、鹿野川ダム）

国土交通省管理のダムについては、放流量、放流開始時刻について河川課にて通報を受けるものとする。

なお、野村ダムについては、異常洪水時防災操作を開始する際に水防法第24条の2に基づく通報を行うものとする。発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
レベル5氾濫発生情報	<p>【野村ダム】</p> <p>異常洪水時防災操作により1,000m³/s以上の放流を開始したとき</p> <p>※荒瀬水位観測所において氾濫発生水位到達による氾濫発生情報を既に発表している場合は、発表は行わない</p>

発表する河川とその区域は、次のとおりである。

番号	水系名	河川名	左右岸	区域	関係水防管理団体	通報担当官署
1	肱川	肱川 (野村)	左岸 右岸	自 西予市野村町野村字チガノ (野村ダム) 至 西予市野村町蔵良126番地先 (権現橋下流500m) 自 西予市野村町野村字芒駄場 (野村ダム) 至 西予市野村町阿下5号597番地先 (権現橋下流500m)	西予市	国土交通省 肱川ダム統合管理事務所長 県河川課長

(注) 柳瀬ダム、石手川ダム、野村ダム及び鹿野川ダム水防伝達系統は資料編第 13 ダムの水防伝達系統図 P297～P300 参照

3 水資源機構管理のダム (新宮ダム、富郷ダム)

水資源機構管理のダム管理については、放流量、放流開始時刻等について河川課にて通報を受けるものとする。

(注) 新宮ダム及び富郷ダム水防伝達系統は資料編第 13 ダムの水防伝達系統図 P301～P302 参照

第5節 潮位の通報

1 通 報

地方局建設部長及び土木事務所長は、異常高潮のおそれがあるときは、管下検潮所の監視を強化し、異常潮位を認めた場合は、港湾海岸課に報告しなければならない。港湾海岸課が異常潮位の報告を受けた場合は、速やかに河川課に報告するものとする。

2 報 告 事 項

報告の主な事項は以下のとおりとする。ただし、潮位観測員は観測にあたり安全を最優先し、危険が及ぶおそれがある場合はこのかぎりではない。

イ 風向及び風速の概要

ロ 潮 位

ハ 波高 (推定) 及び波頭より防潮堤天端までの余裕。

3 検潮儀設置箇所一覧表

検潮所名	管理者名	位 置			種 類
		郡 市	町 村	大 字	
三 島 川之江港	県	四国中央		三島中央	テレメーター
新居浜港	新居浜港務局	新居浜		多喜浜	自記
東予港	県	西条		大新田	テレメーター
今治港	今治市	今治		片原町	自記 テレメーター
波止浜港	県	今治		波止浜	テレメーター
松山港	松山地方气象台	松山		海岸通	テレメーター
三崎港	県	西宇和	伊方	三崎	テレメーター
宇和島港	松山地方气象台	宇和島		住吉町	テレメーター
御荘港	県	南宇和	愛南	御荘平城	テレメーター

4 高潮浸水想定区域の指定

水防法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、豊後水道東沿岸、伊予灘沿岸、燧灘沿岸に係る高潮浸水想定区域を指定

公開 HP: <https://www.pref.ehime.jp/h40500/takashio/takashioshinsui.html>

第6節 水位等の情報提供

1 水位等の観測データの公表

テレメータにより収集された県内（国土交通省、気象庁、県等）の雨量・河川水位・ダム諸量等は、下記のウェブサイトで閲覧が可能である。

「愛媛県 河川・砂防情報システム」 <http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

2 危機管理型水位計による河川情報提供

川の水位が上昇した時に水位情報を提供する危機管理型水位計は下記のウェブサイトで閲覧が可能である。

「川の水位情報」 <https://k.river.go.jp>

「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp>

3 河川監視カメラ及び簡易型カメラによる河川情報提供

県水防警報河川における河川状況（静止画像）は、下記のウェブサイトで閲覧が可能である。

「愛媛県 河川・砂防情報システム（河川カメラ情報）」 <http://www.pref.ehime.jp/kasen/Default.htm>
（平成 27 年 3 月 30 日運用開始）

4 河川情報アラームメールによる情報配信

(1) アラームメール

愛媛県河川情報アラームメール（えひめ^{かわ}河川メール）は、あらかじめ利用登録されたユーザに対し、愛媛県が取扱う県内の雨量・河川水位や県管理ダムの放流情報を配信するサービスである。

利用に当たっては、携帯電話やパソコン等から下記にアクセスし登録が可能である。

「愛媛県河川情報アラームメールサービス」 <http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>
（平成 25 年 6 月 1 日運用開始）

(2) 配信情報

イ 雨量 : 雨量観測データ（138 箇所）
降雨量解析値（レーダー）

ロ 河川水位 : 水位観測所データ（28 河川、39 箇所）

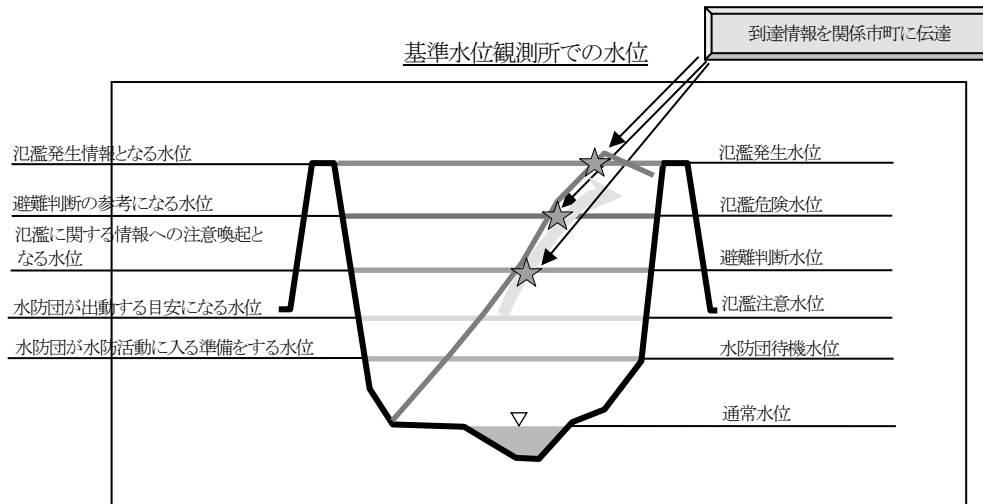
ハ ダム : ダム放流量等

(3) 配信基準（基準値は選択可能）

イ 雨量 : 10 分雨量基準値超過時、時間雨量基準値超過時、累加雨量基準値超過時

ロ 河川水位 : 水防団待機水位超過時、氾濫注意水位超過時、避難判断水位超過時、氾濫危険水位超過時（下回った場合の配信設定可能）

ハ ダム : ダム放流時（県管理ダム）



第7節 水門等の操作

1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

- (1) 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（津波・高潮）

- (1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の操作責任者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第8節 河川、港湾の貯木対策

貯木場内の保留木材の流出による被害を防御するために、次のことを定める。

1 実施責任者

- (1) 流木の被害を防御するための貯木対策指導は県が行う。
- (2) 貯木場占用使用者は、災害時の河川の氾濫や高潮等により、貯木の流動を防止するため必要な処置を講ずるものとする。

2 事前措置

- (1) 木材入荷状況の把握
- (2) 貯木状況及び現在量の把握並びに必要時の管制
- (3) 流出防止対策の指導
- (4) 災害時における流木回収能力の把握

3 事後措置

- (1) 流木状況の調査
- (2) 流木状況の船舶及び関係者への周知
- (3) 流木の早期回収の勧告又は除去命令の発動
- (4) 流木の回収状況の把握及び関係者への周知
- (5) 流木の早期回収の実施とその推進

第9節 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わなければならない。

1 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- (2) 豪雨、地震等により決壊、漏水、欠け崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、内水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

2 出 動

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）を出動させるものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。

- (3) 台風が本県もしくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたととき。

3 出動の要領

水防作業員は出動に際し、1番手、2番手、3番手の3班に分け、各班の出動人員は定員3分の1を基準とする。

第10節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部又は土木事務所に通知するものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と上面と裏側の3班に分かれて巡視し、又は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは堤防延長500m～1,000mに監視員1人、連絡員2人の基準で監視にあたり、特に次のことに注意し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに地方局建設部又は土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

- (1) 居住側斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ。
- (2) 川側斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ。
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下。
- (4) 堤防の越水(水があふれる)状況。
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合。
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状。
- (7) 高潮時における越波状況の異状。
- (8) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

第11節 水防作業

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成するときがあることから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、適切な水防に努めなければならない。

工法の選定に当たっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮し最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

河川堤防の決壊原因にどのようなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- (1) 越水（溢水）による場合…堤防から水があふれでて、居住側斜面から決壊していく。
 - (2) 浸透（漏水）による場合…河川の水位が高い場合、水圧により居住側斜面に河川水が湧水して堤防が決壊していく。
 - (3) 深掘れによる場合………河川水の流勢や波浪により川側斜面が深掘れされて決壊していく。
- （注）水防工法の詳細については、資料編第6 水防工法 P191～P217 参照

2 水防作業上の心得

- (1) 水防団員は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとったりしてはならない。
- (2) 作業中は私語を慎み、集中して行うこと。
- (3) 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「決壊」等の想像による言動をしてはならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせたりしないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- (5) 洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大のとき又はその前後である。しかし、斜面の崩壊は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位3/4位に減少したときが最も危険）ことから、洪水が最盛時を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

3 水防資器材の補充

水防管理団体は、自己の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予測される場合は、管内管理団体に備蓄資材の応援を求めることができる。

4 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第12節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- 1 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を所轄建設事務所長・土木事務所長に速やかに報告し、所轄建設事務所長・土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。
- 3 水防管理者は、所管警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第13節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があつた場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

3 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

1, 2の氾濫・決壊・漏水等の通報は、資料15「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の

迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定める。

4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

1、2に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、資料15のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「第12節 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、5 決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

5 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第14節 水 防 解 除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険でなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなって水防活動の終了を命じたときは、これを一般に周知するとともに地方局建設部長又は土木事務所長に通報するものとする。

この通報を受けた地方局建設部長及び土木事務所長は、直ちに水防本部（河川課）にその旨報告するものとする。

第6章 水 防 施 設

第1節 水防倉庫及び資器材

1 水防倉庫及び資器材の整備

(1) 県

水防管理団体の備蓄水防資器材で緊急の場合に際し不足するような場合、応急支援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により、水防倉庫を管理している地方局建設部長及び土木事務所長が払出し使用するものとする。

県 倉 庫 使 用 計 画

県 倉 庫 名	管 理 機 関 名	対 象 管 理 団 体 名
本 部 倉 庫	中 予 地 方 局 建 設 部	県内水防管理団体
四 国 中 央 倉 庫	東 予 地 方 局 四 国 中 央 土 木 事 務 所	四国中央市
西 条 倉 庫	東 予 地 方 局 建 設 部	新居浜市、西条市
周 桑 倉 庫	”	西条市
今 治 倉 庫	東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	今治市、上島町
大 洲 倉 庫	南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	大洲市、内子町
八 幡 浜 倉 庫	南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	八幡浜市、伊方町
西 予 倉 庫	南 予 地 方 局 西 予 土 木 事 務 所	西予市
宇 和 島 倉 庫	南 予 地 方 局 建 設 部	宇和島市、松野町、鬼北町
愛 南 倉 庫	南 予 地 方 局 愛 南 土 木 事 務 所	愛南町

地方局建設部長及び土木事務所長は、水防管理団体が所管する区域の地勢や水防活動の実施状況等に応じて必要な水防資器材を備蓄するものとし、常にその在庫員数を調査し、員数が不足した場合は補充するとともに、その受払を明確にしておくものとする。

(注) 水防資器材保有状況は、資料編第3 P141～P151 参照

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつめるよう努めなければならない。設置倉庫は、国土交通省建築基準、間口 9.1m、奥行 3.64m、面積 33 m²を目安とし、設置箇所は水防活動に便利な箇所とすること。

水防倉庫 1 棟当たりの資材備蓄の目安となる数量は次表のとおりとする。

なお、水防管理者は所管する区域の地勢や水防活動の実施状況等に応じて、その種類・数量を増減することができる。

水防資材備蓄の目安（水防倉庫 1 棟当たり）

資 材 名	単 位	数 量	
土のう用袋類（空袋、かます、麻袋、ビニール袋）	枚	3,000	
杭 ・ 丸 太 類	1 m	本	100
〃	2 m	〃	100
〃	3 m	〃	50
〃	4 m	〃	50
縄	巻	10	
む し ろ	枚	30	
鉄 線	kg	50	

第 2 節 輸 送 の 確 保

水防管理団体は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる想定のもとに万全の措置を講じ、地方局建設部、土木事務所、四国地方整備局各河川国道事務所、水防管理団体相互の連絡経路及び資材の機動確保等について事前に調査して具体策を立案しておくものとする。

水防本部において水防現地に対する水防資材の輸送、応援人員の輸送等については、県地域防災計画の緊急輸送計画による。

第3節 通信連絡施設

1 県の通信施設

本県の通信施設においては、従来からの地上系防災行政無線を無線設備の老朽化等に対応するため、平成13年度から平成15年度にかけて、県庁や中継局、総合庁舎を結ぶ基幹部分を愛媛情報スーパーハイウェイ及び多重無線回線へ移行した。平成19年度には、県と市町等を結ぶ端末部分及び愛媛情報スーパーハイウェイ部分をブロードバンドの有線方式に切り替え、平成20年4月から「地上系防災通信システム」として運用を開始している。

更に、平成27年度から2か年をかけて、回線の多重化、非常用電源及び映像機能を強化し、耐災害性を大幅に向上させ、災害時の情報収集・伝達体制の一層の充実強化を図っている。(図 P219～220 参照)

2 河川等情報システムの整備

本システムは、県下全域の雨量、水位等の観測データを即時に収集・把握し、防災関係機関への情報提供を行うとともに、的確な水防警報の発表や住民への避難指示の迅速化など、総合的な水防体制と防災体制の確立を目指し、平成8年度から整備を行い、平成10年4月から八幡浜、大洲、西予土木事務所管内、平成11年4月から中予地方局管内、また、平成12年4月から東予地方局、南予地方局管内並びに県庁統括局で運用を行っている。

本システムは、県庁に設置される統括局と東、中、南予地方局建設部に設置される監視局(3箇所)及びその他土木事務所に設置される土木局(7箇所)及び観測局から構成されている。

県内全域には、観測局として雨量局及び水位局が合計98局設置されており、3箇所の監視局に設置されたテレメータ監視装置で各監視局管内の観測局を呼び出し、雨量・水位等の観測データを収集している。

各監視局において収集した観測データを元に、10分間隔の定時演算処理から日集計演算までの一次演算処理を行っている。処理されたデータは、表示端末装置により画面表示するとともに、愛媛情報スーパーハイウェイを利用して統括局へ伝送する。(図 P221～222 参照)

統括局へ伝送された全県データは、二次演算処理を行った後、表示端末装置にて画面表示している。

また、統括局に集められた観測データ及び処理データは各監視局へ配信し、監視局においても統括局と同様の全県域の観測データを表示することが可能となっている。(図 P223～224 参照)

なお、本システムで表示可能な主なデータは次のとおりである。

◎雨量 (58 箇所) 雨量 (10 分、30 分、1 時間、3 時間、6 時間、24 時間、累計)

※ 通常 10 分観測

◎水位 (40 箇所)

※ 通常 10 分観測

◎ダム諸量 (6 箇所) 諸量 (貯水位、貯水量、流入量、放流量、貯水率)

※ 通常 10 分観測(一部ダムを除く)

平成 18 年度から四国地方整備局の光ファイバー網を利用した整備局と四国 4 県の「情報提供ネットワーク」の運用を開始し、整備局から県に対し映像情報が提供されることとなった。

また、平成 19 年 11 月から県内(国土交通省、気象庁、県等)の雨量・河川水位・ダム諸量等を県のウェブサイトにおいて公開し、平成 25 年 6 月から、利用登録者に対し愛媛県河川情報アラームメール(えひめ^{かわ}河川メール)を、平成 27 年 3 月から河川監視カメラによる河川状況(静止画像)を配信している。

3 災害時優先電話及び非常・緊急電報

天災、事変等で水防関係の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、公共の利益等のために緊急を要する通話及び電報であって、他の通話及び電報に優先扱いするものであり、以下により利用する。

(1) 災害時優先電話

あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 電報の非常・緊急扱い

イ 利用期間は、前記の事態の発生又は発生するおそれのあるときからその事態が解消するまでとする。

ロ 電報申込の際、必ず「非常」又は「緊急」の旨を告げること。

ハ 水防関係機関等相互間において発信し又は配達を受ける場合に限る。

(例)

非常扱い通話又は電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要する事項	気象機関相互間
2 洪水、内水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用無線、電話等の通信施設を使用することができる。

イ 四国地方整備局無線施設

ロ 警察通信施設

ハ 気象台通信施設

二 四国旅客鉄道株式会社通信施設

ホ 電気通信施設

へ 四国電力通信施設

ト 陸上自衛隊松山駐屯地通信施設

チ 海上保安部通信施設（巡視船艇通信施設を含む）

リ NHK松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、愛媛県CATV
協議会通信施設

(4) 報道機関の活用

水防本部は、各種災害対策事項については放送局及び新聞社の全面的協力により、これを報道するものとする。

(5) その他の非常連絡

各水防管理団体は、各集落等との連絡のため、一般加入電話所有者又は有線放送等の管理者と
その施設を水防時に使用することを協定し、非常連絡のできる措置を講じておくものとする。

第7章 協 力 及 び 応 援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する重信川水系及び肱川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者四国地方整備局長>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- (6) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者愛媛県知事>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体と共に河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

第2節 徳島県及び高知県との協定事項

銅山川、仁淀川(面河川)、広見川、篠川等下流の徳島県及び高知県との境界における関係水防管理者は、水防については互いに協力応援するものとする。

- (1) 下流の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の支障のない範囲内で水防作業あるいは必要な資材及び器材類をもって応援するものとする。
- (2) 前項の各水防管理者は、相互の情報を連絡する箇所及び使用する通信施設等を定め、情報連絡をとる。

第3節 応援及び相互協定

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。又、水防管理者及び地方局建設部長、土木事務所長は、あらかじめ次の事項について協定しておくものとする。

- (1) 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
- (2) 法第22条に規定する警察官の援助要求について
- (3) 法第29条に規定する退避について
- (4) 一般被害、土木災害の情報交換について
- (5) 災害時における水防活動車両の運行に関する協力要請について
- (6) その他水防について

3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、緊急の場合は法により必要に応じて他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めることができる。
- (2) 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定めるものとする。

4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に災害派遣を要請するものとする。

この際、現地責任者（水防本部長、関係水防管理者、地方局建設部長及び土木事務所長）は、次の事項に留意する。

- (1) 自衛隊の受入れ・連絡体制

自衛隊災害派遣が決定した場合、速やかに派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等

の受入れ準備をするとともに、派遣部隊の活動に対する協力等の連絡調整等の連絡にあたらせる。

(2) 誘導及び他の災害救助復旧機関との競合重複排除

応援のため派遣された自衛隊の当初の誘導及び自衛隊の活動が、他の機関と競合重複しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資器材の準備

自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資器材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

第4節 ダム水防連絡協議会

ダム管理事務所長は、毎年出水期前に、利用者、地元、警察署及び水防関係者で組織する水防連絡協議会を開催し、下記の事項について協議し、その結果について河川課に報告するものとする。

(1) 各ダムの役割及び放流計画

(2) ダム放流操作に関する情報提供

(3) その他水防に必要な事項

第5節 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡及び調整の円滑を図るとともに、激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

地方局建設部長及び土木事務所長は、毎年出水期前に管内の水防管理団体（市町）、消防機関、警察署、その他水防関係機関にて組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催し、下記の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図るものとする。

なお、開催結果について河川課に報告するものとする。

(1) 水災による被害の軽減に資する取組について

(2) 水位情報等の連絡について

(3) 危険防止対策について

(4) 水防資器材の補充応援について

(5) 避難対策について

(6) 水門、樋門の管理、操作について

(7) 流域治水について

(8) その他水防に関する事項

(参考) 第5節 (7) の取組事例

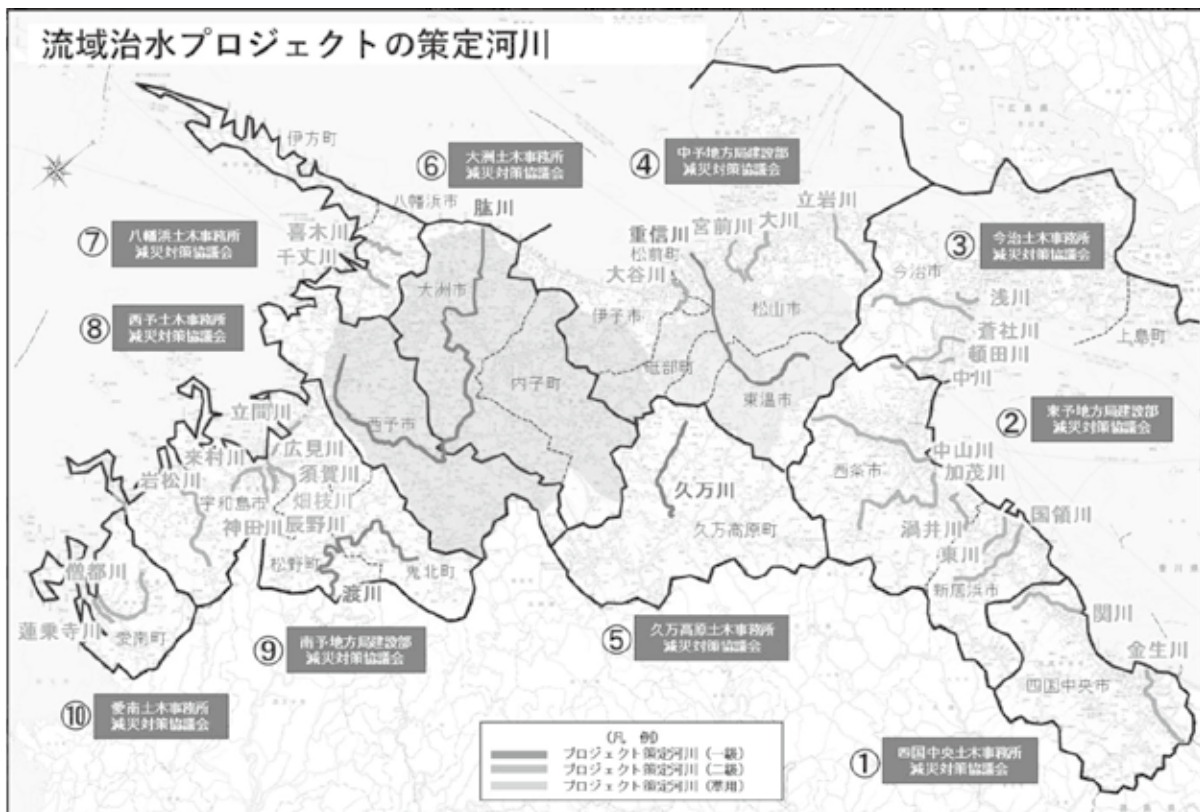
流域治水プロジェクト

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

河川管理者を含む、あらゆる関係者(国・県・市町・企業・住民等)の協働により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速させ、地域住民の安全・安心の確保を図るものである。



(流域治水プロジェクトイメージ)



(流域治水プロジェクト策定河川)

流域治水プロジェクト策定河川

No	協議会名	委員	流域治水プロジェクト 策定河川				策定日 (協議会開催日)
			策定数	一級水系	二級水系	準用河川	
①	四国中央土木事務所管内 減災対策協議会	【市】四国中央市長他 【県】四国中央土木事務所長 【警察】四国中央警察署長 【消防】四国中央市消防本部消防長	2		(二)金生川 (二)関川		R3.12.22
②	東予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市】新居浜市長他、西条市長他 【県】東予地方局建設部長、鹿森ダム・黒瀬ダム管理事務所長 【警察】新居浜・西条・西条西警察署長 【消防】新居浜市・西条市消防本部消防長	5		(二)国領川 (二)東川 (二)渦井川 (二)加茂川 (二)中山川		R3.12.15
③	今治土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】今治市長他、上島町長他 【県】今治土木事務所長、玉川ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本部消防長	2		(二)蒼社川 (二)浅川		R3.11.30
			2		(二)頓田川 (二)中川		R5.2.27
④	中予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市町】松山市長、伊予市長、東温市長、松前町長、砥部町長 【県】中予地方局建設部長 【警察】松山東・松山西・松山南・伊予警察署長 【消防】松山市消防局長、東温市消防本部消防長、伊予消防等事 務組合消防本部消防長	1	(一)重信川			R3. 3.22
			(1)※	(一)肱川			R3. 3.19
			4		(二)立岩川 (二)大川 (二)宮前川 (二)大谷川		R3.12.24
⑤	久万高原土木事務所管内 減災対策協議会	【町】久万高原町長 【県】久万高原土木事務所長 【警察】久万高原警察署長 【消防】久万高原町消防本部消防長	1	(一)久万川			R3.12.16
⑥	大洲土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】大洲市長、内子町長 【県】大洲土木事務所長 【警察】大洲警察署長 【消防】大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長	1	(一)肱川			R3. 3.19
⑦	八幡浜土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】八幡浜市長、伊方町長 【県】八幡浜土木事務所長 【警察】八幡浜警察署長 【消防】八幡浜地区施設事務組合消防長	2		(二)千丈川 (二)喜木川		R3.12.21
⑧	西予土木事務所管内 減災対策協議会	【市】西予市長 【県】西予土木事務所長 【警察】西予警察署長 【消防】西予市消防本部消防長、八幡浜地区施設事務組合消防長	(1)※	(一)肱川			R3. 3.19
⑨	南予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市町】宇和島市長、鬼北町長、松野町長 【県】南予地方局建設部長、須賀川ダム・山財ダム管理事務所長 【警察】宇和島警察署長 【消防】宇和島地区広域事務組合消防長	1	(一)渡川			R3.12.13
			6		(二)須賀川 (二)来村川 (二)神田川 (二)辰野川 (二)広見川 (二)岩松川		R3.12.13
			1		(二)立間川		R3.3.5
			1		(準)畑枝川		R3.12.13
⑩	愛南土木事務所管内 減災対策協議会	【町】愛南町長 【県】愛南土木事務所長 【警察】愛南警察署長 【消防】愛南町消防本部消防長	2		(二)僧都川 (二)蓮乗寺川		R3.12.14
合計			31	4	26	1	

(一)肱川及び(一)重信川水系流域治水プロジェクトは、国が主体となる肱川及び重信川減災対策協議会において、国・県・関係市町が協働して策定した。

※肱川は大洲土木事務所管内減災対策協議会でカウントする。

第8章 水防費用と公用負担

1 費用負担

水防管理団体がその管轄区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担の額及び方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

又、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため必要のあるときは次の権限を行使することができる。

- イ 必要な土地の一時使用
- ロ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ハ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- ニ 車輛その他の運搬具又は器具の使用
- ホ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書			
水防団	部長	何	某
上記の者に		の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任	
したことを証明します。			
年	月	日	
市(町)長			
何			某 印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(第	号)				
		公	用	負	担
		証			
目	的	物	種	類	
負	担	内	容	使	用、収用、処分等
		年	月	日	
				市(町)長	何
				事務取扱者	何
				殿	某 印
					某 印

3 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価により損失を補償するものとする。

第9章 水防活動実施報告

水防活動実施報告書

水防管理者は、水防活動を実施した場合、次の様式による水防活動実施報告書を、活動実施の翌月の5日までに所轄地方局建設部長又は土木事務所長に提出するものとする。地方局建設部長及び土木事務所長は、これを直ちにに取りまとめ、河川課長に提出するとともに、国管理河川で水防活動を実施した場合は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所又は大洲河川国道事務所に提出するものとする。水防活動実施報告は、法第47条第1項、第2項に基づき求めるものである。

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川	水位	m (水位観測所 日 時)	
		雨量	mm (雨量観測所 日 時)	
実施箇所	川	左岸	地先	m
		右岸		
日時	自	月	日	時
				至
				月
				日
				時
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計
	人	人	人	人
概況及び工法	工 法			
効果及び被害状況				
使用資器材	土のう		居住者の 出動状況	
	シート			
	ロープ			
	木杭		水防関係者の 死 傷	
	鉄杭			
	その他			
備考				

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書

令和〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇年 〇月〇日～〇日)		
<p>○概要 〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動又は 被害状況 写真	水防活動 又は 被害状況 写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動又は 被害状況 写真	水防活動又は 被害状況 写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

第10章 水 防 訓 練

1 県

県は、指定水防管理団体の行う水防訓練に協力し、水防工法解説、指導を行い、水防訓練が効果あるよう努めなければならない。

2 指定水防管理団体

(1) 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

なお、水防訓練の実施に当たっては、県の水防担当職員の指導を努めて受けること。

- イ 観 測 (水位、潮位、雨量、風速)
- ロ 通 報 (水防団、消防団の動員、居住者の応援)
- ハ 輸 送 (資材、器材、人員)
- ニ 工 法 (各水防工法)
- ホ 水門(樋門) (角落としの操作)
- へ 避難、立退 (危険区域居住者の避難)

(2) 水防訓練の実施時期

イ 指定水防管理団体の水防訓練は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

ロ 非指定の水防管理団体においても前項に準じて実施するよう努めるものとする。

第11章 水防管理団体の水防計画の基準

1 水防計画作成要領

- (1) 指定水防管理団体の水防管理者は、愛媛県水防計画及び次に示す基準に応じた水防計画(具体的な実施計画)を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。また、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、知事(所管地方局長)に届け出なければならない。
- (2) 水防計画策定については、水防協議会(これに準ずるものを含む)において各種の事態を想定してできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底するよう努めるものとする。

2 水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に計画を樹立するものとする。

- (1) 水防本部の設置・組織
- (2) 水防団分担区域及び動員計画
- (3) 予警報、水防に関する指示命令の受領伝達の方法及び責任者
- (4) 警察、消防、その他関係機関との連絡及び応援計画並びに応援の場合の責任分担
- (5) 水防資材、設備等の整備、備蓄並びにその運用計画
- (6) 避難計画
- (7) 訓練計画

3 留意すべき事項

(1) 危険箇所の把握及び被害想定

水防計画は、実際の活動に適合し得るように、現地に即したものでなければならない。したがって、計画の策定に当たっては、危険箇所の把握並びに被害想定が極めて重要な要素となるので、的確に把握する必要がある。

(2) 関係機関との応(受)援体制の確立

複雑な行政組織の中にあっても、その地域に起こり得る災害の事態に対処できるよう常に関係機関との間に、物的、人的応(受)援体制を周到に検討し確立しておくこと。

(3) 避難計画

次の事項において留意検討する必要があること。

- イ 立退指示の時期(時期の基準)
- ロ 指示の方法及び避難の範囲
- ハ 伝達担当者及び避難誘導の責任者、場所、経路
- ニ 水防管理者、警察、知事の立退指示に関する調整
- ホ 水防管理者と立退避難の指示権の委任
- ヘ 現場指揮体制の確立

第12章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

